JOSHRC

2004 12

安全センター情報

安全センター情報2004年12月号 通巻第314号
2004年11月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可

特集● 台湾過労死会議/新局面迎えた石綿対策

写真：2004年世界アスベスト東京会議のポスター

なくせ！労災隠し

毎日新聞大阪本社労災隠し取材班

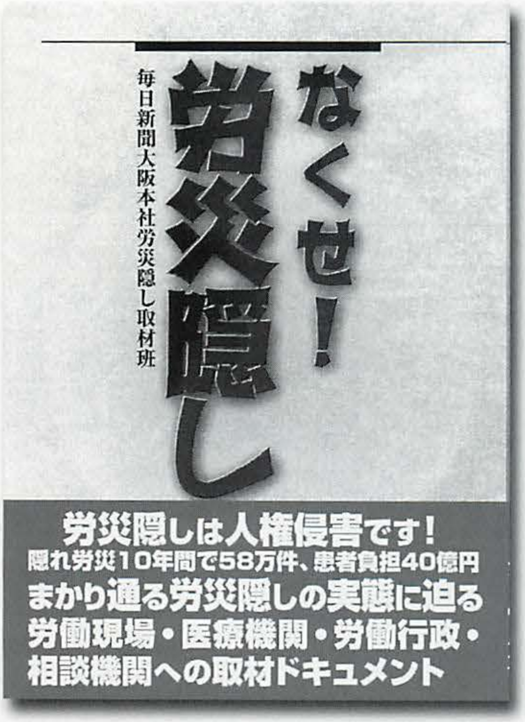

隠れ労災10年間で58万件、患者負担40億円

まかり通る労災隠しの実態に迫る
労働現場・医療機関・労働行政・
相談機関への取材ドキュメント

A5判ソフトカバー・208頁
定価　1,575円（本体1,500円＋税）

ISBN4-939042-09-X C0036 ¥1500E

発行 有限会社アットワークス
大阪市中央区南新町1-1-1　オクダ南新町ビル2階
TEL：06-6920-8626　FAX：06-6944-9807
E-mail：info@atworx.co.jp　URL：http://www.atworx.co.jp

『なくせ！労災隠し』を推薦する

全国労働安全衛生センター連絡会議議長・医師　天明　佳臣

よい本が出た。

これは労災保険について、全国紙の記者たち自身が制度の実際を知らなかったことを正直に認め、取材に取材を重ねた上で、働く人びとのために、その制度と現状、そして問題点を正確に、かつわかりやすく提示した本だ。

「記者の目」、「労災隠しの現場から」、「報道記事から」、「労災をめぐる諸問題」の四部から構成されている、その「労災隠しの現場から」冒頭の五点にまとめられた労災保険の有利な点の説明にまず感服し、読み進められた。新聞記者のプロの筆力もあるだろうが、それだけではないだろう。政府刊行物との違いは、徹底して労災被災者の立場に立ち、事実を追求しようという記者たちの「志」にあるに違いないことが、ひしひしと伝わってきた。

■本書の書店でのご注文について
書店にて本書をご注文の際は、このチラシをご持参ください。

■書店担当者様
本書は、地方・小出版流通センターの取扱図書です。
注文制です。左の注文カードをご利用ください。
地方・小出版流通センター
FAX:03-3235-6182
TEL:03-3260-0351

注文カード　地　定価1,575円(税込)　地方小出版流通センター取扱品	発行所	アットワークス
書店名(帖合)	書名・著者名	毎日新聞大阪本社労災隠し取材班・著　なくせ！労災隠し
	定価	1,575円
	本体	1,500円＋税5%
	注文数	

注文制です　返品のないようにお願いします

ISBN4-939042-09-X C0036 ¥1500E

安全センター情報2004年12月号目次［全国労働安全衛生センター連絡会議　通巻第314号　2004年11月15日発行］

台湾で国際過労症検討会
台湾・香港・日本の経験交流と討論
全国安全センター議長　天明佳臣 …2

台湾における職業病認定制度の問題点
中華民国工作傷害受害人協会（TAVOI）秘書長　黄 小陵 …8

特集／新局面迎えたアスベスト対策

「原則禁止」政令が施行「石綿障害予防規則」提案
作業環境管理濃度も引き下げへ
全国安全センター事務局長　古谷杉郎 …10

「原則禁止」政令改正から施行まで …13
作業環境測定・評価基準の一部改正 …28
石綿障害予防規則案 …30

地方自治体非常勤職員の災害補償制度の問題点
労働基準法違反の条例もある
関西労働者安全センター事務局長　西野方庸 …38

連載32―塩沢美代子
語りつぎたいこと …46

ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き
「インドにおけるアスベスト曝露」国際会議 …50

各地の便り／世界から

兵庫●船員保険二例目の中皮腫も同職場 …54
新潟●30年前の曝露で型枠大工の中皮腫認定 …54
沖縄●ハツリ労働者のじん肺肺がん認定 …55
神奈川●事故後3年目の逆転公務上認定 …56
大阪●待機時間を含めず業務外認定 …57
ベトナム●4年目のメコンデルタ2004 …58

表紙写真／2004年世界アスベスト東京会議（GAC2004）のポスター

台湾で行われた国際過労症検討会

台湾・香港・日本の経験交流と討論

天明佳臣
全国安全センター議長

はじめに

いささか旧聞に属するが、4月25日に台北市で開かれた過労死の国際討論集会に出席したので、その周辺の雑事もふくめて報告したい。

この討論集会は、主催団体が台北労働組合連合会（産業総工会）と労災被災者を支援するNPO（工作傷害受害人協会、略称TAVOI）で、東アジアで過労死を問題にしている香港、韓国、日本を招いて昨年開催されるはずだった。ところが、例のSARS発生のために延期されたのだ。当初、日本からは全国安全センターの古谷事務局長が出席する予定で、日本の過労死認定基準の変遷から過労自殺基準もふくめて詳細な資料を英訳して送ってあった。

ところが、彼は5月はじめにベトナムでのアジア労災被災者ネッワークの会議に出席することになっており、続けて事務所を空けるわけには行かず、私に振られてきたのだ。

TAVOIを目指して

私はよい機会だから台北の後、GAC2004（2004年世界アスベスト東京会議）のオルグのために香港に立ち寄る計画を立て、同行の妻とともに、24日の午後に成田を発ち19時30分に台北国際空港に着いた。台湾は2回目で、前回は午後の明るい内に着き空港からすんなりと予約したホテルに着けたが、今回はもたついてしまった。

TAVOIの指示は、空港からバスで台北駅、そこからタクシーでTAVOI事務所へ来てというもの。さて空港ビルを出ると、バスは沢山止まっていたがどれも団体用で、大汗かいてやっと発車直前の台北駅行き急行バスにたどり着き、飛び乗った。ともかく座席に坐わると、たとえば窓のカーテンが針金で押さえてあり、シート・リクライニングのレバーはがたがたで作動しない相当のおんぼろバス、乗客は数人しか乗っておらず、それで真っ暗な高速道路をぶっ飛ばしてゆく。思わず運転席のバックミラーに写っている運転手の顔をうかがったが、善良そうなおじさんでとりあえずひと安心した。バスは市街に入ってから確か3か所ほど止まり、一時間余りで台北駅前に着いた。

やれやれと、バスの荷物入れから私たちのスーツケースを取り出すと、いささか人相の悪いおっさんが黙ってさっさと運んでゆく、あわてて後を追うと彼はタクシーの運転手だった。あらかじめ大型のカードに書いておいたTAVOIのオフィスの住所を示すと、

天明佳臣さん

胡散くさげにこちらをじろっと見て、明らかに友好的でない雰囲気でハンドルをきった。しかし、指示書にあったように、約15分で活気あふれる大衆食堂の前に止って、運転手君はあごをしゃくった。深夜営業の食堂や、ネオンけばけばしい風俗店が立ち並ぶ街区にある雑居ビルの10階にTAVOIの事務所はあった。外国のよく知らないところに行くときは、旅慣れているつもりでも、得てしてこんなものだ。

TAVOIの事務所は、全国安全センターと東京センターのZビル5Fより少し狭いかなと思われた。午後の10時を過ぎているのに、小さな女児がひとり活発に走り回り、10人余りの若者が忙しそうに働いていた。あとで分かったのだが、若者たちは、25日の夜に市内の公園で行うコンサートと労災事故の音楽劇ための準備をしていたのだ。

あとで分かったこともうひとつ、TAVOIが入居しているビルは、2Fから9Fまでは日本人男性観光客のための怪しげなキャバレーの類が入っている。エレベターホールには1階と10階の入居者の名称しか表示されていなかったのは、そのためらしい。タクシーの運転手が私たちに非友好的とみえたのは、多分このじじ・ばばはなに者だと思ったのだろう。

TAVOIのスタッフとは香港でなん度か逢っているが、私が覚えているのはKu Yu-Ling(顧玉玲)だけ。4年前に東京の労働安全衛生学校に参加したとき、彼女は妊娠中だったが、事務所の中ではしゃいでいた女児は、そのときお腹の中にいた児だった。

Ku Yu-Lingのあとの新任事務局長のMs. Huang Xiao-Ling(黄小陵)は小柄で、一見して高校生のような童顔だったが、てきぱきと次のような説明をしてくれた。韓国からは急に欠席の連絡が入ったこと、そのため討論集会は25日の1日だけにしたが、私には26日の午前中いっぱい、TAVOIのスタッフとの討論につきあって欲しいとのこと。

香港からは私たちが親しく、私の家になん度も泊まったことのあるエイジアン・モニター・リソウス・センター(AMRC、アジア全域の労働問題をチェックしているキリスト団体傘下のNPO)のアポ・ランと労災被災者権利擁護協会(ARIAV、これもNPO)のチャン・カン・ホンが来ていることなど。そのあと、かなり余分なことながら、私たち夫婦のために残しておいたらしい夕食をすすめられ、私は鳥スープだけに口をつけたが、思わずうなってしまうほどの美味さ、お代わりをいただいてしまった。

台湾からの報告

宿舎と討論集会の会場は、台北市教師会館というところで行われた。翌25日、朝食のときにアポとチャン・カン・ホンに逢った。不思議な人たちで、初めて会ったときからもう20年近くなるのに、容貌がその頃とほとんど変っていないように見え、その上いつもニコニコと実に活気にあふれている。

討論集会の実質の討論は、まず台湾の「台湾における職業病認定の問題点」で始まった。そもそも職業病の報告、調査、認定のシステムが確立していない。過去10数年、じん肺以外の職業病は公式データをふくめてわずか数百例で、毎年5万から6万件ある労働災害と比べて少なすぎる。多くの労働者が腰痛、騒音性難聴、職業がんに罹患し、過労死していても、記録に載っていないに違いない。

過労死ばかりでなく職業病について、交渉を持っても、所管の労働保険局(Bureau of Labour Insurance、BLI)は職業病専門医を隠れみのにしてほとんど聞く耳を持たない。専門医は疾病の病理につ

いての知識はあっても、労働現場には関心なく、そもそも労働現場を調査する人もいなければ時間もない。現場実態を最もよく知るのは、そこで働く労働者である。ところが彼らが職業病ではないか、作業環境中になにか有害物質があるのではないかと疑っても、それを証明する手段を持っていない。

過労死の認定基準はあってもないに等しい。最近も、32歳の青年の明らかに過労に起因すると考えられる心筋梗塞死をBLIは却下した。産業構造と労働態様の変化、リストラやレイオフの嵐の下で、多くの労働者は職をつなぎとめることにやっとで、労働負担の増加に耐えている。いま台湾では、<2人分の給与で3人雇い、4人分の仕事をさせる>――この手の状況がいつでもみられる。

過労死認定基準は労働問題審議会(Council of Labour Affairs、CLA)によって2年前に改定されたが、なお満足なものからはほど遠い。死亡前の労働時間:24時間の連続労働、1週間毎日16時間以上の労働、あるいは死亡前の2から6か月の各月ごとの残業が80時間以上あること、こうした条件が明らかに通常の作業負担をこえているという客観的な証拠を提出できること、さらに作業現場において疾病を引き起こしたストレスの強さが、その疾患のほんとうの病因であると証明されること(これはむちゃくちゃだ)。

したがって、<ひどく違法な残業>に基づき、夜昼にわたって死ぬまでこき使われて死亡しても、過労死とされるとは限らないのだ。職業病の予防についてのTAVOIの主張は、1)報告の権利; 職業病の報告システムに第一線の労働組合、労組連合、労災被災者団体も加えるべきである、2)検討の権利; 労組が労働現場において過労死あるいは他の職業病ではないかという事例を見つけたならば、調査検討をするために公的補助金が利用できるようにすべきである。

香港からの報告

発言の順序では台湾の後に私が話したのだが、チャンさんの香港報告を先に紹介する。

香港政庁の過労死に対する姿勢に関するかぎり、台湾となんら変わりがないようだ。しかし、関連する運動を長時間労働の規制にしぼり、また、政庁の作業関連死亡データからのアプローチもしている点で、台湾の人たちに参考になる情報を提供したように思えた。

政庁は、「過労死」は日本で騒がれているだけで、心配する必要などないという姿勢で、調査も研究もしようとしていない。一方、過労死が疑われる被災者が出た労働組合も、人材不足で十分な資料が収集できずにいる。したがって、過労死は、ベールに包まれたままの状態にある。しかし、そうした状況下にあっても、チャンさんたちのNPOグループは、政庁発表データの「作業関連死亡」(Work-related Fatalities)という項目の中に、「Death by Natural Causes (<普通の病死>とでも訳したらよいか、以下DNCSと略)」があり、これらは、しばしば心臓発作や脳卒中による死亡であり、過労死に該当する事例であろうと考えている。

2002年の「作業関連死亡」228件のうち35件がDNCSで、2003年には184件中25件がDNCSだった。香港シテイ・ユニバーシテイが2004年3月に発表した調査データによると、香港労働者に共通する特徴的な労働過重負担の主要因は、長時間労働にあるとしている。労働者の年間平均労働時間は3,398時間であり、1日8時間を標準労働時間とすると、1年間に420日も働いていることになる。ちなみに、パリの労働者の年間平均労働時間は1,561時間であり、香港の半分である。

さらにチャンさんたちが問題にしているのは、長時間労働とともに、作業過密性である。労働者は過密労働のゆえに、労働時間を気にしていられない。近年の不況の下で、賃金カットされて、2つも3つもの勤め口を持っている人が当たり前になっている。配膳業（ケータリング）、不動産管理、看護、流通の分野でとくにひどい。建物のガードマンや看護師の交代制は、1シフト12時間で組まれるのが普通だし、トラックドライバーは、毎日18時間も働いている。ホワイトカラーの人たちも、夜8時まで働くのが普通になっている。＜目を覚ましすぐに働け、働いたらすぐに眠れ、目を覚ましたらまたすぐに働け＞（睡眠以外の休息なしということになる）、これが大げさでない香港の現状である。

典型例はトラックドライバーである。香港と中国本土との間の往き来は24時間かかるが、彼らは、しばしば途中での休息を許されていない。過去2年間に＜過労運転＞によるとみられる交通事故のうち死亡事故7件、重症事故298件に昇っている。化学物質中毒によるまれな例を除いて、仕事中の心不全や脳卒中で亡くなった人たちは、いつもDNCSとされて、補償を受けられない。香港の医師たちは、こうした事例が、過重労働による過労死の可能性を検討せず、運命とみなしてしまうのだ。

労働の過重負担と死因との間の因果関係を証明するのは難しく、現状は絶望的である。死亡前の作業記録や作業実態などの資料をとるのも難しい。さらに、法的手段に訴えようとしても、香港の場合、弁護士のための費用は恐らく世界で一番高い。そのため原告は、訴えを起こすのを尻込みしてしまう。にもかかわらず、チャンさんたちは、過労死対策では、労働時間規制の法制化にターゲットをしぼってキャンペインを行っている。これが過労死問題を解決する究極の法的対策のひとつであろうと、チャンさんは述べた。

日本からの報告と議論

私はなにを話し、全体討論にどう参加したか。

はじめに述べたように、日本の状況については、古谷事務長の詳細な資料が送られている。その上、私になにを期待するのか聞いたところ、TAVOIからのリクエストは、次の4点だった。

(1) 日本ではKAROSHIとその家族をどのようにして組織し、政府の認定基準や認定過程の改定をどのように迫っているか。この運動のなかで、最も困難な点はなにか。

(2) 労働組合や被災者とその家族は認定の決定に、参加できるか。（できるとして）本当の圧力となっているか。

(3) 日本における過労死認定基準と補償方法

(4) なんらかの過労死予防法規はあるか

ほとんどは古谷資料で分かるはずだと思ったが、

リクエストに該当する古谷資料を改めて示して簡単に説明した。政府を過労死認定基準の改定に動かした最大の力は、労災と認定られなかった家族が起こした裁判によって過労死と改めて判断された事例だろうという意見を述べた。また、被災者の家族のなかには、大変な努力をして夫や息子や娘の過重労働についての資料を集めて、非認定不服審査あるいは裁判で「勝利」した例も少ないけれどあることにもふれた。

いずれにしても、過重労働かどうかの判断材料の大きなひとつは、日本においても数字で示される労働時間であり、「脳・心臓疾患の認定基準」の専門検討委員会は(1)発症前1か月ないし6か月において、おおむね45時間を越える時間外労働時間が長いと発症との関連性が強まる、(2)発症前1か月における100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いとされている。しかし、ここにいたる経過を示した。

1961年基準;(災害主義)「発症直前もしくは24時間内の災害的出来事」

1986年改定;(過重負荷主義)「発症前1週間内に継続する過剰負荷の存在」

1995年通達;「いわゆる認定基準の弾力的運用」

1996年部分改定;「心臓性突然死」の認知

2001年改定;上述の長時間労働(長期間にわたる場合も含めた)による「疲労の蓄積と脳・心臓疾患との関連性」の認知など。

過労死の予防には、仕事の量(時間外労働、休日労働などの労働時間)と仕事の質・責任(交代制勤務、仕事の密度の増加など)が、検討必須の項目の中では、まずなされるべきでだと考える。そうする過程で、たとえば、ホワイトカラーの「裁量労働時間制」が、必ずしも企業の業績向上につながらなかった例も紹介した。労働の長時間化と過密化の問題である。

さらに、労使によって、事業所内で行う検討の手法として「労働安全衛生マネジメントシステム」について言及し、作業環境内の危害要因(ハザード)とリスクをはっきりと区別し、危害要因を特定してリスクの

低減を図ること、また明日からできる低コスト改善は必ずあり、その積み重ねによって、労使双方はさらに改善志向型になってゆくようなマンネリズムにおちいらぬ、スパイラル・アップの取り組みの重要性を強調した。

しかし、出席者の反応はどうだったか。こんなフロアーからの質問があった。その人は労組の役員だったが、どうも「労使」というのが気に入らなかったのか、かなりしつこく(?)合理化に組みすることにならないか、という。こちらも一生懸命のリスクアセスメントと職場改善によって、労働者の負担を軽減し、生産量も向上させた例はいくらもあると反論した。

台湾の報告では、労働者がどれほど過酷な労働条件の下で働かせられているか分かった。あなたたちは明日から緊急に労働者のためるこしなければならないことが一杯あるのではありませんか。そのために、あなたはなにもしないのですか、とやや挑発的に言った。このやり取りを聞いていたKu Yu-Lingが、眠った子供を小脇に抱えて、すっと立ち上がり、ものすごく力の入った演説をした。私の主張を支持してくれたのかどうか、私の妻は、彼女の早口の中国語は聞き取れなかったそうだ。ともかく、TAVOIのメンバーも総工会の役員も、労働法規ばかりにこだわるのはなぜか。かれらの運動に医師と労働安全衛生領域の研究者がいないことによるのではないか、と思えてならなかった。

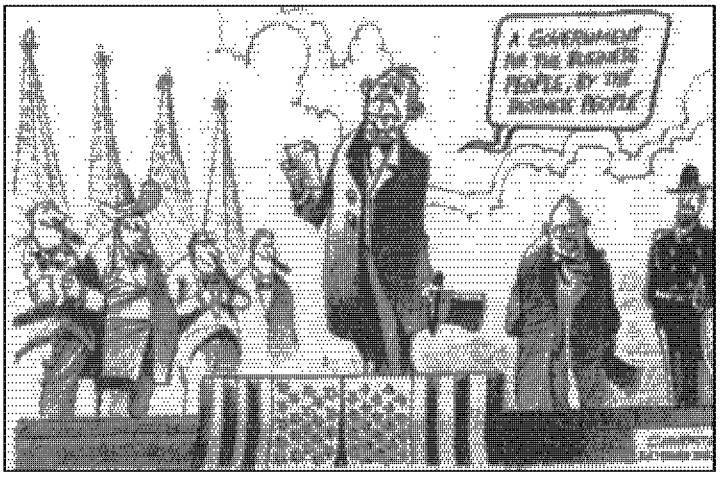

その夜、TAVOI主催のコンサートと音楽劇に誘われた。その会場は、下町の表通りから少し入った公園だった。野外の組み立てステージは明々と照明されて、すでにコンサートが始まっていた。グループサウンドのイケメン風のボーカルに、TAVOIの人たちとは雰囲気も服装も違う娘たちが、しきりに声援を送っていた。

音楽劇は、労災事故で膝から下を切断した労働者の裁判を主題にしていた。通訳の人がときどきいなくなったが、内容はおおよそ想像できた。原告と会社との間の争いは、紆余曲折の後に、原告勝利の判決が出ると、公園に集った人たちは大いに盛り上がった。劇が終わると、大勢の人たちと一緒に私たちもステージに上げられて、写真を撮られた。

そして、全体のしめで歌われたのが、私たちにとってほとんど40年以上ぶりであったが忘れられないメロディ、「インターナショナル」だった。周囲をみると大体皆さん歌詞は知っているようで、文字どおり合唱である。1943年に解散した第3インター(コミンテルン)の歌が、なぜ2004年4月の台湾で歌われるのか、よく分からない。

アジアの仲間として付き合う

26日の午前中は、TAVOIの事務所での話し合いには、香港のチャンさんと私が出た。しかし、やはり労災関連の不服審査手続などの法規ばかりを聞かれた。私は前の日から考えていたことを口にした。やはりTAVOIの運動には、医師や労働安全衛生の専門家が加わっていないのだ。「医師はエリートだから、私たちと一緒に運動をする人はいない」、という。「(まあそれなりにという程度だが)私もリッチファミリーの出だけど、こういう仕事をしているよ」、「いや、日本と比べて、貧富差のレベルが違う」となかなか認めないが、医師や研究者の協力の必要性、それを求めることの必要性には、同意をえたのではないか。

日本でいま直面している労働時間関連の問題では、裁量労働時間制ばかりでなく、情報技術の革新の進む中で、メール、携帯、ラップトップなどによって、週7日×24時間のオンコール状態に置かれている労働者も出ている。と私が話している最中「ピピッ」と誰かの携帯のベルが鳴って、皆が苦笑いした。

しかし、TAVOIの名誉のために言っておくが、彼らの労災被災者対策は実に多様だ。上述した音楽劇に役者や楽器演奏者の多くは労災被災者やそのサポーターだし、被災者のための絵画教室もやっていて、その先生は上手に描こうしないで、自分の気持ちを描けと指導しているそうだ。TAVOI事務所の隣室では、その絵画展が開かれていた。お互いに学ぶ点が多くあるのである。今後、さらに交流を進めてゆきたい。

香港では、それほど書くことはなかった。しかし、ひとつだけ、新聞の漫画を紹介する。2004年4月28日付けのインターナショナル・ヘラルド・トリビューンのマンガを見てください。

ブッシュ氏が演説しています。「ビジネス・ピープルによる、ビジネス・ピープルのための政府」、言うまでもなく、第16代米国大統領・エイブラハム・リンカーンの言葉のもじりである。しかし、「by the people, for the people」の前の「of the people」が抜けている。「人民の、人民による、人民のための政府」の「所有のof」がないところ、よりひねりが効いていると思い

ませんか。とりあえず、切り抜いてきました。

「およそ民主主義を完全に体現したような制度というものはかっても将来もないのであって、人はたかだかヨリ多い、あるいはヨリ少ない民主主義を語りうるに過ぎない」、丸山真男の言葉です。しかし、ブッシュ氏の政府は、「ヨリ多く」も「ヨリ少なく」も民主主義ではない。

台湾における職業病認定制度の問題点

黄小陵
中華民国工作傷害受害人協会秘書長

1. 職業病の通報・調査・認定・補償体系が未確立

過去数十年間、毎年の公式の統計に含まれる職業病の件数は、じん肺を除くとわずか数百件にすぎなかった。毎年5万から6万件という台湾の労働災害件数と比較して、職業病は真実というには少なすぎる。さらに、毎年数万件が記録される欧米等諸国と比べると、台湾の職業病率は、疑いを生じさせるほど少ない。

台湾においては、職業病の通報・調査・認定・補償体系がいまだ確立されていない。多くの労働者が何ら顧みられることなく、腰痛、難聴、職業がんや過労症に苦しんでいるものと想像できる。職業病は、究明することのできないブラックホールとなってきた。

職業病は、たんに医学的問題であるばかりでなく、社会的問題である。職業病の認定は、本原的には労働行政機関の職責であるが、労働災害を所掌すべき労働保険局（BLI：労保局）は、全ての責任を職業病医師に推しつけている。労働者が労災保険給付の審査に異議があるときにも、政府の役人は医師の背後に隠れて、「これは専門医による認定だ」と言う。専門医を弁明に使って、行政の責任を回避することができ、また同時に、労働者に面と向かって説明するのを拒絶することもできるのである。

実務上、医師は疫学的病因がわかったとしても、彼らは、労使関係や労働現場のことは知らず、さらに調査を実施するために直接労働現場に立ち入る時間的、人的余裕ももっていない。これらの種々の制限は、医師を保守的な態度に傾けさせ、結果的に罹患労働者が労災給付を獲得するのを困難にしている。労働組合幹部及び労働者自身が、労働現場の諸々のこと全て、労働過程における細緻な管理統制、労働環境における有形無形の危険をもっともよく知っている。しかしながら、原行の制度においては、労働者が自らの労働が職業病を引き起こしたと疑ったとしても、この関連性を詳しく説明することのできる道は存在していない。

2. 「疾病」だけをみて「労働」をみない過労症認定制度

32歳の青年が、婚礼の直前、土壇場になってから上司の代わりに海外での会議に派遣されることになった。彼は、連日連夜会議の資料を準備し、飛行場へ向かう途上心筋梗塞で倒れた。驚くべきことに、労働保険局の職業病医師は、これが特殊な労働圧力（プレッシャー）と関連した可能性があるとは考えなかった。労働委員会（CLA：労委会）の職業病鑑定委員会も、これを過労性疾病と認定しなかった。家

族は大変悲しんだが、請求を訴える道はなかった。

産業構造と労働型態が急激に変化し続けている状況のもとで、過労症と思われる事情がますます頻繁に生じている。企業の人員削減の風潮のもとで、雇用の維持を願う多くの労働者が、所属する部門の人員が削減されるにつれて、ますます多くの労働量を引き受けざるをえない。いわゆる、「2人分の給料で3人雇い、4人分の仕事をさせる」状況である。この種の状況は常に起こる。ますます多くのホワイトカラー労働者が、労働圧力による過労症候群を有している。心筋梗塞、脳卒中、さらには鬱や自殺さえも、しばしば耳にするが、そうしたケースが職業病と認定されたことはわずかしかない。

これまで、2年前に労働委員会によって改訂された「職業に起因する急性循環器系疾病の診断認定基準」が、「過労」認定の基礎になってきた。これは、①通常を超える(異常な)業務上の特殊圧力(死亡前24時間継続する不断の業務、死亡前1週間毎日16時間を超える業務、発病当日前1か月の合計時間外労働が100時間超、または発病前2ないし3か月の毎月の累計時間外労働が80時間を超える者)、②[異常状況から]24時間以内の発病であって、かつ、この異常状況が通常の業務負荷を明らかに超えるという客観的証明を提出できること、③労働現場の疾病を引き起こす特殊圧力の強度が、疾病の発生原因となったか否か、に重点を置いている。

したがって、過労の最も具体的な認定基準は、「厳重違法時間外」に基礎を置いている。すなわち、労働者が死ぬまで連日連夜超過労働した場合にのみ、「過労死」と言うことができるのである。通常の労働時間以内であったら、人々がプレッシャーによって病気になったとしても、過労症と呼ぶことはできないのだろうか。責任制的労働型態のもとでは、通常の労働時間なしに労働したり、通常の労働時間後でさえも働き続けることは常態であると言わざるをえない。過労認定基準に労働時間を用いることは合理的でない。

もうひとつ深刻な問題がある。過労鑑定の過程のなかで、大部分の時間、職業病医師によって認定がなされる。政府の役人は、「専門的職業医学」の背後に隠れ、医師の背後に隠れ、行政裁量責任を果たさない。長い間、職業病の審査・認定の権限は、政府と医学専門家に握られている。両者とも、個人の体質や生活習慣によって認定しようとする傾向をもち、労働自体の因子はその後ろに隠れ、みられるのが困難である。労働現場について最もよく知っている労働災害に遭った当事者、草の根の労働組合や労働者団体は、全く参加する機会をもっていない。政府は行政裁量責任を負い、「医学」と「労働」を同等に扱う、職業病の予防及び鑑定制度を確立すべきである。

3. 過労認定及び職業病制度に対する工傷協会の助言と意見

(1) 過労認定基準

1. 過労認定基準を見直すべきである。そのしきいを引き下げるべきである。
2. 労働委員会は、個別過労事案を収集、関連する団体を参集し、異なる職業の労働状況に関して研究して、各職業別の過労認定基準を策定すべきである。

(2) 職業病の鑑定

1. 職業病の鑑定は、書面審査を廃し、代わりに面談によって進めるべきである。
2. 職業病の鑑定は、労働現場の調査に労働組合を参画させるべきである。鑑定委員会には、労働者の代表を含め、また、労働組合や当事者に出席して説明するよう招請すべきである。

(3) 職業病の予防

1. **通報権**: 職業病の通報制度には、草の根の労働組合、労働組合の連合会、被災労働者団体を含め、彼らに職業病医師に対するのと同様に補助を支給すべきである。
2. **研究権**: 労働組合が労働現場において、過労あるいはその他職業病と疑われる事例を発見した場合には、調査研究を実施するために公的補助を申請することができる。

※英文と中文のテキストを参照して訳出。漢字はできるだけ中文に合わせた。9件の実例が一覧表で紹介されているが、その中には行政救済を受けられたものはない。

「原則禁止」政令が施行 新局面迎えた石綿対策

「石綿障害予防規則」の制定も提案

古谷杉郎
全国安全センター事務局長

2004年10月1日、アスベスト含有製品の製造、輸入、譲渡、提供または使用を「原則禁止」する、改正労働安全衛生法施行令が施行された。それに伴って、輸出貿易管理令、特定化学物質等障害予防規則労働安全衛生規則、建築基準法施行令、建築基準法関連告示なども改正・施行されている。

わが国のアスベスト対策は、新たな段階を迎えたと言ってよい。

今（2004）年の9月分までのわが国のアスベスト輸入量は8,122トンで、前年同期19,067トンの半分以下。ピークであった1974年の352,110トンと比べると、2.3%にまで減少したことになる。2000年に初めて10万トンを割ってから、2001年79,463トン、2002年43,390トン、2003年24,653トンと減ってきている。

問題は、来（2005）年、この数字がどうなるかであり、しっかり監視していく必要がある。

本誌では再三指摘してきたように、日本の「原則禁止」措置の規定の仕方はきわめて不十分であり、「全面禁止」に向けた課題は残っている。

昨年10月の労働安全衛生法施行令が改正されてからの1年間、厚生労働省が何をしてきたのか。今回、情報公開手続等によって入手した資料を、13～26頁に掲載した。

厚生労働省が、改正政令の周知、関連事業者の把握、無石綿製品への生産転換、在庫品を残さない、経過措置期間中に駆け込み増産をしない、等の指導等を行ってきたことはうかがえる。

これらを見ると、「現在わが国で製造されている石綿含有建材は、すべて禁止対象製品のいずれかに含まれる」と、再三、言明してきたことがわかる。

にもかかわらず、「無石綿」等と表示されて堂々と販売されていた「左官用モルタル混和材」に、実はかなりのアスベストが含有していることが判明し、厚生労働省は、この事実を今年7月に公表した。しかし、そこでは、「左官用モルタル混和材」は禁止対象製品のいずれにも該当しないので、10月1日以降も、特化則に基づく措置を講じていれば、使用等し続けることができることとされている（関係文書は10月号に掲載したので、今号では載せていない）。

ちなみに、厚生労働省の担当者も、「左官用モルタル混和材」が、「国民の安全確保等の観点から石綿の使用が不可欠、あるいは、技術的に代替化が不可能な石綿含有製品」と考えていないことは、確認している。労働安全衛生法施行令改正に先立つ調査から漏れていたために、このようなお粗末な結果になったのである。私たちが要求してきたように、同令で、すべての石綿含有建材を禁止すると規定しておけば、こうはならなかった。

厚生労働省の説明では、禁止の対象から外れるのは、①ジョイントシート・シール材②耐熱・電機絶縁板、③石綿布、石綿糸等、の3種類の石綿含有製品のみのはずであった。「左官用モルタル混和材」以外にも、この3種類の製品区分に該当しないにもかかわらず、禁止の対象とされない石綿含有製品が他にも存在している可能性を否定しきれない。この「3種類の石綿含有製品以外の石綿含有製品の使用等を禁止する」と規定していれば、そのような心配をすることも、「左官用モルタル混和材」を見逃すこともなかったのである。

「石綿布、石綿糸等」については、「これらの製品はシール材等として使用されるか、二次的にシール材等に加工されることから、シール材等の代替可能性に連動すると考えられる」と、説明されてきた。これに対して、私たちは、石綿布が溶接の火受けとして用いられたり、石綿テープがガラス工芸になど、シール材以外に多様に使用されている現実を把握・直視すべきであると主張した。

私たちの指摘を受けたからかどうかはわからないが、厚生労働省は、「石綿紡織品の使用に係る健康障害防止対策の徹底について」、通知している。しかし、通知の中でも示しているような健康被害発生の実例が多数あり、「国民の安全確保等の観点から石綿の使用が不可欠、あるいは、技術的に代替化が不可能な石綿含有製品」でもない用途への「石綿布、石綿糸等」の使用等は、やはり速やかに禁止されるべきものである。

これも禁止の仕方のまずさの問題であるが、そもそも製品でしばりをかけて禁止しているので、原料石綿の輸入・使用等に関しては、何ら規制がかからない仕組みである。再三指摘しているように、「例外として使用の継続を認める製品・用途以外のアスベストの使用等を全て禁止」することこそが、「原則禁止」の本来のあるべき姿である。

なお、2004年3月30日付け基安化発第0330001号によって、厚生労働省は関係団体に対して、石綿含有製品の代替化計画等の提出を求めている。提出期限は2004年8月31日とされ、「提出いただいた資料は原則公開の扱いを予定しています」とことわっている。機会あるごとにいつ結果を公表するのか問い合わせているが、いずれ何らかのかたちでは公表されるものと思われる。

一方、アスベスト問題について考える会の大内加寿子さんが、「石綿の代替化等検討委員会」の関係資料を情報公開請求によって開示させており、全7回の議事要旨はすでにホームページ上で公開されている（http://park3.wakwak.com/~hcpafil/）。なお、大内さんは、2003年4・5月に厚生労働省が行った日本のアスベスト禁止の方針についての外国関係者からの意見聴取の概要と、カナダから提出された意見等も入手して、ホームページ上で公開してくださっている。

それらの資料を検討することによって、わが国における代替化の進展について、さらに判明するものと思われる。「全面禁止」の実現まで、監視を緩めるわけにはいかない。

厚生労働省はまた、作業環境測定評価基準―管理濃度を改正して、2005年4月1日から施行する方針を公表し、すでにパブリック・コメント手続も終了している。

今回の提案は、22物質について、作業環境測定の結果の評価に用いる管理濃度を変更・設定するというものだが、石綿についても、現行の2f/cm^{3}から0.15f/cm^{3}に引き下げることが提案されている。

これは「管理濃度等検討会報告書」（http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/08/s0809-1d.html）を踏まえたものであるが、この検討会の検討経過・内容は、

できればあらためて吟味する必要があると考えている（http://www.mhlw.go.jp/shingi/other.html#roudou）。とりわけ、これ以下ならば安全という閾値のない発がん物質等に係る管理濃度を設定するに当たっての考え方の問題が重要である。

検討会の議論の中では、いったんは「日本産業衛生学会により『過剰発がん生涯リスクレベル』が提示された物質の管理濃度について」という文書がつくられてみたり、「発がん物質に関しての算出する時の考え方というものを、報告書の中に盛り込んで、極力誤解を招かないように、考え方はこういう考えで作りましたということは、記録に残したい」と事務方（環境改善室長）が発言していたりするのだが、結局、報告書には全く盛り込まれていないのである。

背景には、石綿について0.15f/cm^{3}という、日本産業衛生学会の「過剰発がん生涯リスクレベル10^{-3}に相当する評価値」と同じ数値になったことをもって、労働者1,000人当たり1人の犠牲（過剰発がん）を許容するものと理解されることは困るという心情があるようだ。一方で、現実には、閾値のない発がん物質についても、管理濃度を超えないように管理すれば安全＝健康被害は生じない、と受け取っている場合が多いであろう。

石綿対策全国連絡会議は、以下の3点を意見として提出した（29～30頁参照）。

① 安全レベルではないことを周知徹底、一層の引き下げを指導すること
② 石綿に関する管理濃度を0.15f/cm^{3}ではなく0.1f/cm^{3}とすること
③ 石綿に係る屋外作向け環境管理対策を確立すること

さらに厚生労働省は、「アスベスト対策の充実強化に向け、25年ぶりに健康障害防止のための省令を新たに制定へ」とうたって、発がん物質対策を規定した特化則から独立させて、新たに「石綿障害予防規則」を制定する計画を発表した。新規則の施行は、2004年7月1日からと予定されている。

アスベストの「原則禁止」という新たな局面を踏まえた、しかも今後のアスベスト対策の重要性を明確にするものとして、歓迎したい。

ただし、同規則案要綱が、石綿を吹き付ける作業を禁止する提案を含んでいることは、改正労働安全衛生法施行令による「原則禁止」措置が、最悪の曝露形態である石綿吹き付けを禁止していなかったという事実を、あらためて際立たせる。吹き付け石綿は、2005年7月1日まで禁止されないわけである。

それ以外の「石綿障害予防規則案要綱」の内容は、今後の日本のアスベスト対策の有効性を左右する重要なものである。

石綿対策全国連絡会議では、28項目にのぼる意見を提出している（35～37頁参照）。率直に言って、関係者が世界会議の準備に追われているという状況もあって、関係団体・関係者の間で十分な検討が行われているとは言い難い面もある。ぜひ、広範な議論を期待したい。

本誌ができあがる頃には、その2004年世界アスベスト東京会議（GAC2004）が開催されていることだろう。幸い世界会議に対する関心は高く、40か国近くからの120名以上の海外参加者を初めとして、すでに500名を超す方々が参加の登録を行っている。アスベスト被災者とその家族、労働者、市民、医師、弁護士、研究者、行政関係者、政策立案者等々、顔ぶれも実に多彩である。

発表数は約150、アスベスト問題の様々な側面を網羅していると言ってよい。すでに禁止導入から長年経過している国も、まさに「原則禁止」を導入したばかりの日本も、いまだアスベストの使用量が増え続けているアジア等の諸国にとっても、解決していかなければならない課題は共通している。大きな柱だてて言えば、①全面禁止の早期実現、②将来の健康被害対策、③既存アスベスト対策、④海外移転の阻止と地球規模での禁止、ということになろうか。

世界会議は、文字どおり、国際的・学際的なオープン・フォーラム、ビッグ・イベントになりそうな予感がしている。10月1日の「原則禁止」実施と11月19～21日の東京会議が、日本の今後のアスベスト対策を前進させるとともに、アジアと世界に大きな貢献ができるよう最善の努力を尽くしたい。

アスベストのない日本・アジアと世界に向けて、Together for the Future!」（GAC2004メインテーマ）

（写真は8月の被災者・家族の会の厚労省交渉）

「原則禁止」政令改正から施行まで

基発第1030007号
平成15年10月30日
都道府県労働局長殿
厚生労働省労働基準局長

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の施行について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第457号）が平成15年10月16日に公布され、平成16年10月1日から施行されることとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺憾なきを期されたい。

記

1　改正の趣旨

石綿のうちアモサイト（茶石綿）及びクロシドライト（青石綿）については、平成7年政令第9号による労働安全衛生法施行令第16条の改正により、その製造、輸入、譲渡、提供又は使用（以下「製造等」という。）が禁止されているが、近年、その他の石綿についても代替品の開発が進んできていること等を踏まえ、国民の安全確保等の観点から石綿の使用が不可欠なものではなく、かつ、技術的に代替化が可能な石綿含有製品について、その製造等を禁止するものである。

2　改正の要点

(1) 石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）を含有する石綿セメント円筒、押出成形セメント板、住宅屋根用化粧スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング、クラッチフェーシング、クラッチライニング、ブレーキパッド、ブレーキライニング及び接着剤（以下「石綿セメント円筒等」という。）の製造等を禁止すること（第16条及び別表第8の2関係）。
(2) この政令は平成16年10月1日から施行すること（附則第1条関係）。
(3) 平成16年10月1日前に製造され、又は輸入された石綿セメント円筒等については、労働安全衛生法第55条の規定は適用しないこと（附則第2条第1項関係）。
(4) 平成16年10月1日において現に石綿セメント円筒等を試験研究のために製造し、又は使用している者については、平成16年12月31日までの間は、改正後の労働安全衛生法施行令第16条第2項の要件に該当しない場合にも、当該石綿セメント円筒等を製造し、又は使用することができること（附則第2条第2項関係）。

3　細部事項

(1) 石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）には、クリソタイル（白石綿）、アンソフイライト、トレモライト及びアクチノライトが含まれること。
(2) 石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）をその重量の1%を超えて含有する石綿セメント円筒等の製造等が禁止されるものであり、すべての石綿セメント円筒等の製造等が禁止されるものではないことに留意すること。

なお、石綿セメント円筒等以外の石綿を含有する製品については、従前のとおりとすること。

(3) 石綿セメント円筒は、石綿及びセメントを主原料として製造される円筒で、主に煙突として用いられるほか、地下埋設ケーブル保護管、臭気抜き、温泉の送場管、排水管等にも用いられるものであること。
(4) 押出成形セメント板は、セメント、ケイ酸質原料及び繊維質原料を主原料として高温・高圧下で空洞を持つ板状に押出成形し、硬化させたものであり、主に建築物の非耐力外壁又は間仕切壁等に用いられるものであること。
(5) 住宅屋根用化粧スレートは、セメント、ケイ酸質原料、混和材料等を主原料とし加圧成形されたものであり、主に、住宅屋根に張られた板の上にふく化粧板として用いられるものであること。
(6) 繊維強化セメント板は、セメント、石灰質原料、パーライト、ケイ酸質原料、スラグ及び石膏を主原料とし、繊維等を加え成形させたものであり、主に、工場等の建築物の屋根や外壁に用いられるものであること。
(7) 窯業系サイディングは、セメント質原料及び繊維質原料を主原料とし、板状に成形し、硬化させたものであり、主に、建築物の外装に用いられるものであること。
(8) クラッチフェーシングは、クラッチディスクの円板面又は円筒端面にはり付けて使用される摩擦材部品であり、

主に、クラッチディスクとフライホイールの間に配置され、駆動力の伝達を制御するものとして用いられるものであること。

(9) クラッチライニングは、クラッチシューの円周面にはり付けて使用される摩擦材部品であり、主に、クラッチシューとクラッチドラムの間に配置され、駆動力の伝達を制御するものとして用いられるものであること。

(10) ブレーキパッドは、キャリパーに取り付けて使用される摩擦材部品であり、主に、ディスクローターをその両側からはさみ込むことで制動力を発生させるものとして用いられるものであること。

(11) ブレーキライニングは、ブレーキシューの円周面にはり付けて使用される摩擦材部品であり、主に、外側に広がることでブレーキドラムの内側との摩擦により制動力を発生させるものとして用いられるものであること。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第55条及び第113条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の一号を加える。

9　石綿(第4号及び第5号に掲げる物を除く。以下この号において同じ。)を含有する別表第8の2に掲げる製品で、その含有する石綿の重量が当該製品の重量の1パーセントを超えるもの

別表第8の次に次の一表を加える。

別表第8の2　石綿を含有する製品(第16条関係)

1　石綿セメント円筒
2　押出成形セメント板
3　住宅屋根用化粧スレート
4　繊維強化セメント板
5　窯業系サイデイング
6　クラッチフェーシング
7　クラッチライニング
8　ブレーキパツド
9　ブレーキライニング
10　接着剤

附　則

(施行期日)

第1条　この政令は、平成16年10月1日から施行する。

(石綿含有製品に係る製造等の禁止に関する経過措置)

第2条　改正後の労働安全衛生法施行令(次項において「新令」という。)第16条第1項第号に掲げる物(次項において「石綿含有製品」という。)で、この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法第55条の規定は適用しない。

2　施行日において現に石綿含有製品を試験研究のために製造し、又は使用している者は、平成16年12月31日までの間は、新令第16条第2項の要件に該当しない場合においても、当該石綿含有製品を製造し、又は使用することができる。

(輸出貿易管理令の一部改正)

第3条　輸出貿易管理令((昭和24年政令第378号)の一部を次のように改正する。

別表第2の21の2の項(2)中「第10号」を「第11号」に改める。

基発第1119004号
平成15年11月19日

都道府県労働局長殿

厚生労働省労働基準局長

改正労働安全衛生法施行令の周知について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成15年政令第457号。以下「改正政令」という。)が本年10月16日に公布され、その主な内容については、平成15年10月30日付け基発第1030007号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の施行について」(以下「施行通達」という。[前掲])により指示したところであるが、改正政令の施行に当たっては、関係事業者等に事前に十分に周知を図り、円滑な施行に向けて万全を期すことが重要である。

このため、標記について下記によることとするので、その実施に遺憾なきを期されたい。

記

1　改正政令の周知に当たっての基本的な対応

(1) 改正政令は、令別表第8の2に掲げる石綿セメント円筒等の石綿含有製品(以下「石綿セメント円筒等」という。)について、その製造、輸入、譲渡、提供及び使用を禁止するものであることから、その適正な履行を確保するためには、石綿セメント円筒等の製造者、輸入者、販

売者及び使用者に対し改正政令の施行前に十分な周知を図ることが必要である。

このため、可能な限り多くのこれらの事業者等を対象として改正政令の内容について確実な措置が講じられるよう周知を図ること。

(2) 次に示すところにより積極的な周知活動を展開すること。

ア　改正政令の施行は平成16年10月1日とされているが、石綿セメント円筒等の製造者においては、無石綿製品への転換のための技術開発、実証試験の実施、製造設備の変更等のために相当の期間を要する場合があること、また、石綿セメント円筒等の使用者においても、使用状況の把握、設計、仕様等の変更、実証試験の実施等のために相当の期間を要する場合もあることから、できるだけ速やかに集中的な周知を行うこと。

イ　周知手法や周知対象となる事業者団体等の状況に応じて、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）の役割分担、実施時期等を明確化した上で、効果的な周知活動に努めること。

2　周知に当たって留意すべき事項

周知に当たっては、事業者等に対し、施行通達により示された改正の趣旨・内容について、次に示す事項にも留意の上、正確な理解が得られるよう十分に説明すること。

(1) 石綿の種類における使用状況について

石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）のうち、アンソフィライト、トレモライト及びアクチノライトは、鉱物等に不純物として含まれることがあるもので、我が国の産業界では使用されていないものであり、現在使用されている石綿のほとんどすべてはクリソタイル（白石綿）であること。

(2) 別表第8の2に掲げる製品について

現在我が国で製造されている石綿含有建材は、すべて別表第8の2第1号から第5号のいずれかに含まれるものであり、また、ブレーキ又はクラッチに用いられる石綿含有摩擦材は、すべて第6号から第9号のいずれかに含まれるものであること。万一、これらの製品に該当しないと思われる石綿含有建材等を製造又は輸入していることを把握した場合は、本省化学物質調査課あて連絡すること。

「住宅屋根用化粧スレート」には、住宅屋根用化粧石綿スレート、住宅屋根ふき用石綿スレート等の名称もあること。

「繊維強化セメント板」は、波形スレート、スレートボード、パーライト板、けい酸カルシウム板、スラグせっこう板等の総称であること。

「窯業系サイディング」には、住宅外装用石綿セメント下見板・羽目板、石綿セメントサイディング等の名称もあること。

別表第8の2第6号から第9号までの摩擦材製品は、自動車に用いられる他、クレーン、コンベア等の産業機械等に用いられること。

(3) 石綿セメント円筒等製造事業者に対する周知等

管内における建材、自動車部品（摩擦材）、接着剤製造事業者における円筒等の製造状況の把握に努め、これらの製品が製造されていることを把握した場合は、改正政令の内容を周知し、適切に生産転換を進め、施行日までに在庫品を残さないようにすること等の指導を行うこと。

なお、無石綿製品への転換までの間に石綿含有製品を製造又は取り扱う場合においては、特定化学物質等障害予防規則」（昭和47年労働省令第39号」以下「特化則」という。）等に基づくばく露防止対策の徹底を図ること。

(4) 石綿セメント円筒等使用事業者に対する周知等

建材については、それを使用する工務店等の建設事業者等、また、摩擦材については自動車整備事業者等の中小零細な事業者へのきめの細かい周知に努めること。

なお、無石綿製品への転換までの間に石綿含有製品を取り扱う場合においては、特化則等に基づくばく露防止対策の徹底を図ること。

3　具体的な取組

(1) リーフレットの活用

各局署あてに配布する周知用のリーフレットを活用し、以下の各種行政手法を積極的に展開し、改正内容の周知に努めること。

(2) 周知のための各種行政手法

ア　広報活動

広報活動については、改正政令の施行を所掌する部署と広報担当部署との連携により、創意工夫を凝らした効果的な取組を行うこと。

具体的には、以下のような取組が考えられること。

(ア) 事業主団体、都道府県労働基準協会、労働災害防止団体地方支部等が発行する機関紙・誌等を通じた広報

(イ) 地方公共団体が発行する広報紙・誌等を通じた広報

(ウ) 建設専門紙等地元報道機関を通じた広報

(エ) ホームページを活用した広報

なお、本省においては、別添により関係事業者団体等及び建設専門紙に対し、周知等を要請したところである。

イ　集団指導、説明会等の実施

必要に応じ、建設事業者等に対する集団指導、説明会等を実施するとともに、他の事項について実施する

集団指導や事業主団体等の会議、会合の場など、多数の事業者が参集する機会を積極的に活用し、効率的、効果的に周知を図ること。

さらに、労働安全衛生コンサルタント、社会保険労務士、労災防止指導員等の事業場を指導する者に対し改正内容を周知し、これらの者による関係事業場への周知、指導等が可能となるようにすることにも配意すること。

ウ　監督指導・個別指導時における対応

以下のような事業者の監督指導・個別指導時においては、石綿セメント円筒等の製造、使用状況等の把握に努めるとともに、リーフレット等を活用し事業主等に改正政令の周知を図ること。

(ア) 建材・自動車部品（摩擦材）・接着剤製造事業者
(イ) 建設事業者
(ウ) 建材販売事業者
(エ) 自動車整備事業者

エ　窓口における対応

(ア) 局及び署においては、リーフレットを窓口の見やすい場所に備え置くこと。
(イ) 建設工事等に係る計画届の受付時等において、必要に応じリーフレットを活用して改正政令の周知に努めること。
(ウ) 改正政令に対する事業主等からの相談があった場合には、リーフレットを活用し、十分な説明を行うこと。

オ　関係行政機関に対する協力依頼

地方公共団体、事業主団体、建設工事発注機関等に対し、周知について協力を依頼すること。

なお、本省より国土交通省に対し、建築基準法（昭和25年法律第101号）に基づく建築確認を行う地方自治体建築部局への改正政令の周知リーフレットの備え置きについて協力を依頼しているところである。局署においても必要に応じ、当該部局との連携、協力を図ること。

カ　局及び署の各部署の連携

局及び署の各部署が連携することにより、例えば、改正政令の周知を担当する部署以外の部署において実施する集団指導、説明会等の場を利用して改正政令の説明を行う等、効率的な周知を図ること。

別添1―基発第1119005号（後掲）
別添2―基発第1119006号（後掲）

基発第1119005号
平成15年11月19日
別紙の関係団体の長殿
厚生労働省労働基準局長

石綿含有製品の製造等禁止に係る労働安全衛生法施行令の改正について

日頃から労働安全衛生行政の推進に格段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、石綿はその粉じんを吸入することにより、労働者等に肺がん、悪性中皮腫、石綿肺等の重篤な健康障害をもたらすものであることから、当省におきましては、平成7年に石綿のうち特に有害性の高いアモサイト及びクロシドライトについてその使用等を禁止したところです。その後、クリソタイル等のその他の種類の石綿についても、近年、他の材料への代替化が進んできたこと等を踏まえ、石綿を含有する製品のうち国民の安全確保等の観点からその使用がやむを得ないものを除き、その製造等を禁止することを内容とする、学識経験者による検討結果を得て、平成15年10月16日公布の「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」（平成15年政令第457号）により、建材、ブレーキ等の摩擦材及び接着剤の製造等を禁止することとしたところです。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、下記に留意の上、傘下会員事業場等に対する通知、広報誌等への掲載、会員事業場等の取組の進捗状況の把握等により、本改正内容の周知徹底に御協力を賜りますようお願いいたします。

記

1　メーカー及びメーカー団体に係る措置

製造等が禁止される製品を製造しているメーカーは、無石綿製品への生産転換を進める等により、施行日までに在庫品を残さないようにすること。また、経過措置を利用して施行日後に製造等禁止製品を販売することを目的として、施行日前にこれらの製品を駆け込みで増産するようなことがないようにすること。

メーカー団体においては、会員事業場等の取組の状況を適宜把握するとともに、無石綿製品への生産転換のための技術情報の収集・提供その他必要な援助に努めること。

なお、無石綿製品への転換までの間に石綿含有製品を製造又は取り扱う場合においては、特定化学物質等障害

予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）等に基づくばく露防止対策の徹底を図ること。

2　ユーザー及びユーザー団体に係る措置

製造等が禁止される製品を使用している又は使用している可能性のあるユーザーは、使用している製品中の石綿含有製品の有無を確認し、石綿含有製品を使用している場合は、今後新たに導入する製品については無石綿製品に転換すること。

ユーザー団体においては、会員事業場等の取組の状況を適宜把握するとともに、技術情報の収集・提供その他必要な援助に努めること。

なお、無石綿製品への転換までの間に石綿含有製品を取り扱う場合においては、特化則等に基づくばく露防止対策の徹底を図ること。

別紙―周知依頼団体一覧

1　災防団体（6）

中央労働災害防止協会／建設業労働災害防止協会／林業・木材製造業労働災害防止協会／陸上貨物運送事業労働災害防止協会／鉱業労働災害防止協会／港湾貨物運送事業労働災害防止協会

2　安全衛生団体等（14）

（財）安全衛生技術試験協会／（財）産業医学振興財団／（社）産業安全技術協会／（社）日本作業環境測定協会／（社）全国労働衛生団体連合会／（社）日本クレーン協会／（社）日本ボイラ協会／（社）ボイラ・クレーン安全協会／（社）建設荷役車両安全技術協会／（社）日本保安用品協会／（社）日本労働安全衛生コンサルタント会／全国社会保険労務士会連合会／労働福祉事業団／（社）日本化学物質安全・情報センター

3　アンケート調査対象及びヒアリング対象団体（29）

（1）メーカー団体（11）

押出成形セメント板（ECP）協会／セメントファイバーボード工業組合／せんい強化セメント板協会／全国石綿スレート協同組合連合会／（社）日本建築材料協会／（社）日本自動車部品工業会／（社）日本石綿協会／（社）日本接着剤工業会／（社）日本塗料工業会／日本窯業外装材協会／大阪石綿紡織工業会

（2）ユーザー団体（18）

①　建材関係（7）

（社）建築業協会／（社）住宅生産団体連合会／（社）全国建設業協会／（社）全国中小建築工事業団体連合会／（社）日本建築士会連合会／（社）日本鉄道建設業協会／全国建設労働組合総連合

②　非建材関係（11）

石油連盟／電気事業連合会／（社）日本エレベーター協会／（社）日本化学工業協会／（社）日本航空宇宙工業会／（社）日本自動車工業会／（社）日本舟艇工業会／（社）日本造船工業会／（社）日本中小型造船工業会／（社）日本舶用工業会／（社）日本産業車両協会

4　建設関係団体等（18）

（財）建設業振興基金／（社）プレハブ建築協会／（社）建設産業専門団体連合会／（社）全国中小建設業協会／（社）日本建設業団体連合会／（社）日本土木工業協会／（社）日本道路建設業協会／（社）全国建設産業団体連合会／全国建設業共同組合連合会／全国建設産業協会／（社）日本建築学会／（社）日本電力建設業協会／住宅リフォーム推進協議会／（社）日本ビルヂング協会連合会／（社）不動産協会／（社）日本建築士事務所協会連合会／（社）日本建築家協会／（社）全日本建築士会／

5　その他業界団体（23）

（社）セメント協会／（社）全国建築コンクリートブロック工業会／（社）全日本トラック協会／（社）日本機械工業連合会／（社）日本建設機械化協会／（社）日本建設機械工業会／（社）日本自動車整備振興会連合会／（社）日本倉庫協会／（社）日本鉄鋼連盟／（社）日本民営鉄道協会／日本鉄道車輌工業会／普通鋼電炉工業会／（社）日本産業機械工業会／（社）全国建設機械器具リース業協会／化成品工業協会／石油化学工業協会／日本無機薬品協会／関西化学工業協会／（社）日本化学会／（社）日本DIY協会／（社）日本電機工業会／（社）日本建材産業協会／日本鉱業協会

6　労使団体（2）

（社）日本経済団体連合会／日本労働組合総連合会

基発第1119006号
平成15年11月19日
別紙の建設専門紙の長殿
厚生労働省労働基準局長

石綿含有製品の製造等禁止に係る労働安全衛生法施行令の改正について

日頃から労働安全衛生対策の推進に格段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、石綿はその粉じんを吸入することにより、労働者等に肺がん、悪性中皮腫、石綿肺等の重篤な健康障害をもたらすものであることから、平成７年に石綿のうち特に

有害性の高いアモサイト及びクロシドライトについてその使用等を禁止したところです。クリソタイル等のその他の種類の石綿についても、近年代替化が進んできたこと等を踏まえ、石綿を含有する製品のうち国民の安全等の観点からその使用がやむを得ないものを除き、その製造等を禁止することとして検討を行ってきたところですが、平成15年10月16日に公布された「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」（平成15年政令第457号）により、石綿を含有する建材、ブレーキ等の摩擦材及び接着剤の製造等が禁止されることとなったところです。

つきましては、貴紙におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、本改正内容の周知、徹底に御協力を賜りますようお願いいたします。

別紙

【労政記者クラブ会員】

（株）日刊建設産業新聞社／（株）日刊建設工業新聞社／（株）建通新聞社

基安化発第1119001号
平成15年11月19日

《関係団体の長》

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質調査課長

石綿含有製品の製造等禁止に係る労働安全衛生法施行令改正の周知について

日頃から化学物質等による労働者への健康障害の防止に多大なる御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成15年11月19日付け基発第1119005号「石綿含有製品の製造等禁止に係る労働安全衛生法施行令の改正について」により、当該改正政令の内容の周知等をお願いしているところですが、御参考までに広報誌等へ掲載する場合のサンプルを添付いたしますので、必要に応じ御活用いただければ幸甚に存じます。

なお、広報用リーフレットにつきましては、別途送付いたします。必要があれば在庫部数の範囲内で余部を送付いたしますので、以下までご連絡ください

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質調査課調査班
TEL：03-3502-6756
FAX：03-3502-1598

周知依頼団体一覧［省略―前掲平成15年基発第1119005号号別紙記載の団体と同一］

サンプル1

改正労働安全衛生法施行令の概要

石綿含有製品の製造等を禁止するため、労働安全衛生法施行令が改正され、平成16年10月1日に施行されることとなりました。

1　改正の概要

石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）をその重量の1パーセントを超えて含有する以下の製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止となります。（第16条及び別表第8の2関係）

① 石綿セメント円筒
② 押出成形セメント板
③ 住宅屋根用化粧スレート
④ 繊維強化セメント板
⑤ 窯業系サイディング
⑥ クラッチフェーシング
⑦ クラッチライニング
⑧ ブレーキパッド
⑨ ブレーキライニング
⑩ 接着剤

2　留意事項

（1）施行日前に製造され、又は輸入された製品は、改正政令は適用されません。
（2）試験研究目的の場合に限り、都道府県労働局長の許可を受けることを条件に石綿含有製品の製造、輸入又は使用ができますが、譲渡、提供はできません。
（3）石綿を含有しない①～⑩の製品が禁止されるものではありません。
（4）石綿を含有する建材は①～⑤のいずれかに該当し、石綿を含有するクラッチ又はブレーキに用いられる石綿を含有する摩擦材は、⑥～⑨のいずれかに該当します。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

サンプル2

改正労働安全衛生法施行令の概要

製造等が禁止される有害物として石綿含有製品のうち10品目を追加する「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」が、10月16日に、平成15年政令第457号として公布されました。

具体的な改正の経緯、政令の概要は以下のとおりです。

なお、同令の施行は、平成16年10月1日とされています。

1 経 緯

石綿は、耐熱性、耐腐食性、耐摩耗性等に優れた材料ですが、その粉じんを吸入することにより、肺がん、悪性中皮腫、石綿肺を発生させることが明らかになっています。このような重篤な健康障害を防止する観点から、石綿のうち特に有害性の高いアモサイト及びクロシドライトについては、平成7年に労働安全衛生法施行令第16条の改正によりその使用等が禁止されました。

しかし、その他の種類の石綿（クリソタイル等）については他の材料による代替が困難であったこと等から、使用等の禁止までは行わず、特定化学物質等障害予防規則において、局所排気装置の設置、呼吸用保護具の使用等のばく露防止対策等による管理の徹底が図られてきました。

近年これらの石綿についても代替品の開発が進んできていることを踏まえ、厚生労働省において国民の安全確保等にとって石綿製品の使用がやむを得ないものを除き、原則として使用等を禁止する方向で専門家による検討が行われていましたが、その結果、代替化が可能であるとされた製品について、労働安全衛生法施行令第16条が改正され、その使用等が禁止されることとなりました。

2 改正の概要

(1) 禁止される製品

石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）をその重量の1パーセントを超えて含有する以下に掲げる製品（以下「石綿含有製品」という。）を製造し、譲渡し、提供し、又は使用してはならないこととなりました。（第16条及び別表第8の2関係）

① 石綿セメント円筒
② 押出成形セメント板
③ 住宅屋根用化粧スレート
④ 繊維強化セメント板
⑤ 窯業系サイディング
⑥ クラッチフェーシング
⑦ クラッチライニング
⑧ ブレーキパッド
⑨ ブレーキライニング
⑩ 接着剤

(2) 経過措置

施行日（平成16年10月1日）前に製造し、又は輸入された石綿含有製品については、譲渡、提供又は使用の禁止は適用されません。（附則第2条第1項関係）

(3) 試験研究に係る例外措置

施行日以降であっても、試験研究目的の場合は、労働安全衛生法施行令第16条第2項に規定する都道府県労働局長の許可を受ければ石綿含有製品の製造、輸入又は使用ができます。

なお、施行日において現に石綿含有製品を試験研究のため製造し、又は使用している者は、この許可がなくても、石綿含有製品を製造し、又は使用することができます。（附則第2条第2項関係）

ただし、平成17年1月以降も製造又は使用を継続する場合は、この期間中に、都道府県労働局長の許可を受ける必要があります。

3 製品について

2(1)の①～⑩までに掲げた製品のうち、①～⑤までは建材、⑥～⑨まではブレーキ等に用いられる摩擦材、⑩は接着剤と分類されます。

なお、本改正による製造等の禁止は、これらの製品のうち石綿を含有するもののみ対象とするものであり、製品全体を対象とするものではありません。

(1) 建材

① 石綿セメント円筒
主に煙突として用いられています。

② 押出成形セメント板
主に非耐力外壁又は間仕切壁に用いられています。

③ 住宅屋根用化粧スレート
主に住宅屋根に張られた板の上に葺く化粧板として用いられています。

④ 繊維強化セメント板
主に工場等の屋根や外壁に用いられています。

⑤ 窯業系サイディング
主に外装に用いられています。

なお、石綿を含有する建材は、この5製品のいずれかに該当します。

また、建材として製品となっているものについては、穴を空ける等により製品が粉となって飛散する状態とならない限り、通常、石綿によるばく露の危険はありません。

(2) 摩擦材

ブレーキ又はクラッチに用いられる石綿を含有する摩擦材は原則として⑥～⑨の4つの製品のいずれかに該当します。

基安化発第1119002号
平成15年11月19日
国土交通省住宅局建築指導課長殿
厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質調査課長

石綿含有製品の製造等禁止に係る労働安全衛生法施行令改正の周知について

当課所掌の施策について日頃御理解と御協力をいただき感謝いたします。さて、石綿はその粉じんを吸入することにより、労働者等に肺がん、悪性中皮腫、石綿肺等の重篤な健康障害をもたらすものであることから、当省においては、石綿を含有する製品のうち国民の安全確保等の観点からその使用がやむを得ないものを除き、その製造等を禁止することとし、学識経験者による検討結果を踏まえ、平成15年10月16日に公布された「労働安全衛生法施行令の一部を改正する省令」（平成15年政令第457号）により、石綿を含有する建材、ブレーキ等の摩擦材及び接着剤の製造等を禁止することとしたところです。この政令の施行期日は平成16年10月1日ですが、禁止対象の製品を使用している可能性のある事業者は建設業を中心に膨大な数であり、円滑な施行へ向けて、当該措置内容の周知徹底と確実な履行を図る必要があるところです。

つきましては、ご多忙の中恐縮ですが、貴職におかれましてもこの趣旨を御理解いただき、地方公共団体の関係部局等に本改正内容の周知用リーフレットを配置することについて、御協力を賜りますようお願いいたします。

労働安全衛生法施行令の一部改正について（概要）［省略］

政令第457号及び新旧対照条文［省略］

基安化発第0120001号
平成16年1月20日
都道府県労働局労働基準部
労働衛生主務課長殿
厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質調査課長

石綿含有製品の製造等禁止に係る改正労働安全衛生法施行令の周知における都道府県建築担当部局等との連携について

石綿含有製品の製造等禁止に係る改正労働安全衛生法施行令の周知については、平成15年11月19日付け基発第1119004号により指示されたところであるが、今般、別添のとおり国土交通省住宅局建築指導課長より各都道府県建築担当部局長、各地方整備局建政部長等及び指定確認検査機関（国土交通本省指定に限る）の長あて改正労働安全衛生法施行令の周知について協力依頼が発出されたところである。ついては、必要に応じ当該部局との連携、協力を図られたい。

なお、リーフレットの送付については、1月下旬頃を目途としているところである。

別添 ―平成15年12月25日付国住指第3094号
各都道府県建築担当部局長宛て
国土交通省住宅局建設導課課長

石綿含有製品の製造等禁止に係る労働安全衛生法施行令改正について（協力依頼）

平成15年10月16日に公布された「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」（平成15年政令第457号）により、石綿を含有する建材等の製造等を禁止し、平成16年10月1日（以下「施行日」という。）に施行されることとなりました。

つきましては、別紙の「石綿含有製品の製造等禁止に係る労働安全衛生法施行令改正の周知について」（平成15年11月19日付け基安化発第1119002号）に示すように、下記により厚生労働省の担当課で今般の改正に係るリーフレットを作成し、同省より貴職あてに送付するとのことですので、建築確認窓口に配置する等ご協力下さいますよう、お願いします。

なお、貴管下特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対して、貴職よりリーフレットをご送付いただくよう、ご協力をお願いします。

記

1. リーフレットについて

内容：石綿含有製品の製造等禁止に係る労働安全衛

生法施行令改正について
作成者：厚生労働省（担当：労働基準局安全衛生部化学物質調査課）
状況：現在作成中
各都道府県あて送付部数：数百部

2. 施行日以降の石綿含有建材の取扱いについて

改正後の労働安全衛生法施行令により、次の建材等が、労働安全衛生法第55条に基づき製造、輸入、譲渡、提供、使用の禁止対象となります。

対象：次の建材のうち、石綿を重量パーセントで1%以上含むもの
{石綿セメントン円筒、押出成形セメント板、住宅屋根用化粧スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング}

なお、施行日前に製造等された建材（在庫品、既設置済建材等）については、労働安全衛生法第55条の対象となりません（平成15年政令第457号の附則による。）。

労働安全衛生法の運用については、各都道府県労働局にお問い合わせください。

※同日付け国住指第3095号各地方整備局建政部長等宛て国土交通省住宅局建築指導課課長、国住指第3096号指定確認検査機関の長宛て国土交通省住宅局建築指導課課長も添付［同じ内容なので省略］

基安化発第0120002号
平成16年1月20日
都道府県労働局労働基準部
労働衛生主務課長殿
厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質調査課長

石綿代替化に係る相談窓口の設置について

石綿含有製品の製造等禁止に係る改正労働安全衛生法施行令については、本年10月1日より施行されることとなっているが、関係事業場等の円滑な石綿製品の代替化を図るため、今般、中央労働災害防止協会に石綿の代替化に関して専門的知識を有する相談員による相談窓口を設置したところであり、関係事業場等に対し当該相談員の周知を図るとともに、その活用の勧奨を図られたい。

記

1 **設置場所**：中央労働災害防止協会技術支援部化学物質管理支援センター内
（〒108-0014 東京都港区芝5-35-1）
2 **相談時間**：月曜日～金曜日 午前10時～午後4時
3 **連絡先**：電話 03-3452-3068
FAX 03-3453-3810
電子メール ishiwata@jisha.or.jp

基安発第0216003号
平成16年2月16日
別紙の関係団体の長殿
厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

石綿紡織品の使用に係る健康障害防止対策の徹底について

労働災害の防止につきましては、平素から格別の御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、石綿は、その繊維を吸入することにより、肺がん、中皮腫等の重篤な健康障害を引き起こす有害な物質であり、本年10月1日に施行される改正労働安全衛生法施行令において、アモサイト及びクロシドライト以外の石綿についても、建材等の他の素材への代替化が可能な製品にあっては使用等が禁止されることとなりますが、石綿紡織品については、ジョイントシート・シール材等の代替化が困難な製品の原料としても使用されるため、今般の改正においては禁止の対象とはしておりません。

しかしながら、溶接作業を行う現場等においては、耐火・断熱等のため石綿布、石綿被服等の石綿紡織品を使用する場合がありますが、これらの使用により石綿粉じんを長期間にわたり吸入した複数の作業者が中皮腫等に罹患し死亡するという重大な災害が発生しているところです。（参考事例参照）

近年、石綿製品の代替化が進行していることから、石綿紡織品を使用している事業場は大幅に減少しているところですが、ごく一部の事業場においては代替化の検討もなされないままその使用を継続している事例が認められる状況にあります。これらの事業場にあっては、石綿紡織品を使用ている事業者及び労働者が必ずしも石綿の危険性を充分認識していないおそれがあり、今後とも同種の災害が発生することが危惧されます。

つきましては、石綿による健康障害に対しては従来より

特定化学物質等障害予防規則等により対策を講じてきたところですが、石綿紡織品の使用に当たっては、当該規則等に基づく所要の措置を講ずることはもとより、下記の事項にも留意をした適切な対策が図られるよう、貴団体会員各位に対するこれらの内容の周知徹底等適切な指導をお願いします。

なお、昨年、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（政令第457号）において、石綿を含有する製品のうち10品目について製造等を禁止することとなりましたので、参考にリーフレットを同封いたします。

記

1　事業場内の高温物を取り扱う作業、溶接作業等において耐熱・防火用に使用している被服（手袋、作業衣、前掛け等）、シート等に石綿紡織品が使用されていないか確認を行うこと。

2　石綿紡織品が使用されている場合は、無石綿の代替品を使用した場合には安全確保上支障がある場合を除き、無石綿の代替品に交換すること。

3　やむを得ず石綿含有製品を使用する場合は、労働安全衛生法等に基づく措置その他必要な健康障害防止対策を徹底すること。特に以下の事項に留意すること。

(1) 石綿紡織品の切断、穿孔、破砕等の作業は、特定化学物質等障害予防規則第38条の8第1項に規定する石綿等を取り扱う作業に該当するものであることから、労働者に有効な呼吸用保護具の使用、作業衣等の着用を徹底させるほか、著しく困難な場合を除き当該石綿紡織品を湿潤なものとすること。

(2) 石綿紡織品を取り扱う作業には、特定化学物質等作業主任者を選任すること。

(3) 常時石綿紡織品を取り扱っている労働者及び過去に取り扱っていた労働者に対し特殊健康診断を実施すること。

なお、石綿紡織品の縫い合わせ、切断等の作業に常時従事する労働者には、じん肺法に基づくじん肺健康診断の実施も必要であること。

(4) 石綿紡織品を使用する労働者に対し、石綿の有害性、石綿へのばく露を防止するための作業方法等について安全衛生教育を実施すること。

(5) 石綿の粉じんが発散する屋内作業場には、著しく困難なとき、又は臨時の作業を行う場合を除き、発散源を密閉する設備又は局所排気装置を設置すること。

(6) 石綿粉じんが堆積するおそれのある作業床は、少なくとも毎日１回以上水洗により掃除すること。なお、真空掃除機は、稼働中捕捉し難い微細な石綿粉じんの排出による作業環境の汚染及び真空掃除機内に集じんした石綿粉じん処理時の汚染が考えられるので、やむを得ない時に限り使用することとし、その際除じん効率の高いものを用いるとともに真空掃除機内の集じんした石綿粉じんの処理時の発じんを防止すること。

(7) 石綿紡織品を取り扱っている作業の近傍に他の作業を行う労働者がいる場合には、当該労働者の間接ばく露を防止するため、作業時間の調整、発散源の隔離、有効な呼吸用保護具等の使用等必要な措置を講ずること。

(8) 石綿紡織品の廃棄に当たっては、それらからの発じんによるばく露を防止する適切な措置を講ずること。

(参考)

災害事例

[注：災害事例No.、業種・事業概要、職種、疾病名発生状況等、の順に記載]

No.1―鋼材、各種鉄鋼製品及び鋼構造物の製造及び販売等

溶接工：胸膜中皮腫、溶接工：胸膜中皮腫、溶接工：胸膜中皮腫、溶接工：胸膜中皮腫

当該事業場では、溶接時の断熱のためクリソタイルを90％含む石綿布を使用しており、昭和59年に石綿の使用を中止するまで、石綿布をはさみで切り、折り畳み、座布団のように敷いていたため、石綿粉じんにばく露したものと考えられる。同種作業に従事していた溶接工6名のうち、4名に胸膜中皮腫が発生したものである。

No.2　建設業

電工：胸膜中皮腫

建設現場において耐熱耐火用に石綿シート、石綿テープを配管に巻き付ける作業及び除去する作業等に従事し、胸膜中皮腫に罹患したと思われる。

No.3―合金鉄製造業

製造職：胸膜中皮腫

電気炉シュートへの石綿布張り付け作業、ロータリーキルンフード隙間塞ぎ作業等に従事し、胸膜中皮腫に罹患したと思われる。

No.4―輸送用機械器具製造業

艤装工：胸膜中皮腫

石綿布等を寸法切りして所定の位置に張り付ける作業に従事し、胸膜中皮腫に罹患したと思われる。

No.5―船舶製造業

溶接工：胸膜中皮腫

修繕船の艤装品の溶接作業に従事し、溶接時の火受けとして石綿布を使用していたと思われる。

No.6　機械器具製造業

鋳鉄仕上：肺がん

鋳物溶接用保温材の取り扱い及びボイラー修理作

業時における石綿含有断熱材に工・鋳物工よりばく露したと思われる。

No.7―その他の建設業

配管工：肺がん

溶接作業における石綿布養生等の業務に従事し、肺がんに罹患したものと思われる。

No. 8―機械器具製造業

機械組立：

肺がん石綿入りグランドパッキンの挿入作業及び石綿布を使用した溶接作業に従事し、肺がんに罹患したものと思われる。

別紙［住所・電話番号省略］

（社）全国鐵構工業協会／（社）日本ボイラ協会／（社）日本機械工業連合会／（社）日本造船工業会／（社）日本鋳物工業会／（社）日本鉄鋼連盟／日本鉱業協会／日本鋳鍛鋼会／普通鋼電炉工業会／（社）日本プラントメンテナンス協会

基安発第0216004号
平成16年2月16日

都道府県労働局長殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

石綿紡織品の使用に係る健康障害防止対策の徹底について

石綿は、その繊維を吸入することにより、肺がん、中皮腫等の重篤な健康障害を引き起こす有害な物質であり、本年10月1日に施行される改正労働安全衛生法施行令において、アモサイト及びクロシドライト以外の石綿についても、建材等の他の素材への代替化が可能な製品にあっては使用等が禁止されることとなるが、石綿紡織品については、ジョイントシート・シール材等の代替化が困難な製品の原料としても使用されるため、今般の改正においては禁止の対象とはされなかったものである。

しかしながら、溶接作業を行う現場等においては、耐火・断熱等のため石綿布、石綿被服等の石綿紡織品を使用する場合があるが、これらの使用により石綿粉じんを長期間にわたり吸入した複数の作業者が中皮腫等に罹患し死亡するという重大な災害が発生しているところである。（参考事例参照［前掲］）

近年、石綿製品の代替化が進行していることから、石綿紡織品を使用している事業場は大幅に減少しているところであるが、ごく一部の事業場においては代替化の検討もなされないままその使用を継続している事例が認められる状況にある。これらの事業場にあっては、石綿紡織品を使用している事業者及び労働者が必ずしも石綿の危険性を充分認識していないおそれがあり、今後とも同種の災害が発生することが危惧されている。

ついては、別添1の関係事業者団体等に対して、別添2のとおり要請を行ったので了知するとともに、これを踏まえ、関係事業場に対する周知、指導等に遺憾なきを期されたい。

別添1―関係事業者団体［前掲別紙と同じ］

別添2―［省略―前掲基安発第0216003号］

基安発第0226001号
平成16年2月26日

関係団体の長殿

厚生労働省労働基準局拝
安全衛生部長

石綿含有製品の代替化の促進について

日頃から労働安全衛生行政の推進に格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿は、その粉じんを吸入することにより労働者に肺がん、悪性中皮腫、石綿肺等の重篤な健康障害をもたらすものであることから、平成７年に石綿のうち特に有害性の高いアモサイト及びクロシドライトについて、労働安全衛生法令によりその使用等が禁止されました。クリソタイル等のその他の種類の石綿についても、近年他の材料への代替化が進んできたこと等を踏まえ、厚生労働省におきましては石綿を含有する製品のうち国民の安全等の観点からその使用がやむを得ないものを除き、その製造等を禁止する方針で検討を行ってきたところですが、平成15年10月16日に公布された「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」（平成15年政令第457号。以下「改正政令」という。）により、新たに石綿を含有する建材、ブレーキ・クラッチ等の摩擦材及び接着剤の製造等が禁止されることとなったところであり、平成16年10月1日の施行日に向けて、当該措置内容め確実な履行を図ることとしているところです。

一方、石綿含有製品のうち、ジョイントシート・シール材、

耐熱・電気絶縁板等の製品は、主に化学プラント、発電所等の配管等において使用されるものであり、火災、爆発、有害物の漏えい等の災害の防止上、現時点においては、石綿含有製品の使用がやむを得ないと認められるものがあることから、これらの原材料ともなっている石綿布等を含め改正政令においては製造等の禁止の対象とはならなかったものですが、石綿による重篤な健康障害のリスクを低減するためには、現段階で石綿を含有しない製品への代替が可能であるものはもとより、それ以外の石綿含有製品についても国際的な動向も踏まえ、早急に技術開発、実証試験等を推進し、着実に無石綿製品への代替化を図ることが求められており、その円滑な推進のためには貴団体を始めとする関係団体及び傘下事業場等のこの問題に対する御理解と一致した真摯な取組が不可欠です。

つきましては、上述の趣旨を御理解いただき傘下会員事業場等に対して、下記について十分な周知をお願いするとともに、会員事業場等の石綿含有製品の代替化に向けた取組の督励、代替化の進捗状況等の把握等下記の各項目に掲げる措置の着実な推進について御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1　各企業における取組

(1) 石綿含有製品の使用状況の把握

製造等が禁止されていない石綿含有製品（別紙に例示）を使用している又は使用している可能性のある場合には、速やかに石綿含有製品の使用状況を把握すること。

(2) 代替化の検討

使用する石綿含有製品の無石綿製品への代替可能性を検討すること。代替化を着実かつ計画的に促進するため、必要に応じ代替化の対象とする石綿含有製品ごとに年間又は数年次の「代替化計画」を作成し、当該計画の推進のための担当部署の指定や責任者の指名等を必要に応じて行う。代替化計画には具体的な目標期間を設定し、当該目標期間は合理的に短い期間とすること。また、定期的に進捗状況のフォローアップを行うこと。

(3) 代替化の実施

①　既存の施設、設備等

代替が可能なものについては、当該製品を使用する施設、設備、機器等の検査、修理、改造、更新等の機会又は当該製品の点検交換等の機会を捉え、着実かつ計画的に代替化を図ること。また、現時点で代替化が困難な石綿含有製品についても、石綿含有製品メーカーの無石綿製品の開発等を促し、又はこれに協力するとともに、それらの製品が使用されている施設、設備、機器等の設計、施工方法の変更等を通じて代替化を図ることに努めること。

②　新設の施設、設備等

新規に導入する施設、設備等については無石綿製品の使用を前提とした設計及び仕様とするよう努めること。

2　団体における取組

(1) 会員事業場に対する周知、援助等

会員事業場における無石綿製品への代替化について、当該団体が開催する会合などの機会をとらえてこれを督励するとともに、関連技術情報の収集及び提供又は会員事業場の情報の集約・共有化その他必要な援助等を行うこと。

(2)　会員事業場の代替化の進捗状況の把握と代替化計画の集約又は策定

会員事業場の取組状況を把握のうえ、会員事業場の代替化計画の集約又は団体としての代替化計画の作成を行うこと。また、これによる進捗状況について定期的にフォローアップを行うこと。

(3) メーカー団体等との調整

代替化計画の推進に関して、会員事業場から要請がある場合等必要に応じ代替製品の開発、実証試験の実施等についてメーカー団体の理解と協力を得るよう働きかけを行うこと。

(別紙)

石綿製品の使用例

1　ジョイントシート、シール材

発電所、化学工場、石油化学プラント等の機器・配管類、ガス設備、ボイラー等におけるフランジ、弁、マンホール、ポンプ等のケーシング部等のガスケット、パッキンなど

2　石綿系保温材、断熱材

ボイラー、高温の機器・配管、ロケット、炉等の被覆材、詰め物

3　石綿クロス（布）、石綿ヤーン（ひも）、石綿リボン、石綿テープ、石綿糸、石綿板、石綿被服等

・溶鉱炉周辺等の機器・配管類、配線等の保温・耐熱、シール、電気絶縁
・溶融金属表面のかす取り
・レヤーロールへの使用
・溶接の火玉よけ
・鋳物工場等での耐熱石綿手袋の使用

4　その他

・石綿粉末のガラス溶融炉における粘土のつなぎとしての使用
・溶解アセチレンガスボンベ内の多孔質物

関係団体

電気事業連合会／(社)日本電機工業会／(社)日本化学工業協会／石油化学工業協会／石油連盟／(社)日本ガス協会／(社)日本エルピーガス連合会／(社)全国エルピーガス卸売協会／(社)日本簡易ガス協会／(社)日本鉄鋼連盟／(社)日本ボイラ協会／(社)日本産業機械工業会／日本無機薬品協会／日本鉱業協会／板硝子協会／硝子繊維協会／日本産業ガス協会／カーバイド工業会

基安発第0226002号
平成16年2月26日

都道府県労働局長殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

石綿による健康障害防止対策の推進について

石綿による労働者の健康障害防止対策については、平成15年10月16日に公布された「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」(平成15年政令第457号。以下「改正政令」という。)により、石綿を含有する建材、摩擦材、接着剤の製造等が禁止されることとなったところであり、当該措置内容の確実な履行については、平成15年11月19日付け基発第1119004号により指示されたところである。

一方、石綿含有製品のうち、ジョイントシート・シール材、耐熱・電気絶縁板等の製品は、主に化学プラント、発電所等の配管等に使用されるものであり、火災・爆発、有害物の漏えい等の災害の防止上、現時点においては、石綿含有製品の使用がやむを得ないものがあることから、これらの原材料ともなっている石綿布等を含め今般の改正政令においては製造等の禁止の対象とならなかったものであるが、石綿による重篤な健康障害のリスクを低減するためには、現段階で石綿を含有しない製品への代替が可能であるものはもとより、それ以外の石綿含有製品についても早急に技術開発、実証試験等を推進し、無石綿製品への代替化を図ることが必要である。

このため、石綿含有製品の代替化の促進等について、関係団体に対し別添のとおり要請を行ったので了知するとともに、必要に応じ本要請の趣旨に基づき関係事業場、関係団体等に対し、適切な指導、援助に努められたい。

別添[省略—前掲基安発第0226001号]

基安化発第0330001号
平成16年3月30日

関係団体の長殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質調査課長

石綿含有製品の代替化に係る計画等の提出の依頼について

日頃から化学物質等による労働者の健康障害防止施策め推進に格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿含有製品の代替化の促進につきましては、平成16年2月26日付け基安発第0226001号「石綿含有製品の代替化の促進について」により、計画的な代替化の実施についてお願いしたところですが、当省においては代替化の動きを揺るぎないものとするため、各企業等における取組の進捗状況等を把握するとともに、代替化の推進に向けた専門技術的な検討及び代替化の好事例についての周知等に努めたいと考えているところです。

つきましては、誠に恐れ入りますが、下記により関係書類の提出をいただきたく御協力をお願い申し上げます。

記

1　提出書類

(1) 代替化計画

・様式任意(別添に参考例(2例)を添付[省略])
・可能な限り団体として全体をまとめたものとしてください。ただし、困難な場合は各社の計画を束ねたものでも結構です。
・計画中には具体的な目標時期と実施内容を明らかにしてください。

(2) 代替困難製品の技術的説明書

・様式任意
・現在の段階では代替した場合に安全に支障がないと思われる無石綿製品がなく、今後、技術開発、実証試験等を実施する必要がある製品について、その使用条件や要求される性能、現在の代替候補品では代替困難な技術的理由、今後の開発の目途等を記載した説明書。
・必要に応じ、技術データ等の関連資料を添付してください。

(3) 代替化の好事例

・様式任意
・従来石綿製品でなければならないと思われていた製品について、新製品の開発、機器の設計、仕様の変更、作業方法の変更その他の方法で無石綿製品に代替できた事例について紹介してください。

2　提出時期

平成16年8月31日までに提出してください。ただし、調査、取りまとめ等に時間を要し本期日までに提出することが困難な場合はできるだけ速やかに提出してください。

3　提出資料の扱いについて

提出いただいた資料は原則公開の扱いを予定しています。ただし、企業名・企業独自の技術的ノウハウに係る事項等については非公開とすることができる場合もあります。

4　問い合わせ・提出先

厚生労働省労働安全衛生部化挙物質調査課調査班
（平成16年4月1日以降）
厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課衛生対策班

事務連絡
平成16年10月1日
都道府県労働局労働基準部
安全衛生主務課長殿
厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課
法規担当補佐

特定化学物質等障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の公布及び施行について

本日、特定化学物質等障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第146号。以下「改正省令」という。）が公布され、同日から施行することとしていますので、お知らせ致します（新旧対照表等の関係資料を併せて送付致します［省略］）。

改正省令は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第457号。以下「改正政令」という。）の施行に伴い、特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）における第二類物質の定義から、改正政令により製造等を禁止されることとなる石綿を含有する製品を除外する等の所要の規定の整備を行うものです。

改正政令の施行の趣旨、内容等については、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の施行について」（平成15年10月30日付け基発第1030007号厚生労働省労働基準局長通知。以下「政令施行通知」という。）において既にお知らせしているところですので、申し添えます。

なお、標記省令と直接関係があるものではありませんが、石綿による健康障害防止対策の更なる充実を図るため、新たに「石綿障害予防規則」を制定する作業を進めているところであり、去る9月29日に、別添4［省略］の要綱について労働政策審議会から妥当と認める旨の答申を頂きましたので、併せてお知らせ致します。

この「石綿障害予防規則」については、今後、パブリックコメント等の手続を経た上で公布し、平成17年7月1日から施行することとしており、詳細については、別途改めて施行通知を発出する予定です。

※改正省令の内容については、以下の「特化則・安衛則の一部改正」を参照されたい。

特化則・安衛則の一部改正

特定化学物質等障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案について（募集）

平成16年8月17日　厚生労働省

概　要

特定化学物質等障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を別紙のとおり改正する。

根拠法令

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第55条等

趣旨・目的・背景

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成15

年政令第457号。以下「改正政令」という。）により、平成16年10月1日から石綿を含有する石綿セメント円筒等10製品の製造等が禁止されることに伴い、特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）について所要の改正を行うこととする。

国民に与える影響・範囲等

改正政令の円滑な施行が図られる。

<御意見等募集要綱>

1　御意見等募集期間

平成16年8月17日（火）から平成16年9月17日（金）（必着）

2　提出方法（省略）

（別紙）特定化学物質等障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令概要

1　労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第457号。以下「改正政令」という。）の施行に伴い、特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）について所要の改正を行うこと。

2　改正政令の施行の日前に製造され、又は輸入された石綿含有製品（改正政令附則第2条第1項に規定する石綿含有製品をいう。）については、なお従前の例により取り扱うこととすること。

（参考）

石綿含有製品：石綿を含有する石綿セメント円筒、押出成形セメント板、住宅屋根用化粧スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング、クラッチフェーシング、クラッチライニング、ブレーキパッド、ブレーキライニング及び接着剤で、その含有する石綿の重量が当該製品の重量の1パーセントを超えるもの

※これらは、改正政令の施行に伴い、平成16年10月1日からその製造等が禁止される。

石綿対策全国連絡会議の意見

平成16年9月17日

●　改正政令施行日前に製造・輸入された石綿含有製品も禁止すること

提案では、「改正政令の施行の日前に製造され、又は輸入された石綿含有製品（改正政令附則第2条第1項に規定する石綿含有製品については、なお従前の例により取り扱うこと」とされ、「永遠」に使用等が可能とされています。

1995年のクロシドライト（青石綿）・アモサイト（茶石綿）の使用等禁止のときにも同様の措置がとられ、このことは、管理濃度等検討会の参集者からも疑問に感じる発言がなされています。

とりわけ今回は、昨年10月の改正政令公布から施行までに1年間の周知期間を設けていることでもあり、改正政令施行日前に製造・輸入された石綿含有製品を「従前の例により取り扱う」とする省令改正はすべきではないと考えます。

改正政令附則自体も、この際、見直すべきです。直ちに禁止できないのであれば、1年以内に禁止するという期間の限定をすべきです。

●　禁止規制の仕方の見直し、少なくとも左官用モルタル混和材を禁止すること

未公表の平成15年基安化発第1119001号「石綿含有製品等の製造等禁止に係る労働安全衛生法施行令改正の周知について」（別添）では、「石綿を含有する建材」はすべて禁止される5製品「のいずれかに該当」するとしていました。

堂々と無石綿等と表示して販売されていた「左官用モルタル混和材」を見逃していたことは大失策です。

特化則改正で対処することはできませんが、労働安全衛生法施行令における禁止規制の仕方を見直（例外として使用等を認めるもの以外はすべて禁止する旨を明記）すべきです。

●　禁止の対象外石綿含有製品対策について

これも未公表の平成16年基安化発第0330001号「石綿含有製品の代替化に係る計画等の提出の依頼について」（別添）は、関係団体に対して代替化計画等の提出を求めています。

「提出いただいた資料は原則公開の扱いを予定」と明示され、提出期限は8月31日です。一日も早くこの結果を公表し、その結果を踏まえた禁止のあり方の検討を早急に行ったうえで、禁止施行の10月1日を迎えるようにすべきと考えます。

厚生労働省の回答

平成16年9月30日

意見

改正政令施行日前に製造・輸入された石綿含有製品

を従前の例により取り扱うこととする改正はすべきではない。（1件）

回答

改正政令の施行の日前に製造等された石綿含有製品については、今後も事業場において取り扱われることが想定されることから、今般の改正により省令上必要な措置を講ずることとしたものであり、改正をしないことは適当でない。

その他の御意見（特定化学物質等障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案に関する御意見でないもの）

- 改正政令に関するもの（1件）
- 製造等が禁止されない石綿含有製品に関するもの（2件）

作業環境測定・評価基準の一部改正

特定化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令並びに作業環境測定基準及び作業環境評価基準の一部を改正する告示について（意見募集）

平成16年8月17日　厚生労働省

概　要

特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）並びに作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）及び作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）を別紙のとおり改正する。

根拠法令

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第65条第2項及び第65条の2第2項

趣旨・目的・背景

労働安全衛生法においては、事業者に対し、業務上のばく露により労働者に健康障害を生じさせるおそれのある一定の物質について、作業環境の管理のため作業環境測定の実施を義務付けるとともに、作業環境測定の結果の評価を義務付けているところである。作業環境測定の対象物質、その測定方法及び評価に係る管理濃度の値について、専門家から成る検討会（管理濃度等検討会）を設置し、検討を行ったところ、最新の知見により見直すべきであるとの報告が得られたことを踏まえ、今般、特定化学物質等障害予防規則並びに作業環境測定基準及び作業環境評価基準の一部を改正するものである。

国民に与える影響・範囲等

作業環境測定の実施及びその評価が適切に行われることにより、作業環境管理の推進に資する。

<御意見等募集要綱>

1　御意見等募集期間

平成16年8月17日（火）から平成16年9月17日（金）（必着）

2　提出方法（省略）

（別紙）特定化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令並びに作業環境測定基準及び作業環境評価基準の一部を改正する告示についての改正概要

第1　特定化学物質等障害予防規則の一部改正

1　新たに三酸化砒素について、作業環境測定の評価の対象とすること。

2　その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第2　作業環境測定基準の一部改正

1　粉じん濃度等の測定において、分粒装置を用いるろ過捕集方法及び重量分析方法に用いる分粒装置の特性を別紙1で表される特定を有するものに変更すること。

2　空気中の石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）の粉じんの濃度の測定方法のうち、ろ過捕集方法及びエックス線回折分析方法を削除すること。

3　その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第3　作業環境評価基準の一部改正

1　測定結果の評価に用いる管理濃度について、現在定められている82物質のうち別紙2に示すように21物質を変更するとともに、新たに1物質（三酸化砒素）について設定すること。

2　その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第4　施行期日

この省令及び告示は、平成17年4月1日から施行するものとすること。

（別紙1）［省略］

（別紙2）［次頁］

（別紙2）

物の種類	管理濃度（改正案）
土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん 次の式により算定される値　$E=\frac{3.0}{0.59Q+1}$ この式において、E及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。E：管理濃度（単位mg/m^3）Q：当該粉じんの遊離けい酸含有率（単位パーセント）	
石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）	5マイクロメートル以上の繊維として0.15本毎立方センチメートル
三酸化砒素	砒素として0.003mg/m^3
シアン化カリウム	シアンとして3mg/m^3
シアン化水素	3ppm
シアン化ナトリウム	シアンとして3mg/m^3
水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）	水銀として0.025mg/m^3
パラ-ニトロクロルベンゼン	0.6mg/m^3
弗化水素	2ppm
ベンゼン	1ppm
マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）	マンガンとして0.2mg/m^3
硫化水素	5ppm
鉛及びその化合物	鉛として0.05mg/m^3
アセトン	500ppm
イソプロピルアルコール	200ppm
キシレン	50ppm
酢酸イソプロピル	100ppm
酢酸エチル	200ppm
ジクロルメタン（別名二塩化メチレン）	50ppm
スチレン	20ppm
トリクロルエチレン	25ppm
ノルマルヘキサン	40ppm

石綿対策全国連絡会議の意見

平成16年9月17日

● 安全レベルではないことを周知徹底、一層の引き下げを指導すること

石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く）に関する管理濃度（改正案）の0.15f/cm^{3}は、日本産業衛生学会のクリソタイルのみのときの「過剰発がん生涯リスクレベル10^{-3}に相当する評価値」と結果的に同じ数値ですが、産衛学会の「評価値」は、「この濃度レベルにすれば、生涯（18～65歳）、労働環境で曝露しても、石綿による肺がん・中皮腫の発症を千人に一人までに抑えられる」という意味です。

したがって、とりわけ石綿を含めた発がん物質に関する管理濃度については、この管理濃度を遵守していれば健康被害は生じないという安全レベルではないことを周知徹底させ、単に遵守すればよしではなく、可能な限り一層の引き下げに努めるよう指導すべきです。

管理濃度等検討会においても、座長が、（発がん物質に関しては）「もう技術的に可能なぎりぎりのところまで下げる、という考え方しかないのです。」と発言しています。

● 石綿に関する管理濃度を0.15f/cm^{3}ではなく0.1f/cm^{3}とすること

現在、欧米を中心とした事実上の国際標準は0.1f/cm3になっていると言えます。

管理濃度等検討会における議論では、実現可能性の観点から、管理濃度は「定量下限」＝測定できる最低レベルの10倍以上とされていますが、石綿の定量下限は0.0057f/cm^{3}とのことなので、この原則でいえば、0.06f/cm^{3}でもよいわけです。

ところが、この定量下限値は、実験室的な環境で石綿しか存在していない場合の理論値のようなもので、実際の作業環境では他の一般粉じんが存在しているため、他の粉じんが重なり合って計数が困難になるということも、事実でしょう。大気汚染防止法上の環境規制値は0.01f/cm^{3}ですが、これも一般環境で、他の一般粉じんがそれほど混在していない状況だから計数可能だということも理解できます。また、現行の2f/cm^{3}だとサンプル採集に空気を1リットル吸引すればよいのが、0.15f/cm^{3}レベルを計測するためには5リットル引かなければならず、他の粉じんもその分混ざってくるという議論も一定妥当性はあると思われます。

しかし、具体的な数値の決定にあたって、「作業現場としては大体0.15から0.2ぐらいでないと、測れないところが結構出てくる」ことから、「たまたま日本産業衛生学会の評価値と同じ0.15f/cm^3」ということになったということのようですが、なぜ、0.1f/cm^{3}だと駄目で、0.15f/cm^{3}なら可能かという科学的根拠が明確には示されていません。

0.1f/cm^{3}だと実現可能性がないという科学的根拠は見当たらず、国際水準に合わせて、0.1f/cm^{3}にすべきです。

● 石綿に係る屋外作業環境管理対策を確立すること

ILO石綿条約を日本が批准できていない主な理由のひとつが、この規制がないことです。

今年10月1日から、石綿の原則使用等禁止が実施されるわけなので、建設現場を中心とした屋外作業環境管理をしないのであれば、新たに設定される石綿の管理濃度が機能する場所はほとんどないことになります。管理濃度等検討会においても、この点が指摘されているところです。

原則使用禁止後の、石綿対策の主軸が建築物等の改修・解体時等の対策であることを踏まえて、この際、この問題に迅速に真っ向から取り組むべきであると考えます。

厚生労働省の回答

平成16年9月30日

意見①

石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）に関する管理濃度を0.10本毎立方センチメートルとすべきである。（1件）

回答①

石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）の管理濃度に関しては、

・石綿は、石綿肺のほか、肺がんや中皮腫などを引き起こす恐れのある物質であることから可能な限り低く抑える必要があること。

・石綿に係る測定技術上の問題も考慮する必要があること。

等を考慮し、総合的に判断して、0.15本毎立方センチメートルとすべきであるという、管理濃度等検討会の結論が妥当であると考える。

意見②

施行期日を延期すべきである。（1件）

回答②

施行期日については十分考慮したところであり、施行に当たっては周知に努めていくこととする。

その他の御意見（特定化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令並びに作業環境測定基準及び作業環境評価基準の一部を改正する告示についてに関する御意見でないもの）（2件）

・石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）に関する管理濃度が安全レベルではないことを周知徹底、一層の引き下げを指導すべきである。

・石綿に係る屋外作業環境管理対策を確立すべきである。

石綿障害予防規則案

厚生労働省発表

平成16年9月29日

「石綿障害予防規則案要綱」についての労働政策審議会に対する諮問及び答申について

―アスベスト（石綿）対策の充実強化に向け、25年ぶりに健康障害防止のための省令を新たに制定へ―

1　厚生労働大臣より、本日、労働政策審議会（会長・西川俊作慶應義塾大学名誉教授）に対し、「石綿障害予防規則案要綱」（別添1）について諮問を行った。これらについては、同審議会安全衛生分科会（分科会長・櫻井治彦慶應義塾大学名誉教授・中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長）において審議が行われた結果、同審議会から厚生労働大臣に対して、別添2のとおり答申があった。

2　厚生労働省では、この答申を受け、石綿による健康障害防止対策の充実強化を図るため、新たに「石綿障害予防規則」を制定することとする。

なお、労働安全衛生関係法令においては、昭和54年に粉じん障害防止規則を制定して以来、25年ぶりに労働者の健康障害防止のための省令を新たに制定することとなる。

（別添1）厚生労働省発基安第0929001号

労働政策審議会　会長・西川俊作殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「石綿障害予防規則案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成16年9月29日

厚生労働大臣　尾辻秀久

(別紙)

石綿障害予防規則案要綱

第一　総則

一　事業者は、石綿による労働者の肺がん、中皮腫その他の健康障害を予防するため必要な措置を講じ、石綿にばく露される労働者の人数等を最小限度にするよう努めるとともに、石綿を含有する製品を計画的に石綿を含有しない製品に代替するよう努めること。

二　この省令において使用する用語について必要な定義規定を設けること。

第二　石綿等を取り扱う業務等に係る措置

一　解体等の業務に係る措置

1　事前調査

(1) 事業者は、建築物等の解体等の作業を行うときは、あらかじめ、石綿等の使用の有無を目視等により調査し、その結果を記録すること。

(2) 事業者は、(1)の調査を行ったにもかかわらず石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等が使用されているものとみなして措置を講ずる場合を除き、これを分析により調査し、その結果を記録すること。

2　事業者は、石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業を行うときは、あらかじめ、作業計画を定め、当該計画により作業を行うこと。

3　事業者は、石綿等が張り付けられた一定の建築物等の解体等の作業を行うときは、あらかじめ、所轄労働基準監督署長に届け出ること。

4　事業者は、石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合において、当該石綿等を除去するときは、当該除去を行う作業場所を隔離すること。

5　保温材等の除去に係る措置

(1) 事業者は、石綿等が使用されている保温材等を張り付けた物の解体等の作業を行う場合において、当該保温材等を除去するときは、当該作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示すること。

(2) 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が(1)の作業と同一の場所で行われるときは、関係請負人に当該作業の実施について通知するとともに、作業の時間帯の調整等必要な措置を講ずること。

6　建築物等の解体等の作業を行う仕事の発注者は、当該仕事の請負人に対し、当該建築物等における石綿等の使用の状況を通知するよう努めること。

7　建築物等の解体等の作業を行う仕事の注文者は、建築物の解体方法及びその費用等についてこの省令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮すること。

二　石綿等が吹き付けられた建築物等における業務に係る措置

1　事業者は、その労働者を就業させる建築物の壁等(2に掲げるものを除く。)に吹き付けられた石綿等の粉じんが飛散し、及びその労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去等の措置を講ずること。

2　建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等の粉じんが飛散し、及びその労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、1の措置を講ずること。

三　その他の石綿等を取り扱う業務に係る措置

1　事業者は、特定石綿等(製造等が禁止されていない石綿等をいう。以下同じ。)を吹き付ける作業に労働者を従事させてはならないものとすること。

2　事業者は、特定石綿等の粉じんが発散する屋内作業場については、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置等を設ける等の措置を講ずること。

3　事業者は、石綿等の切断等の作業及び当該作業において発散した石綿等の粉じんの清掃作業に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとする等の措置を講ずるとともに、当該労働者に呼吸用保護具等を使用させること。

4　事業者は、石綿等を取り扱う作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示すること。

第三　設備の性能等

第二の一の2により設けられる局所排気装置等のフード、ダクト等及び当該局所排気装置等の稼働について所要の要件を定めるとともに、特定石綿等の粉じんを含有する気体を排出する製造設備の排気筒等に所要の要件を満たす除じん装置を設けること。

第四　管理

一　事業者は、特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任するとともに、作業の方法の決定等の事項を行わせること。

二　定期自主検査を行うべき機械等として第二の一の2

により設けられる局所排気装置等を定め、その検査事項等を定めるとともに、点検、補修等について必要な事項を定めること。

三　事業者は、石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る業務に労働者を従事させるときは、当該労働者に対し、石綿等の有害性その他石綿等の粉じんのばく露の防止に関し必要な事項について、当該作業に関する衛生のための特別の教育を行うこと。

四　事業者は、特定石綿等を常時取り扱う作業等に労働者を従事させるときは、所要の休憩室を設けるとともに、当該作業場及び休憩室の床を水洗によって容易に掃除できる構造のものとすること。

五　事業者は、作業場及び四の休憩室の床等については、水洗する等の方法によって、毎日一回以上、清掃を行うこと。

六　洗浄設備等

1　事業者は、石綿等を取り扱う作業等に労働者を従事させるときは、洗眼等のための設備等を設け、当該作業場で労働者が喫煙すること等を禁止するとともに、必要な事項の掲示及び記録の保存を行うこと。

2　事業者は、石綿等を運搬等するときは、堅固な容器を使用する等の措置を講ずること。

第五　測定

事業者は、特定石綿等を取り扱う屋内作業場について、定期に、その空気中における濃度を測定するとともに、その結果の評価を行い、必要な措置を講ずること。

第六　健康診断

事業者は、特定石綿等を取り扱う業務等に常時従事する労働者等に対し、必要な健康診断を行う等の措置を講ずること。

第七　保護具

一　事業者は、石綿等を製造し、又は取り扱う作業場には必要な数の呼吸用保護具を備え、これを常時有効かつ清潔に保持すること。

二　事業者は、第二の三の3等の保護具等が使用された場合には、他の衣服から隔離して保管するとともに、当該保護具等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならないものとすること。

第八　製造許可等

製造等が禁止されている石綿等の試験研究に係る許可を受けようとする者は、所轄労働基準監督署長に申請しなければならないものとするとともに、当該許可に係る製造設備の構造等の基準を定めること。

第九　報告

石綿等を取り扱う事業者は、事業を廃止するときは、所轄労働基準監督署長に報告すること。

第十　施行期日等

一　この省令は、平成17年7月1日から施行すること。

二　この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係省令について所要の規定の整備を行うこと。

(別添2) 平成16年9月29日労審発第174号

厚生労働大臣　尾辻秀久殿

労働政策審議会　会長・西川俊作

平成16年9月29日付け厚生労働省発基安第0929001号をもって諮問のあった「石綿障害予防規則案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙) 平成16年9月29日

労働政策審議会　会長・西川俊作殿

安全衛生分科会　分科会長・櫻井治彦

「石綿障害予防規則案要綱」について

平成16年9月29日付け厚生労働省発基安第0929001号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。

石綿障害予防規則案について（募集）

平成16年10月8日　厚生労働省

概要

石綿障害予防規則を新たに制定する。

根拠法令

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第22条等

趣旨・目的・背景

石綿については、現在は、他の化学物質等とともに特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）によりその取扱い等を規制しているところであるが、このうち既にアモサイト及びクロシドライ

トの製造等が禁止され、また、平成16年10月1日から大部分の石綿含有製品（建材、摩擦材、接着剤）の製造等が禁止されたことにより、今後、石綿の健康障害防止対策は製造、使用等ではなく、既に使用されている石綿の除去におけるものが中心となることから、建築物等の解体時等における石綿ばく露防止対策等の充実を図ることとする。なお、今回新たに規制を充実することにより、他の化学物質とは事業者に求める措置の内容が大幅に異なることとなることから、特化則の改正ではなく、充実する規制と特化則中の石綿に係る規制とを合わせて新たに石綿障害予防規則を制定することとする。

国民に与える影響・範囲等

石綿による労働者の健康障害の防止に資する。

<御意見等募集要綱>

1　御意見等募集期間

平成16年10月8日（金）から平成16年11月8日（月）（必着）

2　提出方法［省略］

（別紙）石綿障害予防規則案要綱［省略―前掲］

石綿障害予防規則案について
（制定の趣旨、従前の規制から変更される事項）

1　制定の趣旨

（1）石綿は、肺がん、中皮腫等の健康障害を発生させることが明らかになっており、職業がんとして労災の認定を受けた件数の約8割を、石綿によるがんが占めている。

（2）このことから、石綿については、他の化学物質とともに労働安全衛生法、同法施行令、特定化学物質等障害予防規則等において、製品の製造等に係る規制、作業において講ずべき措置等に係る規制を設けているところであり、このうち製品の製造等に係る規制としては、既に石綿のうちアモサイト及びクロシドライトの製造等を禁止している（平成7年～）ほか、近年では、以下のとおりその充実を図ってきたところである。

① 昨年の政令改正により、石綿を含有する製品のうち建材、摩擦材等10種類の製品の製造等を、本年10月1日から禁止

② その他の石綿製品については、本年2月に関係業界団体に対し、計画的な代替化の促進について要請

（3）一方、石綿等を取り扱う作業において講ずべき措置に係る規制については、石綿がこれまで建材として多く使用されており、今後はこれらの建材が使用された建築物等の解体作業等が増加することを踏まえ、このような解体作業等に重点を置いて、石綿ばく露による労働者の健康障害防止対策の充実を図る必要がある。

具体的には、建築物等の解体作業は、

① 作業が一時的、非定常的な作業であること、

② 建築物等において石綿含有製品の使用箇所の判別が非常に困難であること、

③ 解体工事等に従事する労働者は石綿に対する認識が必ずしも高くないこと

など、製造等の現場とは異なった問題点が指摘されており、これらに対応した対策の充実を図る必要がある。

（4）以上のとおり、建築物等の解体作業等に対応した対策の充実を図ることに伴い、事業者が講ずべき措置の内容が他の化学物質に係るものとは大幅に異なることになるため、特定化学物質等障害予防規則から分離し、新たに石綿障害予防規則を制定することとする。

2　従前の規制から変更される事項

（1）石綿含有製品の代替化の責務を明記（要綱第一の一関係）

石綿含有製品の代替化について、現行の特定化学物質等障害予防規則（以下「特化則」という。）では事業者が講ずべき必要な措置として列挙しているが、これをさらに明確化し、事業者は、石綿含有製品の使用状況等を把握し、計画的に石綿を含有しない製品に代替するよう努めなければならないこととする。

（2）建築物等の解体等における石綿使用の事前調査（要綱第二の一の1関係）

現行の特化則では、建築物又は工作物を解体等する時は、石綿等の使用状況を目視、設計図書等により調査することとしているが、これに加え、調査の結果、石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、原則として分析による調査を行うこととする。

ただし、石綿等が使用されているものとみなして、解体等される部材等を湿潤な状態のものとし、労働者に保護具、作業衣等を使用させる等の措置を講ずるときは、分析による調査を行わなくて良いものとする。

※「石綿等」とは、石綿及びこれを含有する製剤（1%を超えるもの）をいう。

（3）建築物等の解体等における作業計画作成の義務付け（要綱第二の一の2関係）

石綿が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を行う場合は、石綿粉じんのばく露による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならないこととする。

（4）解体工事等の作業の届出（要綱第二の一の3関係）

現行では、労働安全衛生法等に基づき、耐火建築物等

に吹き付けられた石綿等の除去作業について、仕事を行う場所の状況等を届け出ることとされているが、これに準じて粉じんを発散するおそれがあるものについて、あらかじめ石綿ばく露防止対策等の概要等を労働基準監督署長に届け出させることとする。

具体的には、石綿等を使用した耐火被覆板を張り付けた建築物の解体作業など、粉じんを著しく発散するおそれがある建築物又は工作物の解体等の作業を想定。

(5) 保温材等の除去に係る措置（要綱第二の一の5関係）

現行の特化則では、建築物に吹き付けられた石綿等の除去作業を行う作業場所を隔離することとしているが、これに準じて粉じんを発散するおそれがある石綿等が使用されている保温材、断熱材等を除去する作業について、その作業場所に関係労働者以外の者（保護具等を着用した者を除く。）が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を表示させることとする。

また、特定元方事業者は、保温材、断熱材等の除去作業と同一場所で作業を行う労働者がいるときは、除去作業開始前までに作業の実施について関係請負人に通知するとともに、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければならないこととする。

※「特定元方事業者」とは、建設業等におけるいわゆる元請のうち、仕事の一部を自ら行っている者をいう。

(6) 石綿等の使用の状況の通知（要綱第二の一の6関係）

建築物又は工作物の解体等の作業を行う仕事の発注者は、当該工事の請負人に対し、当該建築物又は工作物における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならないこととする。

※ 「発注者」とは、注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。

(7) 建築物の解体工事等の条件（要綱第二の一の7関係）

作業を請け負った事業者が、契約条件等により必要な措置を講ずることができなくなることのないよう、建築物又は工作物の解体等の作業を行う仕事の注文者は、建築物の解体方法及びその費用等について、この省令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮することとする。

現行では、労働安全衛生法上に類似の規定があり、これを具体化するもの。

(8) 石綿等が吹き付けられた建築物等における業務に係る措置（要綱第二の二関係）

事業者等は、その労働者を就業させる建築物に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを飛散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれのあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないこととする。

これにより、石綿等を直接取り扱う業務を行わない事業者も、石綿等が吹き付けられている建築物等で業務を行う場合には、これらの措置を講ずることとなる。

(9) 石綿等の吹付けの全面禁止（要綱第二の三の1関係）

現行の特化則では、作業場所の隔離、送気マスクの使用等の措置を講ずることにより、石綿等を吹き付ける作業に労働者を従事させることができるが、これらの条件を削除し、当該作業に従事させることを全面的に禁止することとする。

(10) 清掃の作業におけるばく露防止対策の充実（要綱第二の三の3関係）

現行の特化則では、石綿等の切断等の作業についてのみ、石綿等を湿潤化し、労働者に呼吸用保護具、作業衣等の使用させること等が義務付けられており、その作業により発生した石綿等の清掃作業についてはこれらの措置を講ずることが義務付けられていないことから、このような清掃作業についても、これらの措置を講ずることを義務付けることとする。

(11) 特別教育の実施（要綱第四の三関係）

石綿を使用する建築物又は工作物の解体等を行う労働者について、必要な知識を付与するため特別教育を義務付けることとする。

(12) 清掃の実施等（要綱第四の四及び五関係）

現行の特化則では、作業場の床について不浸透性の材料で造らなければならない旨の規定はあるが、清掃の実施の規定はないことから、作業場の床の構造を水洗によって容易に掃除できるものとし、水洗する等により毎日1回以上清掃の実施を義務付けることとする。また、休憩室の床についても同様とする。

(13) 作業記録等の保存期間の起点の見直し（要綱第四の六の1及び第六関係）

作業の記録、特殊健康診断個人票の記録について、現行では、「労働者が作業に従事することとなった日から30年間」保存することとされているが、労働者が作業に従事することとなった日から30年間経過した時点で記録が破棄される可能性があり、この場合、その後労働者が発症した場合に、適切に作業記録等を参照できない可能性があることから、これらの記録の保存期間を「その作業又は健診の実施から30年間」とする。

なお、現行の特化則でも、作業環境測定の記録については、「記録した日から30年間」保存することとされている。

(14) 作業衣等の持出しの原則禁止（要綱第七の二関係）

使用された呼吸用保護具、作業衣等を他の衣服等から隔離して保管するとともに、付着した物を除去した後でなければ、事業場外への持出しを原則禁止することとする。

石綿対策全国連絡会議の意見

平成16年11月8日

新省令制定

(1)「石綿障害予防規則を新たに制定する」ことに賛成します。

要綱第一　総則

一　事業者の責務

(2) 事業者の責務の第一は、「労働者が石綿にばく露される程度等を最小限度にするよう努める」ことではなく、「労働者が石綿に曝露することがないよう努める」こととすべきです。

(3) 事業者の責務の第二としてあげられている、「石綿を含有する製品を計画的に石綿を含有しない製品に代替するよう努めること」に関して、代替化の達成目標時期を本規則施行後1年と明示し、その時点で本規則の見直しをすることを規定すべきです。

(4) 事業者の責務の第三として、現在石綿を使用・含有していない用途・製品への新たな石綿の使用・含有をしてはならないこと、を追加すべきです。

二　用語の定義

(5)「石綿等」の「等」に関して、現行では、「石綿をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物」に限定しているところですが、再三主張しているように、発がん物質規制の対象範囲に関しては「重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物」に拡大すべきであり、仮にそれが現在困難であるとしても、「意図的に石綿を含有させた場合には1パーセント以下含有する製剤その他の物」も対象に加えるべきです。

(6)「建築物等」に関して、提案は「建築物又は工作物」を想定しているものと理解できますが、「建築物」以外に「工作物」も対象となることを明示すべきです。

(7)「解体等」の「等」に関して、現行の解釈例規では、「改修が含まれる」とされていますが、「改修」及び「維持管理（メインテナンス）」も対象となることを明示すべきです。

(8) 要綱第二の一の5の(1)及び第二の三の4に事業者の「表示」義務が提案されていますが、「表示」は、当該作業に従事する労働者、関連する労働者や関係者のみならず、当該作業場所周辺の住民がその内容を容易に知ることができるように行うべきことを明示すべきです。

要綱第二　石綿等を取り扱う業務等に係る措置

一　解体等の業務に係る措置

(8) 提案では調査内容が「石綿等の使用の有無」となっているが、現行特化則第38条の10においては、「石綿等が使用されている箇所及び使用の状況」とされ、解釈例規では、「『使用の状況』の把握については、吹付け材、スレート材等といった石綿等の使用形態及び使用量を把握」することとされています。「石綿等の使用の有無」だけではなく、「石綿等が使用されている箇所及び使用の状況」、とりわけ、石綿等の「張り付け」、石綿等の「吹きつけ」、「石綿等が使用されている保温材等を張り付けた物」―すなわち「飛散性の高い石綿等」の有無、使用箇所及び使用の状況を調査すべきことを明示すべきです。

(9) 提案では「目視等により調査」となっているが、現行特化則第38条の10においては、事前調査は「設計図書等」により調査することとされており、この「等」に関して解釈例規では、「施工記録、維持、保全記録、建築管理者・建築物の所有者・施工者等からの情報、目視も含まれるものであること」とされているところであり、「設計図書等による調査」とすべきです。

(10) 現行の国の各種解説等における、吹付け石綿等が使用された目安期間に関する情報は誤っており、例えば東京都の「練馬区アスベスト対策大綱」にはより適切な情報が盛り込まれています。施工年を目安とした「石綿等の使用の有無」の判断は、正確な情報に基づかないとかえって有害です。前記を教訓として、関連業界からの一方的情報のみに基づく目安等は示すべきではありません。

(11) 事前調査は、一定の特別教育を受けた者が行うべきものとして、事前調査を行う者に対する特別教育に関する規定を設けるべきです。

(12) 要綱では、事前「調査を行ったにもかかわらず石綿等の使用の有無が明らかとならなかったとき」は、「分析による調査」を行うこととしつつも、「石綿等が使用されているものとみなして措置を講ずる場合」は「分析による調査」を免除することとしていますが、「講ずべき措置」の内容が要綱では明らかでありません。また、事前調査によって「石綿等の使用の有無が明らかとなったとき」に一般的に「講ずべき措置」の内容も、要綱では、「あらかじめ、作業計画を定め、当該計画により作業を行うこと」以外については明らかでありません。両者は

同一の内容とすべきです。提案は、①解体等される部材等を湿潤な状態のものとし、②労働者に保護具、作業衣等を使用させる等の措置、を想定しているように思われます。個人防護対策以外は「湿潤化」しか示されていないわけですが、解体の場合はともかく改修や維持管理においては湿潤化が困難な場合も想定され、また、現行特化則第38条の8では「ただし、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、この限りでない」ともされているところであり、これだけでは全く不十分と言うほかありません。一般的に講ずべき最低限の措置には、①湿潤化又は飛散抑制剤の使用等、②手ばらし・カッターナイフによる切断等及び粉じんを飛散させる機械器具の使用禁止、③呼吸用保護具・作業衣の使用、④当該作業場所への当該作業従事労働者以外の者の立入禁止（特定元方事業者による実効確保措置を含む）、⑤当該作業場所内の気中石綿濃度測定の定期的実施、結果の記録及び表示、⑥「石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業」を実施中である旨及び立入禁止である旨の表示、が含まれるべきです。

（13）「石綿等が使用されているものとみなして措置を講」じて、「石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業」を行うときも、「あらかじめ、作業計画を定め、当該計画により作業を行うこと」を明示すべきです。

（14）当該作業場所内の気中石綿濃度測定を実施した結果、濃度が一定の基準を超えた場合、または、事前調査によって明らかとならなかった吹付け石綿等の飛散性の高い石綿等の存在が明らかとなった場合には、事業者は、直ちに作業を中止、現場を隔離、立ち入りを禁止、その旨を表示したうえで、所轄労働基準監督署に届け出、許可を受けてからでなければ作業を再開してはならないこととすべきです。

（15）「事業者は、建築物等の解体等の作業を行うときは、あらかじめ、石綿等の使用の有無を目視等により調査し、その結果を記録する」とともに、「その結果を表示する」こととすべきです。この表示には、事前調査実施の有無（実施時期、実施方法、調査者氏名等）と石綿等の使用の有無のみならず、石綿等の「張り付け」、石綿等の「吹き付け」、「石綿等が使用されている保温材等を張り付けた物」―すなわち「飛散性の高い石綿等」の有無、使用箇所及び使用の状況及び表示内容に関する問い合わせ先に係る情報が示されるべきです。事前「調査を行ったにもかかわらず石綿等の使用の有無が明らかとなら」ずに「分析による調査」を行った場合にはその結果、「石綿等が使用されているものとみなして措置を講ずる場合」はその旨も示されるべきです。「事前調査で石綿等の使用が明らかとなった場合」及び「石綿等が使用されているものとみなして措置を講ずる場合」には、当該作業場所内の気中石綿濃度測定を定期的に実施し、その結果も表示すべきです。

（16）実効性のある措置が義務づけられることを前提に、「石綿等が使用されているものとみなして措置を講ずる場合」は「分析による調査」を免除することに賛成し、適切な事前「調査を行ったにもかかわらず石綿等の使用の有無が明らかとならなかったとき」は、「分析による調査」を奨励するよりも、むしろ、「石綿等が使用されているものとみなして措置を講ずる」ことを奨励する規則の運用がなされることを希望します。

（17）「所轄労働基準監督署長に届け出る」ことが必要なのは、現行労働安全衛生法施行規則第90条では、「石綿等が吹き付けられている一定の耐火建築物等における石綿等の除去の作業を行う仕事」とされていますが、要綱第二の一の3では「石綿等が張り付けられた一定の建築物等の解体等の作業を行うとき」と記し、「これ（吹付け石綿等の除去）に準じて粉じんを発散するおそれがあるもの」、「具体的には、石綿等を使用した耐火被覆板を張り付けた建築物の解体作業など、粉じんを著しく発散するおそれがある建築物又は工作物等の作業を想定」と説明されています。また、「これ（吹付け石綿等の除去）に準じて粉じんを発散するおそれがある石綿等が使用されている保温材、断熱材等を除去する作業」についても、ふれられているところです。「所轄労働基準監督署長への届出」が必要な作業としては、①「石綿等が吹き付けられた建築物等」、②「石綿等を使用した耐火被覆板を張り付けた建築物等」、③「石綿等が使用されている保温材等を張り付けた物等」の全てについて、当該石綿等を除去する場合に限定せず、改修等を含めた「解体等」作業を対象とすることを明示すべきです。①～③に重なる部分があるのか定かではありませんが、要するに、「飛散性の高い石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業」全てを、「届出」の対象とすべきということです。「飛散性の高い石綿等」については、嵩比重等の客観的基準を示したうえで、該当する可能性のあるものをわかりやすく明示すべきです。

（16）「所轄労働基準監督署長に届け出る」内容について要綱ではふれていないが、「石綿ばく露防止対策」の内容を含めることには賛成です。

（17）要綱第 .の .の4では、「石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合において、当該石綿等を除去するときは、当該除去を行う作業場所を隔離すること」としていますが、「石綿等が吹き付けられた建築物等」、「石綿等を使用した耐火被覆板を張り付けた建築物等」、「石綿等が使用されている保温材等を張

り付けた物等」の「解体等」作業全て―すなわち「飛散性の高い石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業」全てを対象とし、また、①作業場所の隔離に加えて、②当該作業期間中24時間当該作業場所内部を負圧とする措置、③当該作業従事労働者の保護衣着用、④クリーンルームの設置、⑤隔離された作業場外の気中石綿濃度測定の定期的実施、結果の記録及び表示、等の措置を講じることとすべきです。なお、これらの措置は、「石綿等の使用の有無が明らかとなったとき」及び「事前調査で石綿等の使用の有無が明らかとならなかったものの石綿等が使用されているものとみなして分析による調査を行わないとき」に講ずべき措置に上乗せされる措置であることを明示すべきです。

(18)　要綱第二の一の5では、「保温材等の除去に係る措置」を提案していますが、「石綿等が使用されている保温材等を張り付けた物等の解体等の作業」についても、「飛散性の高い石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業」のひとつとして、「石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業」と同等の措置を講ずべきものとすべきです。

(19)　発注者、注文者等の規定を設け、また強化することに賛成します。この点では、「注文者による危険有害情報の提供等」、「請負事業者に使用させる施設・設備に関する危害防止措置の確保」等を提言した「今後の労働安全衛生対策の在り方に関する検討会報告書」が公表され、この報告書をも踏まえた労働安全衛生法改正の作業が進められているところです。改正された労働安全衛生法の規定を本規則に速やかに反映させる方策を確保すべきです。

(20)　「飛散性の高い石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業」終了後における隔離等を解除することのできる基準、及び、「石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業」終了後における建築物等または跡地の再入場・再利用をすることのできる基準を明示し、それらの基準を満たさない限りは、隔離等の解除、再入場・再利用をしてはならないこととすべきです。

二　石綿等が吹き付けられた建築物等における業務に係る措置

(20)　1「事業者は、その労働者を就業させる建築物の壁等（2に掲げるものを除く。）に吹き付けられた石綿等の粉じんが飛散し、及びその労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去等の措置を講ずること」、及び、2「建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等の粉じんが飛散し、及びその労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、1の措置を講ずること」という提案に関して、「おそれがあるとき」の客観的な基準を明示すべきです。

(21)　「吹き付けられた石綿等」に限定せず、「石綿等を使用した耐火被覆板の張り付け」、「石綿等が使用されている保温材等の張り付け」等を含めて、「飛散性の高い石綿等」全てを対象とすべきです。

(21)　「除去等」の「等」については、「封じ込め、囲い込み等の措置」が想定されているものと思われますが、除去、封じ込め、囲い込み等の、いずれの措置が適切であるかを判断するための基準を示すべきです。

(22)　除去以外の措置が講じられた場合には、講じられた措置の時期及び内容、将来の除去計画等について表示すべきこととすべきです。

(23)　除去等の措置を講じた後に、隔離等を解除し、建築物等の再入場・再利用をすることのできる基準を明示し、それらの基準を満たさない限りは、隔離等の解除、再入場・再利用をしてはならないこととすべきです。

第四　管理

(24)　要綱第四の一では、「事業者は、特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任するとともに、作業の方法の決定等の事項を行わせること」とされているが、これは石綿健康障害予防規則を単独の規則として制定することの意義を著しく損なうものです。「石綿作業主任者技能講習」を新たに規定し、「同講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任するとともに、作業の方法の決定等の事項を行わせること」とすべきです。

(25)　「石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る業務に労働者」に対して行う「特別の教育」には、石綿等の有無等に係る事前調査に関し必要な事項も含めるべきです。

(26)　「作業の記録」の保存期間は、「労働者が作業に従事することがなくなった日から50年間」とすべきです。

第六　健康診断

(27)　「特殊健康診断個人票の記録」の保存期間は、「労働者が作業に従事することがなくなった日から50年間」とすべきです。

第九　報告

(28)　石綿等を取り扱う事業者は、毎年1回、1年間の石綿使用量、労働者数及び代替化計画等について、所轄労働基準監督署長に報告することとして、国において、その内容を公表すべきです。

労働基準法違反の条例がある

地方自治体等の非常勤職員の災害補償制度

西野方庸
関西労働者安全センター事務局長

労働災害職業病に被災したときの補償制度は、ごく一部の個人経営の零細農林漁業以外、すべての労働者について漏れなく定められている。もっともたくさんの労働者をカバーする労災保険法以外に、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、船員保険法がある。これらの法律で決められている補償の内容は、その趣旨から公平性が保たれるように、ほとんど同じ水準になるようになっている。たとえば、遺族補償年金で受給権者の数に応じた年金額の設定は同じであるし、脳・心臓疾患の認定基準の改正も、厚生労働省の専門家会議の報告書をもとに労災保険以外の認定基準もちゃんと変更されている。

ところが、このように制度上不公平にならないように規定があり、運営がされているはずであるにもかかわらず、実際問題は別、という部分が存在する。しかも、そのまま条文どおり運営されてすまされれば、労働基準法違反になってしまう内容である。それは、一部の非常勤地方公務員の公務災害補償制度のことである。

条例による公務災害補償を受ける非常勤職員

地方自治体職員の公務災害補償制度は、やや複雑である。地方公務員災害補償法が対象とする「職員」は、常勤の職員のことを指しており、非常勤の職員は対象とはならない。法律上、非常勤の職員とは、「常時勤務を要しない者」となっていて、さらに詳しくは、そのうち月のうち常勤の職員と同じ時間働く日が18日以上で、その状態が1年を超えた人以外が非常勤ということになる。たとえば、市立保育所に朝だけ勤務するパートタイマー勤務の保育士さんがいれば、この人は非常勤職員で、地方公務員災害補償法の対象とはならない。また、フルタイムで家庭ごみの収集作業に従事する仕事を、6か月の期間を定めた契約で従事する作業員も、非常勤職員ということになる。

さて、地方公務員災害補償法の適用がない非常勤の職員は、何の法律の適用対象となるだろうか。労災保険法は次のように規定している。

労災保険法

第3条　この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

2　前項の規定にかかわらず、国の直営事業、官公署の事業（労働基準法別表第一に掲げる事業を除く。）及び船員保険法第17条の規定による船員保険の被保険者については、この法律は、これを適用しない。

「官公署の事業」のうち、労働基準法別表第一に掲げる事業は、労災保険の適用対象となるということである。

労働基準法別表第一

一　物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）

二　鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業

三　土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修

理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
四　道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
五　ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
六　土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
七　動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
八　物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
九　金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業
十　映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業
十一　郵便、信書便又は電気通信の事業
十二　教育、研究又は調査の事業
十三　病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
十四　旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業
十五　焼却、清掃又はと畜場の事業

地方自治体の現業部門等は、すべてこの別表に含まれるので、保育士や作業員というような職種の非常勤職員は、労災保険法が適用されることになる。そして、それ以外の非常勤の職員は、どちらも適用されない。たとえば、市役所の本庁や消防署の本庁で事務のアルバイトをするというような場合が、これにあたる。そのような非常勤職員の災害補償については、地方公務員災害補償法で、次のように規定されている。

（非常勤の地方公務員等に係る補償の制度）
第69条　地方公共団体は、条例で、職員以外の地方公務員（特定地方独立行政法人の役員を除く。）のうち法律（労働基準法を除く。）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償の制度を定めなければならない。
2　地方独立行政法人は、職員以外の役員のうち労働者災害補償保険法の規定の適用を受けないものに対する補償の制度を定めなければならない。
3　第一項の条例で定める補償の制度及び前項の地方独立行政法人が定める補償の制度は、この法律及び労働者災害補償保険法で定める補償の制度と均衡を失したものであってはならない。

（不服申立て等）
第70条　前条第一項の規定に基づく条例による補償の実施に関して不服がある者は、当該地方公共団体の条例の定めるところにより、審査を申し立てることができる。
2　前項の規定による審査の申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

つまり、地方公共団体それぞれが、そのための条例（地方独立行政法人の場合は制度）を定めなければならないことになっている。都道府県と市町村、それに複数の自治体で共同の事業を行うために設置されている一部事務組合など、すべての地方公共団体について、条例制定が義務付けられている。そして、第3項では、労災保険法との均衡を失したものであってはならないとされている。

都道府県毎様々な町村の制度設定

それでは、この条例が各地方自治体等でどのように規定されているかということであるが、これは地方によって様々な制定の仕方がとられている。もちろん、総務省はこの条文にもとづく条例については、ちゃんと雛型を用意している（「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」案）。このようなもっとも基本的な権利に関する規定について、政府機関で吟味された条例案にいちいち細工する必要もないので、たいていの自治体でそのまま条例として制定されている。たとえば、大阪府下の各市もすべて、それぞれの条例を制定している。

しかし、地方自治体の規模によっては、公務災害の認定等の実務を処理するための実務上、効率的でないという問題も生じる。たとえば、対象となる非常勤の職員が数名程度であるような自治体は、この条例による事務取り扱いを、複数の自治体で共同処理するため一部事務組合を設置し、その条例で非常勤職員の補償事務を進めるという方法をとることがある。大阪府の場合、府下のすべての町村と一つの施設組合で、「大阪府町村非常勤職員公務災害補償組合」を設置し、非常勤職員の公務災害補償制度を運営している。

そのようにして、全国各都道府県においても方法

は様々だが、すべての地方自治体等で、こうした制度を運営している。

大阪府下の町村非常勤職員の補償基礎額は5,500円一律!?

さて、ここで大阪府町村非常勤職員公務災害補償組合の補償制度の内容を規定している、「大阪府町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例」を見てみよう。

条例の対象となる「職員」について、次のように規定されている。

大阪府町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例

第2条　この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次の各号に掲げる者以外の者をいう。

(1) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者

(2) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）の適用を受ける者

(3) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条の7の適用を受ける職員

ふつう自治体職員といえば、想像できる常勤職員以外に、大阪府下町村の非常勤職員というのはこれだけいるのである。たとえば、民生委員は、無報酬だが仕事をしているときは、この条例に言う「職員」である。

そして、本稿で問題とするのは、「補償の基礎額」である。第5条で次のように規定されている。

（補償の基礎額）

第5条　この条例で「補償基礎額」とは次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 議会の議員　7,000円

(2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員並びに執行機関の附属機関の非常勤の委員　6,000円

(3) 規則、規程等に基づき設置された協議会等の非常勤の委員　6,000円

(4) 前各号に掲げる職員以外の非常勤の職員　5,500円

(5) 幼稚園の学校医等
学校医等の公務災害補償に関する条例（昭和42年12月20日大阪府条例第40号）別表に準じた額

「補償基礎額」とは、労災保険法における給付基礎日額、地方公務員災害補償法における平均給与額のことで、この額がもとになって休業補償、障害補償、遺族補償など療養補償以外の給付額が決まることになる。この条例では、すべての職員について定額制になっている。

労基法上の労働者ではない職員について、定額制にするのは、その額の妥当性という問題はあるが、ここでは問題にしない。たとえば議会の議員は、労働基準法における労働者ではなく、教育委員会の委員や民生委員も同じだ。しかし、役場の事務のアルバイトはどうだろう。この条例によれば、補償基礎額は5,500円である。

仮に、役場のアルバイト職員の1日当たりの賃金が1万円で月に20日勤務していたとしたらどうなるか。労災保険の給付基礎日額なら60万円÷3か月（仮に91日とする）で6,593円となる。定額より1,000円ばかり多くなるのである。

とすると、この額をもとに計算される各種の補償給付の額は、すべてにわたって影響されることになり、場合によっては補償制度以前に、労働基準法の休業補償は6割以上という規定にさえ、反することになってしまう。

これは由々しき欠陥条例であるといえるのである。

総務省の雛型にしたがって忠実に規定している各自治体の条例で、この補償基礎額の条文の例は、次のとおりである。

（補償基礎額）

第5条　この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。

(1) 議会の議員
議会の議長が市長と協議して定める額

(2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤

の監査委員　　市長が定める額

(3) その報酬が日額で定められている職員

負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額（その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が市長と協議して別に定める額）

(4) 報酬が日額以外の方法によつて定められている職員又は報酬のない職員

前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額

おそらく共同の事務処理とすることにより、費用の徴収事務の簡素化を図るため、定額制をとったという背景があるように思われる。

適正な事務処理を行っている県も

念のため、全国の都道府県ではどのような条例の制定の仕方をしているか、調べてみた。たとえば兵庫県は、議員と非常勤職員を別の扱いとし、町議会議員については、定額による補償組合を設置し、非常勤職員については、自治体ごとに条例を定め、小規模自治体は、単独又は近隣町と共同で事務処理をするか、条例を制定して近隣市に補償事務の「管理及び執行」を事務委託しており、問題は生じていない。（たとえば温泉町は豊岡市に事務委託。）

また、岩手県の場合は、岩手県市町村総合事務組合を設置し、県下市町村と様々な一部事務組合の災害補償事務、退職金支給事務などを一手に処理し、非常勤職員の公務災害補償については、県庁所在地の盛岡市を除く全市町村の事務を一手に処理している。その条例における補償基礎額の規定は、次のようなものだ。

(1) 議会の議員

市の議員　　14,500円

町村の議員　　11,000円

(2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員　　9,000円

(3) 前各号に掲げる以外の非常勤の特別職の職員　　7,700円

(4) 前各号に掲げる職員以外の職員　　当該賃金等の日額

(備考) この補償基礎額表によりがたい職員にあっては、他の職員との均衡を考慮して、管理者が定めるものとする。

まったく妥当な内容と言ってよいだろう。その他、東京都は、特別区について、人事・厚生の事務組合を組織して処理がされているなど、それぞれの事情に応じて、合理的で適正な事務処理をはかる努力がされているようだ。

しかし、このように適正な事務処理がなされているとはいえない条例も、一方で数々存在する。

各地からザクザク出てくる労基法違反の条例

千葉県総合事務組合

議会の議員

市　　13,500円

町村　　10,000円

執行機関又は付属機関の委員

市　　8,500円

町村　　8,000円

その他の職員

市、町村とも　　6,600円

青森県市町村非常勤職員の公務災害補償に関する条例

区分	市	町	村
議長	2,000円	1,800円	1,500円
副議長	1,800円	1,500円	1,300円
議員	1,500円	1,300円	1,000円
その他の職員	1,500円	1,300円	1,000円

宮崎県町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例

組合を組織する一部事務組合の管理者（組合長を含む。）、副管理者（副組合長、助役を含む。）、収入役、議会の議員、監査委員並びに組合町村の嘱託医（歯科医を含む。）　　8,000円

執行機関たる委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、執行機関の附属機関の非常勤の委員、その他の構成員、専門委員　　5,600円

前記以外の非常勤の職員　　4,200円

鹿児島県町村非常勤職員の公務災害補償に関する

条例

組合を組織する一部事務組合の管理者（組合長を含む。）副管理者（副組合長、助役を含む。）、収入役、議会の議員　3,400円

執行機関たる委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、執行機関の附属機関の非常勤の委員その他の構成員、専門委員、嘱託医（歯科医を含む。）　2,400円

上記以外の非常勤の職員　1,800円

大阪府の町村の非常勤職員だけではない。ちょっと調べてみただけで、明らかに不適切な補償基礎額の設定がなされている条例が、ザクザクとみつかる。

いつの時代の補償制度か分からない オドロキの条例も

また、補償基礎額に止まらず、補償内容自体が地方公務員災害補償法や労災保険法の水準から相当低い水準に切り下げられているものも、目に付く。たとえば、鹿児島県の町村の場合には、障害補償年金の額は、次のように定められている。

補償基礎額に次の倍数を乗じた額

第1級	240	第2級	213
第3級	188	第4級	164
第5級	142	第6級	120
第7級	100		

いつの時代にか迷い込んだか、というような条文をではないか。各地の条例を調べていくと、わが目を疑うような条文が、次々とみつかる。本稿の趣旨からは少し外れるが、兵庫県のある町に、次のような規程があった。

職員の出張中における公務災害の取扱いに関する規程　昭和42年10月11日訓令甲第5号

（目的）

第1条 この規程は、職員の出張中に発生した事故の取扱いについて定める。

（公務災害）

第2条 職員が出張中において公務に起因する事故が発生したときは、次に定める場合を除き、これを公務災害とする。

（1）職員が出張に利用する交通用具として、職員等の所有する交通用具を利用する場合において、任命権者の許可を得なかった場合

（2）出張の経路として通常利用を考えられない経路を利用した場合

附則　この規程は、公布の日から施行する。

なんと、公務災害かどうかの認定基準を、わが町で決めるというのである。

制度を分かりやすく 抜本改正するのがスジ

話をもとに戻す。議会の議員や非常勤職員の公務災害補償のために地方公務員災害補償法第69条、第70条にもとづく事務処理を共同で行う一部事務組合の連合体として、財団法人町村議会議員公務災害補償等組合連合会がある。

全国町村議会議長会内に、各県の補償組合のいわば再保険機関として設けられており、現在22の補償組合が加入しているという。しかし、その設立目的に記されているのは、「町村議会議員の公務災害補償」を主眼に置いたものであり、その他の非常勤職員は、この連合会で重視しているわけではない。

結局、最低限労働基準法違反がなく、元の第69条にもあるように、労災保険法との均衡に配慮した制度の運営を進めるためには、当該の自治体等の職員が、改正作業を進める以外にはない。そして、そもそもこうした複雑な補償制度の体系自体を、いいかげんに見直す時期に来ているのではないだろうか。早い話が、条例が制定されて以降、一度として見直された形跡がない条例も多く、さりとて該当する非常勤職員に事故がないわけがなく、結局、何かインフォーマルな処理がなされているような疑いさえ抱かされるのである。

（「関西労災職業病」2004年5月号）

自治体ごとにまったく違う補償額

たとえば、ある町役場に非常勤で一般事務、時間給750円で午前10時出勤、午後4時退勤、昼休み1時間、月～金出勤、土日祝休み、6か月契約という

条件で勤務している人がいたとする。この人の年齢は30歳で、性別は女性、夫も30歳でサラリーマン、子どもはおらず、親とは別居している。

自宅と勤務先の町役場は山間部なので、通勤は自己所有の軽自動車を使っている。ある日、定時の4時に勤務を終え、退勤する途中、いつものように、山間部の一車線道路を自宅へ向けて運転していたところ、カーブで大型トラックが突然現われ、ハンドルを切りそこない谷底へ転落、全身打撲で死亡した。

この死亡は、当然通勤途上災害となるので、遺族に遺族補償（労災保険の場合は遺族給付）が支給されることとなる。ところで、この遺族補償は、彼女は官公署に勤める非常勤職員のため、たとえ勤務先が自治体であったとしても、地方公務員災害補償法の対象とはならず、同法第69条により定められた条例にもとづくことになる。

補償基礎額（給付基礎日額）の差

さて、その条例にもとづいて支給されるとどうなるか。まず、子どもがおらず、ともに暮らしていたのは夫のみなので、遺族補償年金の受給対象となる人はおらず、遺族補償一時金が夫に支給されることとなる。一時金の計算の基礎となる補償基礎額は条例に定める額となるが、もし、労災保険法による給付基礎日額、地方災法による平均給与額ならば、どういう計算になるだろうか。

1日5時間×750円で1日3,750円、勤務日が直前3か月（仮に91日とする）で66日だったとすると、給付基礎日額（平均給与額）は（3,750円×66日）/91日で、2,720円となる。この額は、給付基礎日額の最低保証額4,210円に満たないので、特例となり4,210円ということになる。

総務省が示すモデル案である「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（案）」によると、「報酬が日額以外の方法によつて定められている職員」については、「前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が知事（市町村長）と協議して定める額」ということなので、（3）に準じると3,750円となるが、最低保障額（労災保険法、地公災法ともに同額）に満たないので、「公正を欠く」こととなり、やはり4,210円となる（ほとんどの市、都道府県は、この条例の規定をそのまま採用している）。

定額制の補償基礎額は10倍の差も

それでは、一部事務組合の条例での補償となる大阪府下の町村役場であれば、どうなるだろう。補償基礎額は定額制で、「（4）前各号に掲げる職員以外の非常勤の職員」に該当するので、5,500円ということになる。

同じ定額制でも、鹿児島県の町村の補償組合の場合は1,800円、青森県の村であれば1,000円ということになる。何と、大阪、鹿児島、青森の補償組合の条例では、「公正を欠く」ときの調整がないので、この定額が確定することとなるのである。

ところで、この非常勤職員が時間給でなく、1日1万円の日当で雇用されていたとするとどうなるだろう。まず、労災保険の給付基礎日額では（10,000円×66日）/91日で7,253円となる。総務省のモデル案なら10,000円、大阪府の町村なら5,500円、そして鹿児島県の町村が1,800円、青森県の村が1,000円ということになる。

これは由々しきことだ。たとえば青森県では、総務省のモデル案と同じ条例を定めている青森県の県庁や青森市役所の本庁と、村役場で、同じ条件で働き、同じように被災して、1万円と千円、なんと補償の額に10倍の開きが出るというのである。もちろん、こんな非常識は通用しないというものだが、条例で定額が決まっている以上、地公災法や労働基準法を持ち出して違法であると訴えたとしても、支給する側に、特段の条例や規則がなく、そのままでは格差だけが残ることとなる。

大阪府の場合は、5,500円の定額で、該当する町村役場の本庁非常勤職員で、実際にこれを上まわるケースはまれで、最低保障額も上回っているということになるかも知れないが、問答無用で定額というのは困ったものである。実際、日当1万円のケースでは、不足することとなる。

命の値段はどう差別されているか

以上のとおり、補償基礎額について重大な問題があり、同じ本庁非常勤職員であってもひどい格差があることがわかった。

それでは、事例にもどって、引き続き遺族補償一時金がいくらになるかを見てみる。

まず、労災保険の場合遺族補償一時金は給付基礎日額の千日分なので、421万円ということになる。日当1万円の人なら、労災保険で725万3千円である。これは地方災法も同様。しかし、常勤職員の公務災害の場合、これに労災保険にはない他の給付もあり、また、地公災法第37条には、労災保険と同様の受給権者がいないときには、「3　前二号に掲げる者以外の者で、主として職員の収入によつて生計を維持していた者」も受給権があることになっている。ただし、その額は千日分ではなく、場合ごとに700日分と400日分である。

それでは、総務省のモデル条例案ではどうか。遺族補償一時金が規定された第14条第4項には、「補償基礎額の四百倍に相当する金額」とされている。そして、附則の第4条で、配偶者等の「第14条第2号第1項、第2号又は第4号」について、100分の250を乗じて1,000倍になるようになっている。なんともわかりにくいが、とりあえず地公災法との均衡を保っている。それで結局、労災保険と同じ421万円となる。日当1万円の場合は1千万円となる。

定額になっている補償組合の場合を見てみると、大阪府町村の場合は550万円、鹿児島県の町村なら180万円、青森県の村ならなんと100万円ということになる。

結局、いのちの値段は、条例で相当な大差がつくこととなる。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(案)

第14条　遺族補償一時金は、次の場合に支給する。

(1) 職員の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

(2) 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該職員の死亡に関しすでに支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。

2　遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号の1に該当する者とする。

(1) 配偶者

(2) 職員の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前2号に掲げる者以外の者で、主として職員の収入によつて生計を維持していた者

(4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3　遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4　遺族補償一時金の額は、第1項第1号の場合にあつては、補償基礎額の400倍に相当する金額、同項第2号の場合にあつては、補償基礎額の400倍に相当する金額からすでに支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

附則

第4条　遺族補償一時金の額は、当分の間、第14条第4項の規定にかかわらず、補償基礎額の400倍に相当する金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た金額とする。

(1) 第14条第2項第3号に該当する者(次号に掲げる者を除く。)　100分の100

(2) 第14条第2項第3号に該当する者のうち、議員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は第11条第1項第4号に定める障害の状態にある3親等内の親族　100分の175

(3) 第14条第2項第1号、第2号又は第4号に掲げる者　100分の250

地方公務員災害補償法

第37条　遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。

1　配偶者

2　職員の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3　前二号に掲げる者以外の者で、主として職員の収入によつて生計を維持していた者

4　第三号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

地方公務員災害補償法施行令附則

第2条　法附則第7条の規定による遺族補償一時金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

1　法第37条第一項第三号に該当する者（次号に掲げる者を除く。）

平均給与額に四百を乗じて得た額

2　法第37条第1項第3号に該当する者のうち、職員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の三親等内の親族又は法第32条第1項第4号に規定する総務省令で定める障害の状態にある三親等内の親族

平均給与額に七百を乗じて得た額

3　法第37条第1項第1号、第2号又は第4号に掲げる者

平均給与額に千を乗じて得た額

制度の網から漏れる労働者を作ってはならない

わかりやすさのために事例を出して説明をしたが、もともと複雑な制度、あまり分かりやすくはならないようだ。遺族補償一時金以外にも、この条例による補償制度には、たくさんの疑問が出てくる。常勤にくらべればわずかな数とはいえ、いまや全国の地方公共団体で、非常勤職員は相当数となる。この条例の制定に関する総務省の解説文書をみても、小規模な自治体が公務災害の認定、審査、アフターケアなどを含む福祉事業をどう運用するかなど問題が多く、そもそも遺族補償年金の受給者ができたとき、その事務と予算措置等の進め方でも、様々な問題が発生することになろう。大阪などのように、補償組合により集団的に補償事務を扱う都道府県もあるが、すべて単独市町村で実施している場合も多く、実際のところは、大掛かりな法整備が必要なのではないかとも考えられるのである。

（「関西労災職業病」2004年7月号）

全国労働安全衛生センター連絡会議（略称：全国安全センター）は、各地の地域安全（労災職業病）センターを母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

全国安全センターの活動に御賛同いただき、ぜひ賛助会員として入会して下さい。

賛助会費は、個人・団体を問わず、年度会費で、1口1万円で1口以上です。

「安全センター情報」の購読のみしたいという方には購読会員制度を用意しました。こちらも年度会費で、1部の場合は賛助会費と同じ年1口1万円です（総会での決議権はありません）。

賛助会員には、毎月「安全センター情報」をお届けするほか（購読料は賛助会費に含まれます）、各種出版物・資料等の無料または割引提供や労働安全衛生学校などの諸活動にも参加できます。

● 中央労働金庫田町支店「（普）7535803」
● 郵便振替口座「00150-9-545940」
名義はいずれも「全国安全センター」

安全センター情報

SHC JOSHRC

全国労働安全衛生センター連絡会議
〒136-0771 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
TEL（03）3636-3882　FAX（03）3636-3881
HOMEPAGE：http:/jca.apc.org/joshrc/

連載第32回

語りつぎたいこと
――日本・アジアの片隅から――

「ひとり暮しの戦後史」

塩沢美代子

“戦争独身”の女性たち

毎年8月になると、日中戦争・太平洋戦争のいまわしい記録が、テレビでもさまざまな形で放映され、私の心は20歳の夏に舞い戻る。経験者にしかわからない心境だろうが、無数の犠牲者に対して、自分がいまも生きていること自体を後めたく感じてしまう。

ところで戦争の犠牲というのは、亡くなった人ばかりではなく、実にさまざまな形で後世に残るのである。そのひとつに“戦争独身”と考えられる女性たちがいる。現在70代後半から80代前半の年齢帯の独身女性の存在である。すでに他界された方もいるだろうが、その女性たちの生涯はたいへんきびしいものだった。

この問題に気付かされたのは、1972（昭和47）年に、美濃部都政のもとで、東京都が独身中高年婦人の実態調査を行い、私も調査員として参加したときであった。

私自身が現在80歳の独身女性なのに、この機会に気付いたというのも妙な話だが、それなりの理由がある。私の若い頃は、仕事と家庭の両立はできない時代で、結婚するということは、専業主婦になることだった。私も同年代の独身の友人も、仕事の道を選んだので、いわば主体的な選択だった。私も友人たちも、女子大とか女子高等師範とか、当時の女子の最高学府に進学が許される家庭に育っていたから、生涯を仕事にかけて生きることができた。しかし、小学校を出ただけで、農村や工場で働きながら、いずれ結婚するつもりだった女性たちが、結婚相手にめぐり会えず、独身で生きることを余儀なくされたのである。15年戦争での戦死者は200万を越すといわれ、その多くが若者だから、若い未亡人も出たが、結婚前に

死んだ青年も多かったのである。その結果、終戦当時10代の後半から20代前半の年齢で、その4～10歳年上の男性と結ばれるはずであった多くの女性が、結婚できなかったのである。現在30代になっても独身の女性は増えているらしいが、この世代とは本質的に異る。まだ多くの問題があるにしても、女性が自立して食べていけるようになった状況で、結婚をあえてのぞまない結果だし、独身だからといって蔑視されることもないからである。

実態調査に取り組む

私の母校で、社会福祉科の教授だった一番ケ瀬康子さんが、この問題の重要性を指摘していたところ、都の民生局婦人部がとり上げ、彼女に委嘱して調査が行われた。住民基本台帳から、その年代で配偶者のない女性を無作為に抽出して、アンケートを発送した。その回収率がたいへん高く、自由記入欄には、一般の社会調査では考えられないほど多くの書きこみがあり、よくぞ私たちのことをきいてくれたという反応で、きびしい生活状況が訴えられていた。そこで10人余りの調査員が、面接に応じて下さるという方を分担して訪ね、約100人の聴きとりを行ったものだった。都の調査には提出期限があるから、それまでの結果をまとめて終ったが、私はこの問題はもっと追究し、広く世に問うべきだと思った。一番ケ瀬さんも賛成され、一緒に調査をした、元朝日新聞の記者だった島田とみ子さんと、ふたりでやることになり、かつ岩波新書の企画にとり上げてくれた。

まず昭和25年と45年の国勢調査により、男女別の人口を調べてみた。昨今は結婚のさい男女の年齢差にはこだわらず、年下の夫は珍しくないが、この年代は男が女より4～5歳以上高い年齢で結婚する習慣があった。それで昭和45年に50～54歳の男子と、45～49歳の女子をくらべてみると、女子が104万人多かった。

また昭和45年に、40歳から59歳までの女子のうち、未婚が44万人、死別が160万人で、合計すると、男子の戦死者数に符合しており、49歳までに未婚が集中していた。戦死者の妻も苦労しただろうが、戦争の犠牲者として位置づけられ、軍人恩給や寡婦年金の対象となるが、独身者は当時の社会では日陰者としての存在だった。その上自力で食べていかなければならないが、当時は女性は結婚退職が当然とされていた。そこで賃金は平均賃金でみると、男子は年功序列で50歳くらいまで、年々上っていくが、女子は25歳くらいが頂点で、横ばいからやや下降している。基本給に男女差のないのは公務員だけという時代で、他にもさまざまな女性差別があるなかで、彼女らの暮しのきびしさが思いやられた。そこで私は労働の側面から、このテーマに迫ろうと思ったのである。

テレビ出演に速達の反応

この仕事をやり始めた頃、毎日新聞社が発行しているエコノミスト誌に、4回エッセイを書くようにと頼まれた。そこで1回分は戦争独身婦人のことを書いた。するとNHKから、この件についてテレビ番組に出演の要請があった。私は自意識過剰が、裏返しに出ている性格なのか、自分が目立つことが非常に嫌いである。それに原稿にしろ講演にしろ、読者や聴衆がどういう人たちなのかを、詳しくきいて内容を考えていた。ところがテレビは不特定多数が視聴するものだから、短時間に誰にもわかる話ができるわけがない。それで、「申し訳ありませんが、テレビ出演はできません」とお断りした。するとプロデューサーが、「あなたがエコノミストにお書きになったのは、多くの人に事実を知っ

てもらいたいと思われたからでしょう。テレビでは、活字とくらべものにならないくらい、多くの人がこの事実を知るのですよ。」と迫ってきた。その言葉に私ははっとして、自分のわがままより、伝えるという役割を優先させなければならないと思い、出演することにした。NHKの1チャンネルに"1億人の経済"という1時間くらいの番組があり、その一部に新聞でいえばコラムに当る、"異見卓見"という部分があり、そこで正味8分しゃべるということだった。

たった8分で、どうやってこの問題を要約したらいいのかと、私は時間をはかりながら、何度も原稿を書き直し、かつカメラに向ってしゃべれるように暗記した。放映時間の短さに反比例して、準備に時間がかかったのである。この番組は、夜10時から11時までで、私のしゃべる分は、あらかじめビデオにとってあったが、放映は番組の終り頃だった。

翌日の夕方、私は知らない女性から、速達の手紙を受けとった。読んでおどろいたのは、昨夜のテレビの私の発言へのお礼と、自分の会社における女性差別の訴えだった。戦争独身のこの女性が働く会社では、定年が男60歳女45歳で、私は近く定年になるが、それからどうやって生きていったらよいのかという、切々たる文面だった。

私は昨夜11時近くの発言の反応が、なぜこんなに早く届いたのかが、ふしぎでならなかった。寝る間際にたまたま私の発言を耳にしてから、NHKに問いあわせて、私の住所を知り、徹夜で手紙を書いたのだろう。当時は速達は郵便局に行かねばならなかったから、夜中でも受けつける本局に行ったに違いない。私がすぐにこの方にお会いして、詳しい話をきいたのはいうまでもない。

岩波新書として発行

それまでに、私は食品労連の製菓部門や、かつて繊維労連の傘下組合だった片倉労組などで調べてみたが、該当者はすぐに見付かった。また東京都の調査に応じた人や、友人知人の紹介などにより知った該当者で、雇用労働者であり、調査の趣旨を理解し、面接に応じて下さる方々に、次々とお会いして詳しい話を伺った。

女子大卒で大手電機の本社に勤続30年をこすAさんは、自分の職場を"地獄"と呼び、精神衛生上、給料明細は見ないで捨てるといった。当時は公団や都営住宅に単身者は入居できなかったから、大手繊維の本社に勤続するBさんは、賃金は男の半分なのに、安い社宅にも男子だけの独身寮にもはいれないから、住宅費の安い近県に住むため、長距離通勤の苦労を語った。それでも大手企業に勤続できた人はましなほうで、女子の若年定年制や、人員整理のさいの標的にされて、より低賃金の零細企業や、昼と夜と別の職場のパート勤務で、やっと生計を立てているなど、労働分野の女性差別の構造を、浮きぼりにしている話ばかりだった。

島田さんは、年金など社会保障面からも観察を行ない、私は職種別・年代別に男女の賃金比較の統計などを示し、2人で行った聴きとりから、13人にしぼった彼女らの半世紀をのせて、「ひとり暮しの戦後史―戦中世代の婦人たち―」という岩波新書が1975年の3月に発行された。

忘れられない沖縄

フリーで仕事をした間に、さまざまなところに行ったが、忘れられないのは、本土復帰3年目の1975年に、県の労政課の依頼でいった沖縄である。沖縄の土を踏んだのは、このときが初めてではなかった。1951年の渡米の帰途

が、沖縄基地に下士官の家族を運ぶ船だったからである。日本人は2年間の留学から帰る、津田塾大のビジネススクールの先生と私だけで、同じ船室を与えられた。2週間の船旅の間に、英語の達者な彼女は、2人の船医と親しくなった。勤務の終った夜に、彼等に遊びに来いといわれると、私も一緒に連れていかれ、けっこう楽しく過した。ひとりは兵役が終ったら、無医村で働くという純情な青年だった。沖縄に着いたのは朝で、乗客はすべて降りてしまったが、船が出るのは夜だった。船医二人に、今日は船の整備などで食事も出ないから、自分たちと一緒に上陸して過すしかないといわれ、彼等と船を降りた。昼食にレストランにはいると、ウエイトレスなどは日本人で、やつれきった表情で、つやつやした顔で元気のよい白人たちと、あまりにも対照的だった。医師といっても彼等は軍服を着ており、基地のアメリカ人しかはいれない場所だから、私たちはウエイトレスから奇異の眼でみられる。私はいたたまれなくなって、「私は海で泳ぎたいから、午後は海岸にいる」といって、別行動をした。沖縄のどこに船が着いたのかはわからないが、海岸の外れには、赤さびた骨組みだけの船の残骸があり、上陸用船艇のような形をしていた。海岸は、一度だけ若者が泳ぎにきて、話しかけてきたので、しばらくしゃべっただけで、人気もなく青い海の美しさだけが広がっていた。こんな美しい自然のなかで、沖縄戦の地獄絵図が展開したのかと、切ない気がした。

まともに沖縄に行った最初は、沖縄本島3箇所と、石垣、宮古で開かれた、婦人労働講座で話をするためだった。ずっと付き添ったのは、労政課の婦人労働係長の女性だったが、彼女は自治労沖縄県支部の婦人部長でもあった。夜はふたりでじっくり話しあうことができて、沖縄の実情もいろいろときいた。そのなかで、強く印象に残ったことがある。自治労がなんらかの闘争で実力行使をするとき、よく部分ストをする。沖縄県支部はスト指令を忠実に実行するので、よく部分ストの対象になってきた。ストを行った者だけが賃金を失うので、自治労本部から失った賃金分を保障するお金がくる。部分ストは、組合全体の要求をたたかいとるために行ったことだから、組合費で、一部の組合員のみが失った賃金を保障するのは公平で当然のことである。ところが沖縄の組合員は、“金をもらってやるストライキなんてあるのか、本土の人は何を考えているのか”と怒ったそうである。27年に及ぶアメリカ軍政下で、沖縄の人たちがどんなきびしい状況にあったかを窺わせる話であり、念願の本土復帰を果たしたのに、この“沖縄魂”は、右傾化した本土に失望するのだろうと思った。

本島3箇所を移動したおかげで、いかに巨大な基地かをこの目でみた。あるときは、昼には労働基準監督署長などとして紹介された男性たちが、夜は泡盛の瓶を下げて私の宿舎にやってきて、こもごもに若いときは労組の活動家で、苦労した話などをして下さった。

那覇市の中心部の大きなビルのあちこちに、それぞれ表現は違っても、反戦平和を訴える垂れ幕が下っている。何か特別な日なのかときいたら、いつもこうなのだといわれ、私はわが意をえたりと思った。

本土復帰から32年、沖縄は米軍基地に苦しめられつづけた。今年の夏、大学構内に米軍ヘリコプターが墜落した事件のときは、沖縄はまだアメリカの占領下だったのかと、錯覚を起こさせるほどの驚きだった。日本の大学なのに、日本の警察は立ち入りも許されず、米軍だけが後始末にはいった。住民の抗議にもかかわらず、今も同じコースをヘリが飛んでいるそうである。日米安保の現実を見せつけたこの事件に、本土の反応はあまりにも鈍かったと思う。

ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

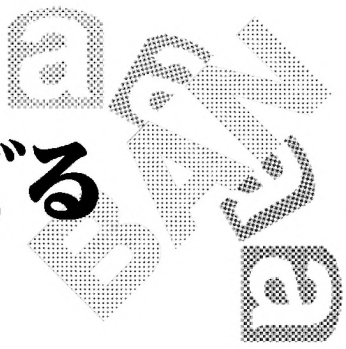

「インドにおけるアスベスト曝露」国際会議

New Delhi, India, 2004.9.12

6月末、インドのTK・ジョシ博士から、9月にニューデリーでアスベスト会議を開催するので来れないかという招待をいただいた。インドの労働組合運動のリーダーのひとりであるインド労働組合センター（ITUC）のMK・パンディー会長が、11月の2004年世界アスベスト東京会議（GAC2004）に参加する前に、インドで具体的な取り組みを展開すべきだと提起して、準備が始まっているのだという。

GAC2004本番2か月前の超多忙さが予想されたものの（さらに私は9月後半に、アジアの労災被災者のネットワークの会議でタイ・チェンマイにいかねばらないこと決まっていたが）、組織委員会でも、GAC2004自体の目的のひとつがアジアでの取り組みに貢献することにあるのだから、行くべしということになって、インドを訪問することになった。筆者にとっては、初めての外遊?だった1993年の第13回世界労働安全衛生会議出席以来、二度目のインドである。

9月9日夜にニューデリー到着。迎えに連れられていったのは、インド火力発電所公社（NTPC）のゲストハウス。アメリカからのバリー・キャッスルマン博士の到着は、深夜になったようだった。

10日は朝からDrジョシに連れられて、私とバリーは、様々な方々にお会いし、意見交換等を行った。まずは、モーラナ・アザド医科大学（MAMC）のAKアガーワル学長とロク・ナヤク病院のVKランテキ院長を相次いで訪問。同大学は、デリー国立（デリーはインド連邦政府直轄領として州と同格）で、ロク・ナヤク病院とGBパント病院を付設。ジョシ博士が所長を努める労働・環境衛生センターは、（デリー国立）ロク・ナヤク病院の附属施設になるという関係を、今回の訪問で初めて知った。両博士とも、Drジョシの仕事を全面的にサポートしているようだった。

続いて、デリー連邦首都直轄両政府労働部のVKシャーマ主席工場監督官を訪問。数人の工場監督官を交えて、デリーとインドの状況等について意見交換した。デリー内にはすでにアスベスト含有建材製造工場はなく、代替化が進んで、ブレーキ等の摩擦材を製造する事業所がいくつかあるのみ。翌日、その事業所のひとつを見学できるよう、手配してほしいと要請した。しかし、インド全体では、アスベスト製品製造業者の力は強く、アスベストの使用量が増えているばかりではなく、製造工場の数も増えているのだという。建設現場の監督は別のセクションの担当だということで、話は聞けなかった。

次は、従業員州保険公社（ESIC）のデリー事務所を訪問。アジャイ・ドゥーア事務局長ほか10数名の幹部職員が待ちかまえていて討論。ESICは、連邦全体をカバーする補償システムであるが、労災保険の認定・給付を担当するほか、職業病診断等のための病院を各地に設置・運営してもいる。その問題点等については、アジア・ネットワークの会議等で部分的に聞いてはいた。インド連邦全体で1978-1983年の間に、石綿肺で労災認定を受けた者が1名しかいないという話。あるスタッフは、かなり挑発的に、「補償よりも予防に力を注いだ方がよい」という議論をふっかけてきたが、事務局長以下大勢は「過少報告」の問題は真剣に考えていると答えた。

11日には前日の約束に従って、シャーマ主席工場監督官らが、デリー郊外のマキノ・オート・インダストリーの自動車用ブレーキ・クラッチ製造工場を訪問。事前の話では、まだアスベスト含有で作っているという話だったが、マネージャーは、すでに代替化を実現しているとのこと。代替材料はパルプだという。名前からも察せられるとおり、もともと日本の企業とゆかりの深い会社だという。アスベスト禁止に関してマネージャーは、「われわれは代替化の道を選んだが、他の会社にそれを押し付ける気持ちはない」と語っていた。

午後は、インド火力発電所公社（NTPC）が入っている複合ビル内のコンベンション・センターにおいて、インド全国安全協会（NSC）デリー支部主催の「職場の安全衛生に関するセミナー」（写真）。

セミナーの演題と発表者は、以下のとおり。

歓迎挨拶―キショア・クマー・シンハ（インド火力発電所公社（NTPC）人事部長）

「労働安全衛生に関する諸問題」
MKパンディー（インド労働組合センター（CITU）会長）

「職業ハザーズの国際的潮流」
バリー・キャッスルマン（アメリカ・環境コンサルタント）

「日本における労働安全衛生の取り組み」
古谷杉郎（筆者）

「インドにおける労働安全衛生の経験」
TKジョシ（労働・環境衛生センター）

「インドにおける安全・衛生・環境」
KCグプタ（インド全国安全協会（NSC）専務理事）

討論―司会：シンナ・ラオ（インド火力発電所公社（NTPC）安全マネージャー）

NSCは、労使団体・個人で構成される団体で、デリーではNTPCが中心的役割を果たしていて、私たちの宿舎もNTPCのゲスト・ハウスとなったようだが、デリーにおいては、政労使いずれも、アスベスト禁止導入支持というか、少なくとも禁止に反対ではないという合意が成立しているように見受けられた。

NSCのグプタ専務理事は、ムンバイの本部からかけつけたもので、懇談の場でフランクにいろいろと話してくださり、アスベスト問題が重要だということは重々承知しているが、インド全体ではアスベスト製品製造業者の発言力は強くなかなか難しいと言っていた。また、セミナーには、連邦政府環境森林省中央公害対策審議会のBセングプタ博士も出席して、日本や他の国のアスベスト廃棄物対策等について聞かれた。11月に東京で開催される世界アスベスト会議に参加したいので、招待状を頼まれて送ったが、残念ながら来日はならなかったようだ。

セミナー終了後、インド労働組合センター（CITU）の事務所に寄り、そこからさらに、インドの労働組合の総本山であるインド全国労働組合総連合（INTUC）

の事務所で、GSレディ会長と話をすることができた。同氏は、国際自由労連（ICFTU）の副議長のひとりでもある。「これまでに何度かインドでアスベストに関する国際会議が開かれたが、それらはいずれもアスベストの（管理）使用を支持する立場のものだった。アスベスト禁止を促進しようという会議は、明日が初めて」と話されたのが、非常に印象的だった。

翌12日は、朝から晩まで、デリー訪問の本来の目的である、「『インドにおけるアスベスト曝露』に関する国際会議」が、ロク・ナヤク病院内の会議場で開催された。政府関係者、労働者、市民、使用者等々、100名以上が参加した。後から聞いたところでは、デリー直轄領政府関係者が数十名出席していたそうである。海外から、前夜到着したカナダ自動車労働組合（CAW）のふたりの活動家も加わった。

演題と発表者は、以下のとおりであった。

《セッション1：アスベスト：関連する主要な課題》
座長：古谷杉郎（日本）
書記：SKチャンダ（モーラナ・アザド医科大学（MAMC））
「国際労働機関（ILO）とアスベスト」
イングリッド・クリステンセン（ILO南アジアアドバイザリー・チーム（SAAT）上級労働安全衛生スペシャリスト）
「アスベストの管理使用―グローバル・シナリオ―」
バリー・キャッスルマン（アメリカ）
「アスベスト使用中止に向けた方針形成」
Tラジゴパル（ヒンドゥスタン・レバー（株）医療・労働衛生担当副社長）

《セッション2：アスベスト：世界における使用状況》
座長：バリー・キャッスルマン（アメリカ）
書記：ロン・モイセンコ（カナダ自動車労働組合（CAW）安全衛生プログラム担当）
「カナダの立場」
ライル・ハーグローブ（カナダ自動車労働組合（CAW）安全衛生トレーニング・ファンド所長）
「2004年世界アスベスト東京会議（GAC2004）」
古谷杉郎（日本）
「アスベストの代替品に関する研究」
SKアファーワル（CBRI（ルールキー））

《セッション3：アスベスト曝露：ヘルス・ハザーズ》
座長：SKアガーワル（モーラナ・アザド医科大学（MAMC）医学部部長教授）
書記：Rギャーグ（インド労働衛生学会（IAOH）、インドラ・ガンディーESI病院医療部長）
「疫学的側面」
Sギャーグ（モーラナ・アザド医科大学（MAMC））
「アスベスト使用/曝露に関連した悪性疾病」
AKパハドゥー（モーラナ・アザド医科大学（MAMC）放射線学課長、教授）
「アスベスト曝露による非悪性健康影響」
VKアローラ（結核・胸部疾患研究所）

《セッション4：関係者の立場》
座長：ライル・ハーグローブ（カナダ自動車労働組合（CAW）安全衛生トレーニング・ファンド所長）
書記：KSバゴチア（州ハンセン病オフィサー、デリー連邦政府直轄領政府保健福祉部理事）
「アスベスト曝露：画像診断の役割」
ヴィノッド・シャー（SMS医学校（ジャイプール）放射線・最新画像診断学部長、上級教授）
「労働者の立場」
MKパンディー（インド労働組合センター（CITU）会長）
「インドにおけるアスベストによる健康・環境問題管理の取り組みの経過」
SPVチャンドラ・ラオ（ハイダラーバード・インダストリー（株）安全衛生部長）
「クリソタイルとアンフィボールの違い―2004年の最新科学情報」
ジャック・ダニガン（カナダ）
「白アスベスト：静かな殺人者」
ゴパル・クリシュナ（トキシックス・リンク）

ハイダラーバード・インダストリー（株）安全衛生部長のDrラオは、インド・アスベスト製品製造業協会等の中心人物である。同業界関係者も10数名参加し、さかんに発言もしていた。（一方で、ムンバイから飛行機でこの会議のためだけに来たという、代替製品製造業者らもいた。）

Drジャック・ダニガンは、実は、昨年4月8日に日

本の厚生労働省が行った、「石綿に関する労働安全衛生法関係法令の見直しに係る外国関係者からの意見聴取」にも、カナダの7名の代表団のひとりとして、カナダ石綿協会科学コンサルタントの肩書きで出席している。このときの彼らの主張も、「最新の科学的知見」だとして、クリソタイルの生体内持続性（biopersistence）」が代替繊維よりも短いことが立証されてきているから、健康リスクは相対的に低いということを力説した模様である（http://park3.wakwak.com/~hepafil/で関係資料を見ることができる）。

私の報告は、GAC2004の紹介をしながら、日本とアジアにおけるこの間の進展に焦点をあてたものだったが、日本政府は、Drジャック・ダニガンらのこうした主張も踏まえたうえで、それを採用することなく、アスベストの「原則禁止」を実施したのだということも報告した。

Drダニガン自身、インドのアスベスト業者たちに負けずに、ILOのクリステンセン女史が、「方向性は漸進的根絶（Gradual Elimination）である」と報告を締めくくったのに対して、「それはILOの公式の見解か」とくってかかったが、彼女は「そうだ」とはねかえした。

最後のゴパル・クリシュナは、農薬・有害物問題に取り組むNPOのスタッフだが、アスベスト禁止インド（BANI）の中心的活動家のひとり。彼は、フロアから発言をしたのだが、演壇上のDrダニガンとのさながら一騎討ちのような雰囲気もあった。しかし、会議自体はとくに混乱したりしたわけではなく、きわめて熱心な報告と討論が行われた。

逆に驚いたのは、13日付けのタイムズ・オブ・インディア紙が、会議の模様を報じるのではなく、「アスベスト・セメント製品は完全に安全」という大見出しを付けて、Drダニガン（たんに「科学者・研究者」という肩書きになっている）の話を特集したということである。インドの現状を象徴しているのかもしれない。

インドは、国内でもアスベストを一定生産するが、大部分はカナダからの輸入である。昨年9月にオタワで開催されたカナダ・アスベスト会議にジョシ博上とゴパル・クリシュナが出席した際には、カナダのメディアは彼らのインタビュー等を取り上げた。カナダから輸出されているアスベストが、アジアをはじめ開発途上国でどのような健康・環境影響をもたらしているか、が公に語られた初めての機会でもある。これを通してインドとカナダの関係者の連絡も強まり、今回の会議にカナダから2名の労働組合活動家がかけつけることにもなったわけである。

バリーとカナダのふたりは、翌日早朝（深夜）、カルカッタに飛んだ。同地でも、労働組合主催の集会や関係者との様々な集まり等が急遽、企画されたためである。私は、フライト・スケジュールを変更できず、取り残された1日を丸々観光に費やすことができたが、それまでの日々は本当に食事をしたのかどうかも覚えていないほどのハード・スケジュールだった。しかし、私の訪問も多少は役立ったと思うのだが、世界アスベスト会議へのインドからの参加者は10名を超す見込みである。

インドでは連続して、11月8日に、「白アスベスト貿易の現状と労働者の窮状に関する全国集会」がニューデリーで開催されている。トキシックス・リンクと教育・コミュニケーション・センター（CEC）の主催（私は、ゴパル・クリシュナとともにコーディネーター役を務めたプランジャル・ジョティ・ゴスワミ（CEC）とは、9月後半にタイ・チェンマイで会って、今後のプランについて話し合った）。様々な労働組合が積極的にアスベスト問題に取り組むようになった手答えを感じ、成功裏に終了したという連絡を受けている。

船員保険二例目の中皮腫

兵庫●一例目と同じ職場の同僚

兵庫県の元船員Sさん（72歳）が、今年になって胸膜中皮腫を発症し、5月に東京社会保険事務局に労災申請していた件で、同事務局は9月はじめ、職務上疾病として認定した。

Sさんは、1951年から1957年までの10年間、日本有数の船会社であるN社で、機関員、機関士として勤務した。乗船したのはほとんどが蒸気船で、機関室の現場作業において、濃厚なアスベスト粉じんに曝露したとみられる。

Sさんは、提出した申立書の中で次のように述べている。

「…機関員/担当機関士としてアスベスト曝露場所（例えば、ボイラー周辺、蒸気配管ヘッダーの保温、揚貨機、甲板機械等への配管の保温断熱材補修メンテ）従事や指導を日常的に行ったことになります。また、時として、ボイラー炉内のバーナータイル煉瓦の接着/接合の点検指導を、狭い炉内のアスベストの煙霧の中で、マスクも使わずに行った経験もあります。また、ボイラー背面より駆動する煤吹装置（スートブロアー）などは、ボイラー燃焼効率向上のため、常にボイラー炉熱より保護すべく、アスベストマットでの保温修理を必要とされていました…」

Sさんは、本誌6月号記事で紹介した笠原昭雄さんが労災認定されたことを報じた新聞記事を見て、「笠原は私の昔の同僚です」と、中皮腫・じん肺・アスベストセンターに相談したことが、私たちと知り合い、今回の労災認定の契機になった。関西労働者安全センターでは、「家族の会」の古川さんと協力して支援した。笠原さんのまさに同僚から連絡が入るとは思いもよらなかったし、笠原さんのときと同じように、当時の船員仲間が、当時のことを積極的に証言してくれる姿に感銘を受けた。

船員保険に対しては、中皮腫で亡くなられた方の遺族補償請求を一例、現在支援しているが、明るみに出ていないケースは、まだかなりの数に上るのではないかとみられる。保険者側（この場合は社会保険庁、すなわち厚生労働省）の救済に向けた取り組みが求められている。

例えば、建設業の国民健康保険組合がレセプトに埋もれたアスベスト被害労災を探し出す取り組みを行って成果を上げている。こうした地道な取り組みに学び、対策の遅れを取り戻す行政責任がある。

型枠大工の胸膜中皮腫認定

新潟●30数年前の間接曝露による発症

新潟県在住のKさん（当時53歳）が、地元紙に載った小さな記事を頼りに、中皮腫・じん肺・アスベストセンターに電話をしてきたのは、2003年の9月のことだった。

2002年9月頃、Kさんは胸部の痛みを訴え、地域の病院を受診した。胸水が溜まっていたため抜水をしたが、その後も症状が繰り返されるため、12月、さらなる検査を行ったところ、悪性胸膜中皮腫との診断を受けた。診断後、医師から、「アスベスト関係の仕事をしたことはあるか」と訊ねられたが、Kさんには、にわかにその問いの意図がわからなかった。

その後、悪性胸膜中皮腫が、吸入したアスベストによって潜伏期間30～40年を経て発症する、まだ治療方法も確立されていない病気であることを知った。

Kさんは、1950年生まれ。高校卒業後入隊した陸自を、20歳で除隊。兄を頼って長岡市内で型枠大工の仕事に、1970年から2年間従事した。その後、大手電機メーカーの工場で20数年、室内清浄機の組立工として勤務したが、43歳の

とき、福祉の仕事にかかわりたいと、特別養護老人ホームの職員として転職した。仕事の傍ら、介護福祉士・ケアマネの資格を取得し、福祉の現場「よし！これから」というKさんの夢をうち砕いたのが、悪性胸膜中皮腫だった。

Kさんは、自らのアスベスト曝露時期を33年前の型枠大工だった2年間と絞り込み、2003年12月、長岡労働基準監督署に労災請求した。当時直接雇用されていたW建設は廃業していたが、元社長も同僚も、快く協力証言を承諾してくれた。

長岡は雪深いところである。ゼネコンの二次下請けだったW建設が関わった建築現場の概ね8〜9割で、最上階のスラブ下（天井内壁）及び外壁の内側に耐火被覆と結露防止のために、木毛板張ないしは石綿吹き付けが施された。型枠大工は、建て込み、スラブ下の木毛板張り、その後の墨出しなどを行う。

アスベスト建材を直接使う仕事ではない、型枠大工のKさんたちだが、出入りする現場で、他の工程に携わる配管、電気配線などの職人たちと作業場に共存することも珍しくはなかった。

石綿吹き付け作業は、Kさんたちの型枠解体後に、吹付職人が行う。しかし、Kさんたちは吹付現場に必要な通行経路として、あるいは吹き付け作業後の追加の型枠作業、その後の墨出し作業のために、再び足を踏み入れた。

いわゆる間接的な吸入によって曝露、そして、30年以上前のたった2年間の就労期間の事実調査は長引き、2004年5月15日、モルヒネ投与を嫌い、激痛と闘い続けたKさんは、労災決定の是非を聞くことができないまま、亡くなられた。遺体から抽出された細胞の病理検査によって、アスベスト小体が確認され、長岡署からKさんの業務上認定の一報がもたらされたのは、死去から4か月後―9月のことである。

手術のリスクを検討し、抗がん剤治療を選択したものの、もしや東京なら治療の道が開けるのではと受話器を取ったKさんは、未だこれという治療法が見いだせないという現実を確認したとき、「新しい治療法が見つかるまでがんばるために…」と、労災請求に願いを託した。Kさんの「生きたい!」という切なる想いを、認定の報を受けた今、あらためて、感じ入る思いである。

ハツリ労働者のじん肺肺がん

沖縄●じん肺肺がん認定第一号

2001年9月に肺がんで死亡したSさん（沖縄県島尻郡粟国村出身）の遺族が、2003年1月に遺族補償請求していた件で、那覇労働基準監督署は、8月25日付けで業務上認定を行った。

Sさんは、1934年（大正10年）に、沖縄県の離島の粟国島で生まれた。村立尋常小学校を卒業し、第2次大戦中に台湾で入隊、戦後は島に帰郷し、農作業に従事した。このとき結婚し、長男をもうけたあと、1951年に那覇市に出た。那覇で日雇い仕事を多少したのち、ハツリ作業に従事するようになった。大阪市への出稼ぎもしたが、1966年に、那覇市内の工務店に勤務するようになった。そして、1982年前後に離職し、島へもどった。ハツリ作業には、約30年間従事したことになる。

家族によると、40歳代からタンやセキはよく出ていて、身内のものから「結核かもしれないから検査してもらった方がいい」と言われたこともあったそうだ。元来、病院嫌いだったが、亡くなる年の春に、不眠を訴えて深夜に夕涼みに出たり、食べ物がのどを通りにくくて戻したりするようになっていたところに、右手が挙がらないという異常が出て、那覇市にお見舞いに出たついでに、病院で診察を受けた。頚椎症という診断で入院したが、呼吸困難となり、検査の結果、肺小細胞がんとわかった。沖縄赤十字病院に転院したが、治療のかいなく、発見からわずか1か月後に亡くなったのだった。

Sさんの息子さんもハツリ労働者だが、Sさんが亡くなるのと前後する時期に、じん肺・合併症で労災認定されていて、これを関西労働者安全センターで支援した関係

から、Sさんの件を応援することになった。

家族の努力、那覇市の知り合いの協力があって、最終職歴の工務店時代に一緒に働いていた人が幸いみつかり、ハツリ作業をした現場をある程度割り出すことができた。請求先の那覇労基署の話では、「こうした事例ははじめて」ということで、沖縄県在住のじん肺患者が肺がんで労災認定されたのは、初めてのケースではないかとみられる。

Sさんのじん肺は、レントゲン写真上では不整形陰影、胸膜肥厚がありアスベストの影響が強く示唆されていた。建設・解体現場で働くハツリ労働者によく見られる所見であるとともに、米軍基地建設に従事した影響があるのではないかと想像されるところだ。

実は、昨年10月に那覇市で行った職業病相談会（本誌1・2月号参照）に来たYさん家族の父親が、偶然にも、Sさんの工務店時代の同僚だったこと、証言した元同僚と合わせて3人が、この工務店のハツリ部門を専門で担当していたことが判明した。

故Yさんは、重症のアスベスト肺、続発性気管支炎で長期の療養の後、呼吸不全で死亡していたため、Sさんと同じ那覇労基署に労災請求し、現在調査中だ。

事故後3年目の公務上認定

神奈川●基金支部のずさんな調査・決定

横浜市環境事業局鶴見事務所の職員のMさんは、2001年9月31日、ゴミの収集作業中に「ぎっくり腰」になった。それまでも何度かいわゆる災害性腰痛で公務災害にもなっていたので、公務災害申請をした。ところが、2003年11月に、地方公務員災害補償基金横浜市支部は、公務外決定。納得できないMさんは、同支部審査会に不服申し立て、審査請求をする。基金横浜市支部は公務外とした理由として、Mさんの発症したときの収集作業は通常の動作であり、とくに重かったといった事実のないこと、腰部椎間板症の既往症のあることをあげている。Mさんと、所属の全国一般神奈川横浜市労働者組合と神奈川労災職業病センターは協力して、この基金の決定の誤りを正していくことにした。

まず、通常動作による腰痛は公務災害ではないという理由は、既に最高裁判所で否定されている。ごみ収集作業は、そもそも腰に負担がかかるのであり、その中で起きた腰痛はほぼ全て公務災害であるという趣旨だ。しかし、基金は基準を改めようとせず、何か事故のような変わったことがないと認めようとしない。労働基準監督署よりもその傾向が強い。そこで、意見書や口頭意見陳述では、認定の基準そのものを裁判所が否定していることや、仮に基準を認めるとしても、いかに腰に負担がかかるかを詳しく説明した。他にも腰痛者が職場に多いこと、収集作業の実態については、組合の方が詳しく説明をした。とくに鶴見区は坂道も多く、道が狭いところにある収集場も多いとのことで、どうしても急いで作業をしないとならない。Mさんが被災した現場も、狭い坂道の途中であった。

医学面についても、基金横浜市支部の調査はいいかげんである。まず主治医は、作業中の動作が腰痛の原因としており、公務との因果関係を認めている。それを無視して、既往症とされた病院名も承知しているのに、その医師に全く意見を聴いていない。そこで、Mさんが文書で、その医師に、既往症とされた「腰部椎間板症」の程度や治療状況その他を質問して、文書で回答をいただいた。それによると、9月10日の時点ですでに治癒しており、その後の腰痛との因果関係はよくわからないということだった。

したがって、Mさんの腰痛が公務上であることは明らかである。

2004年4月12日の口頭意見陳述当日は、上記のような主張をしたのであるが、基金横浜市支部審査会の委員の一人の態度は目に余るものがあった。初めからふんぞりかえって椅子に座り、偉そうに足を組んで、斜めに構えて話を聞いてやっていると言わんばかりの姿勢。口を開けば、判決の引用だと何度も言っているのに、「川村さ

んの意見は暴論」と名前まで間違えて、意見する。さすがに代理人として出席した組合員も私も、強く抗議した。審査長や事務局もちょっと困った様子で、なんとか議論を収拾したような状態。

以前に私が代理人の一人を務めた横浜市営バスの運転手の腰痛について、やはり、横浜浜市支部審査会はいいかげんな決定をして、中央の審査会で逆転公務上認定を勝ち取った。今回はそのことにも触れて、きちんと審査することを求めた。

2004年6月7日付で、審査会は公務外認定処分を取り消し、公務上とした。その誤謬は、やはり認定基準に沿って、道幅が狭く通勤通学時間なので、すばやく作業を行わなくてはならなかったこと、焦って重さを確認しないまま持ち上げたことなどによって、通常の動作とは異なる動作による腰痛だとしている。そして既往症も2001年9月10日で治癒していると認めている。

つまり、Mさんの腰痛は、きちんと事実関係を調査すれば、初めから公務災害になってもおかしくなかった。基金横浜市支部のずさんさは目に余るので、なぜこのように時間がかかるのか、改善を求める申し入れを行ない、2004年9月2日に、組合と共に交渉した。

基金横浜市支部の回答および説明によると、意見聴取や意思決定に時間がかかってしまった。確かに迅速、公正ということで言えば、1年以上かかるのは問題だと考えるし、災害発生直後の初期調査が重要だということもわかる。研修を受けて、一生懸命やっているのだが、さらに改善に努めたい。なお、年間600件ほどの公務災害申請を3人の横浜市総務局職員厚生課の職員で処理している。Mさんの場合は、公務外になる可能性が高いと考えたこともあって、所属の職場とのやりとりをしていたこともある。

センター側としては、そもそも調査着手そのものが遅過ぎると指摘。兼任、異動もあるなど、人事の問題も含めて、Mさんのケースに限らない構造的な問題があるのではないかと主張。また、どんな理由にせよ、時間がかかるのならば、申請人にきちんと経過を説明する義務がある。おおむねこちらの主張を認めるが、現実的には、なかなか大変という印象を受けた。今後は、労働基準監督署と毎年交渉しているように、基金とも毎年交渉、情報交換したいこととも要望。来年は実現させたい。

待機時間は含まれない?

大阪●リムジン・バス運転手の労災不支給

空港へのリムジンバス運転手Bさんは、早朝勤務のために事業所の仮眠室に泊まった日の早朝5時に不調を訴え、病院へ搬送する救急車の中で亡くなった。病名は「急性心筋梗塞」だった。Bさんは人のやりたがらないコースの仕事を積極的に引き受け、欠員がでれば積極的に代替要員となり、熱心に働いてきた。Bさんの死は妻から見れば、不規則な勤務のうえ、泊まりも多いのであまり家におらず、それがある日突然冷たくなって帰ってきた、そんな死だった。Bさんの勤務表を見れば、時間外勤務が毎月75～85時間ほどあり、これは過重労働があったのではと思われた。奥さんからしても、Bさんは仕事ばかりしていたとの印象が強く、労災請求することになった。

Bさんの勤務形態は、日によってバスのコースが違い、大阪府内を回ることもあれば、泊まりがけで遠方まで行くこともあった。また、早朝からの勤務の場合、自宅が遠いことから事業所に泊まり、多いときは月に17泊した。

ところが、請求後、労働基準監督署より、長時間労働がないとの話があった。聞いてみると、停留所での待機時間は、仕事中に含まないという。Bさんの拘束時間は、出勤から退勤までは10～12時間におよぶが、1～5回くらい各停留所に停車し、10分から長ければ2時間の待機時間があった。待機時間を差し引いた勤務時間は8～10時間、月の時間外労働時間は50時間ほどになる。

待機時間の過ごし方は、短ければベンチか休憩室で缶コーヒーを1本飲む程度、長ければ食事に出

たりもするが、他に行くところもないので、休憩室でテレビなどを見て過ごすという。確かに仕事はしていないが、自宅などで完全に休むことができるわけではなく、拘束時間として考えるべきではないだろうか。また、不規則な勤務のために、睡眠時間がある日は、夜11時から朝4時、翌日は午前2時から10時と、時間がバラバラで時間数も4～10時間とひらきがある。

労基署とは数回話し、勤務の不規則生も考慮して認定するように申し入れたが、結果は不支給となった。待機時間が長かった点がやはりネックになり、これ全部を労働時間とはできないということだったようだ。しかしながら、拘束時間が長く、不規則な勤務であり停留場の待機時間が長くとも、疲労を回復できるとは思えない。待機時間についての考え方は、まだ、厚生労働省としても確立しているわけではないらしく、労基署によって判断が違ってくる可能性がある。今回は不支給となったが、この点はまだ判断が流動的であるようなので、事例を重ねていかなければならない。

Mekong Delta 2004

ベトナム●歌声と踊りにつつまれて成功

8月のメコンデルタは雨期の走りである。晴天がまたたくまに暗雲に覆われたかと思うと、風呂桶をひっくり返したような激しい豪雨に襲われる。そして15分もすれば、からりと晴れた天気が戻ってくるという具合。雨期の始まりのメコンデルタを訪れたのは、労働科学研究所・伊藤昭好さんを団長とする総勢22名。内訳は、日本17名、韓国3名、タイ2名だった。「ベトナム・メコンデルタの参加型安全衛生活動から学び自らの活動に応用しよう」という趣旨で始まったトレーニングコースも4回目を迎え、毎年のフォローアップを含めれば10回以上メコンデルタを訪問した。東京労働安全衛生センターにとっては、「第二の故郷」になった感がある。

その「第二の故郷」は、昨年から大きな変動の中にある。ベトナム中央政府が、カント市を第5番目の直轄市として指定し、ハイテク・工業化重点地域となったためだ。ここは、ベトナム最大の商工業都市ホーチミンの南200kmに位置する世界有数の穀倉地帯で、広大な土地と人口を擁している。この有利な条件を利用して、急速な工業化を行なう計画が進行中である。工業化に伴う公害対策、廃棄物問題、化学肥料や農薬、安全・健康・環境に関わるあらゆる問題への対応も迫られている。その責任機関がカント衛生局であり、その直轄組織として、安全衛生活動を展開しているのが労働衛生環境センター（ECHO）である。ECHOは、参加型トレーニングコースをたくさん実施しているが、外国人を招いた専門コースはこれがメインである。私たちがトレーニングに参加するのは大変興味深いが、ECHOにとっても、このトレーニングコースを通じて様々な改良をかさねるという、双方向の学びあいが定着している。

今回の特徴は、三点にまとめられる。第一点は、参加型トレーニング・ツール（4枚組みCD-ROMにまとめられたマニュアル）が完成し、参加者が容易かつ多方面に応用できる配慮がみられたこと。第二点は、農村での文化交流を2回行い、ベトナム農民の生活を学ぶ機会ができたこと。第三点は、参加者の構成がユニークで、世代間、国際間のきずなを深めることができたことである。

本トレーニングコース中もっとも重大な問題は、「8月21日午後、タンソンニャット国際空港で顔を知らない22名全員が合流できるか」、ということだった。この重大な任務を完遂したのは、ECHOスタッフのトラン・マン・チューさんだった。朝10時過ぎから午後5時まで、炎天下の空港出口で「Mekong Delta 2004」の紙を掲げて、参加者を確保し続けた。その努力のおかげで5時までに全員がそろい、カントへ向け5時間のバスツアーが始まった。バスの中では、休むことない自己紹介の繰り返し。初めての英語スピーチは緊張の連続であったが、なごやかな雰囲気となったころにはホテルにつき、先に到着して

いた川上剛さん(ILOスペシャリスト)の歓迎を受けた。

22日の日曜日は、メコン川のボートツアーが計画されていた。メコンの支流をさかのぼること30分で、有名な水上マーケットにたどりつく。農民たちが収穫物を船で持ち寄り、売っている野菜を竹のさおの先に高くつるしてお客を待つ。お客も船でこぎつけるので、数百艘の船が川をふさぎ大変なにぎわいだ。その夜は歓迎パーティがホテルの宴会場で行われた。「Mekong Delta 2004」と染められた赤い横断幕の下に、衛生局のレ・タン・ハイ所長はじめ、WISEやWINDを支持してくれたゆかりの人々が立ち、唄あり、ダンスあり、ピアノ演奏ありの2時間半があっという間にすぎていった。

23日は、ECHOの会議室に朝から移動して、参加型活動とは何かのレクチャーを受けた。ベトナムの参加者4名が加わることになったが、そのメンバーのうち2人は何とECHOスタッフの子どもたちだった。カイ所長の息子さんギアさん(カント大学)、チューさんの娘さんヘレンさん(ホーチミン市で国際協力関係を勉強中)。また、日本からは伊藤団長の息子さん未希也さん(高1)が参加し、世代を超えた研修となった。

オープニングセレモニーに続き、当日午後モンゴルに旅立ってしまう川上さんから、「ベトナムにおける参加型活動の展開とILOの役割」と題した講演を受けた。

カイさんからは、一人ひとりに4枚組みのCD-ROMが渡され、参加型活動の基本的考えが示された。早速3つのグループに分かれて、「参加型活動と従来の活動との違い」について討議し、発表が行われた。夕方には、農民に対する生活労働改善トレーニング(WIND)を行なうため、全参加者が4グループに分かれることになり、1グループが二つのセッションを担当するというハードな仕事の振り分けが行われた。

24日は、カント市の北20kmにあるソンハウ共同農場を訪問して、農村の改善事例を収集してまわった。同農場に生活労働改善のための参加型活動(WIND)が導入されて、約3年がたつ。農場の経営委員会は、農場の近代化と生産性向上のためにも、参加型活動は重要と考え支援をしてきた。農場では、150人のWINDファシリテーター(生活労働改善推進者)が育ち、530家族がWINDトレーニングを受けたという。その人たちから、「わが家の改善を見てくれ」という希望が多くて、訪問家庭の選択が大変だったとのこと。運河をめぐり、10件以上の家を船で訪問した。数台のデジカメで撮った改善写真は1,200枚にも及び、参加者の熱心さにも敬服した一日だった。

夕方は、共産党委員会責任者の主催で、ベトナム料理品評会が行われた。6グループに分かれ、6種類のベトナム料理を農場女性委員会執行部の指導で作るのだ。初めて作る本格的な生春巻きや、ベトナム風たこやきやお好み焼きに皆真剣だ。作った料理は、女性委員会が審査した。一等賞に輝いたのは、韓国のリーさんが持ってきたチューブのコチジャンで装飾をほどこしたグループだった。料理品評会は、地酒のイッキ飲みと各国の唄で盛り上がり、明日に予定されるWINDのためのハードなしごとを忘れる楽しいひとときとなった。

25日は、事業場における参加型改善活動(WISE)を学習するために、縫製工場と機械加工工場を見学した。縫製工場では、ミシンの縫い目やボタンかけの精度を高めるために作った型紙や、針が折れて怪我をしないためのガードなど多くの改善がみられた。機械加工工場は、メコンデルタ2000でWISEトレーニングをやったところで、その当時は事業場が暗く段差があり、加工機械が無造作におかれていたのが印象的であったが、今回の訪問では段差がなくなり、立派なホイストクレーンが導入され、騒音職場は隔離されて新装なった工場の看板がすえつけられようとしていた。社長さんは、ILOの労働安全衛生マネジメントシステムを実施していることを得意げに話されていた。午後、ECHOに戻った私たちは、明日から始まるWINDのためのプレゼンテーション作りやリハーサルに取り組み、その作業は深夜まで及んだ。

WINDトレーニングは、26・27日の2日間、ソンハウ共同農場党委員会に併設されている会議室で行われた。カントが直轄市になったことで、その最先端を行く同共同農場は、党・政府の重要拠点となった。WINDは、農民の労働生活改善活動だけでなく、生産性向上にとっても重要な活動と位置づけられている。

トレーニングを受ける人たちは

8組の農民で夫婦、親子、姉妹と様々だった。

WINDトレーニングの最初のセッションでは、チェックリストを持って農家を訪問する。改善が必要・不必要のチェックの仕方を、色々な例を用い農民一人ひとりに意見を聞いていった。お昼前の私たちのファシリテーター・ミーティング（必ず午前と午後のWINDトレーニングが終わる前に実施する。このミーティングを通じて、その日の私たちのプレゼンテーションの態度が評価され、明日のプレゼンテーション方法の改善につながるアイデアが生まれる。農民に対する参加型トレーニングをやりながら、実は自分たちもよいトレーナーになるための学習を同時進行で行なっていく）では、このセッションの進行が高く評価された。午後のプレゼンテーションは、さらにテンションが高くなっていった。各グループは必ず、プレゼンテーションの前に唄かゲームを用意して盛り上げる。午後なのに眠る人が誰もいない!!「作業を人間に合わせる」では、「お金をかけずに改善をしよう」と呼びかける碇さんが、庭で拾ってきた棒切れ（お金をかけないことを自ら実践?!）で、スライドを指し示していた。夕方のミーティングで、彼女はWIND第1日目のヒロインに選ばれた。

WIND2日目は、さらに興味深いプレゼンテーションが続いた。午前は伊藤団長の息子さん未希也さん（高1）が英語で説明し、カイさんの息子さんギアさんがそれをベトナム語に直訳する。第二世代の絶妙な協力体制に両親もきっと満足だったろう。

午前中のファシリテーター・ミーティングでは、午後のグループに対する厳しい注文が、カイさんから出された。「参加者はリラックスできて大変喜んでいるが、皆さんが、彼らのグループ討議の中に入っていこうとしていない。農民が実際の解決方法を見出すよう支援すべきである」。

昼食をとりながら、この課題に挑んだのは、最後のプレゼンテーショングループ（韓国のジョンさん、中山さん、芝田さん、ヘレンさん）だった。彼女らは真っ赤なトレーナーに着替えると、応援団のパフォーマンスで「ふれー、ふれー、WIND!」と大声をあげ、「全員で一緒にやろう」とうながした。プレゼンテーションでは、ぬいぐるみを使ったり、自分の改善提案を絵にしたりして、「実際的な改善をしよう」と農民に呼びかけた。これに触発されて、8組の農民たちは、自らの行動計画を絵付きで作り上げ、皆の前で発表した。2日間のWINDは、笑いと歌声の中で終了した。

ファシリテーター全員で作った折鶴は、修了証と共に農民に手渡された。最後のファシリテーター・ミーティングでは、全員がひとことでWINDの印象を語った。「ゲームと唄が大切」（時沢さん）、「パフォーマンスとプレゼンテーション」（水野さん）、「すばらしい雰囲気作り」（黒田さん）、「準備とイメージング」（西川さん）、「チェックリストはすばらしい」（韓国・ジョンさん）、「ファシリテーターの確信」（タイ・ユパラットさん）、「わかりやすく組み立てられたトレーニング」（韓国・ヨーンさん）、「アクション!」（ベトナム・ヘレンさん）。

その日の夕方、WIND会場の前庭には、再びごちそうが並び、参加者、ファシリテーター、党委員会、女性委員会らと共に文化交流パーティが100人近くの参加で行われた。ひとしきり食事を食べ終えたあと、ベトナムの歌の披露が行なわれれば、タイ、日本、ベトナムの若者たちは、民族衣装に着替えてさっそうと登場。辻裏さんは日本の茶器を持って登場し、おそらくメコンデルタでは初めてであろう野点（のだて）を披露した。地平線に沈んでいく太陽が空と運河を真っ赤に変え、その下でふくらんでいくベトナムやタイの踊りの輪はいくども繰り返された。

私はその光景のなかに、昔読んだ宮沢賢治の「ポラーノの広場」という童話を思い出していた。「農場主にこきつかわれている青少年たちが伝説の「ポラーノの広場」を探しに行くが、そこには金と欲がうずまく政治家の宴会があるばかりであった。やがて彼らは自分たちの夢を共同作業場の中に実現し、伝説の広場を自然と共に生きる人のつながりの中に見出す…」そんなストーリーだ。WINDの研修を通じて国際的なきずなをいっそう強いものにして、多くの人のいとなみの中に参加型活動を定着させる、そんな「WINDの広場」をベトナムのカイさん、タイのサラさん、韓国のリーさんたち、そして多くの日本の仲間たちと共に作って生きたいと強く思った。

東京労働安全衛生センター
仲尾豊樹

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階　TEL(03)3636-3882/FAX(03)3636-3881
E-mail joshrc@jca.apc.org　HOMEPAGE http://www.jca.apc.org/joshrc/

東　京●NPO法人 東京労働安全衛生センター
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
E-mail etoshc@jca.apc.org
TEL(03)3683-9765 /FAX(03)3683-9766

東　京●三多摩労働安全衛生センター
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5
TEL(042)324-1024 /FAX(042)324-1024

東　京●三多摩労災職業病研究会
〒185-0012国分寺市本町4-12-14三多摩医療生協会館内
TEL(042)324-1922 /FAX(042)325-2663

神奈川●社団法人 神奈川労災職業病センター
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9サンコーポ豊岡505
E-mail k-oshc@jca.apc.org
TEL(045)573-4289 /FAX(045)575-1948

新　潟●財団法人 新潟県安全衛生センター
〒951-8065 新潟市東堀通2-481
E-mail KFR00474@nifty.ne.jp
TEL(025)228-2127 /FAX(025)228-2127

静　岡●清水地域勤労者協議会
〒424-0812 清水市小柴町2-8
TEL(0543)66-6888 /FAX(0543)66-6889

愛　知●名古屋労災職業病研究会
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1
E-mail roushokuken@be.to
TEL(052)837-7420 /FAX(052)837-7420

京　都●京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8432京都市南区西九条東島町50-9山本ビル3階
TEL(075)691-6191 /FAX(075)691-6145

大　阪●関西労働者安全センター
〒540-0026大阪市中央区内本町1-2-13ばんらいビル602
E-mail koshc2000@yahoo.co.jp
TEL(06)6943-1527 /FAX(06)6942-0278

兵　庫●尼崎労働者安全衛生センター
〒660-0803尼崎市長洲本通1-16-17阪神医療生協気付
E-mail jh31012@msf.biglobe.ne.jp
TEL(06)6488-9952 /FAX(06)6488-2762

兵　庫●関西労災職業病研究会
〒660-0803尼崎市長洲本通1-16-17阪神医療生協長洲支部
TEL(06)6488-9952 /FAX(06)6488-2762

兵　庫●ひょうご労働安全衛生センター
〒651-0096 神戸市中央区雲井通1-1-1 212号
E-mail a-union@triton.ocn.ne.jp
TEL(078)251-1172 /FAX(078)251-1172

広　島●広島労働安全衛生センター
〒732-0827 広島市南区稲荷町5-4 山田ビル
E-mail hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp
TEL(082)264-4110 /FAX(082)264-4110

鳥　取●鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内
TEL(0857)22-6110 /FAX(0857)37-0090

徳　島●NPO法人 徳島労働安全衛生センター
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内
E-mail rengo-tokushima@mva.biglobe.ne.jp
TEL(088)623-6362 /FAX(088)655-4113

愛　媛●NPO法人 愛媛労働安全衛生センター
〒792-0003 新居浜市新田町1-9-9
E-mail eoshc@mx81.tiki.ne.jp
TEL(0897)34-0900 /FAX(0897)37-1467

愛　媛●えひめ社会文化会館労災職業病相談室
〒790-0066 松山市宮田町8-6
TEL(089)941-6065 /FAX(089)941-6079

高　知●財団法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28
TEL(0888)45-3953 /FAX(0888)45-3953

熊　本●熊本県労働安全衛生センター
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック
E-mail awatemon@eagle.ocn.ne.jp
TEL(096)360-1991 /FAX(096)368-6177

大　分●社団法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒870-1133 大分市宮崎953-1 (大分協和病院3階)
TEL(097)567-5177 /FAX(097)503-9833

宮　崎●旧松尾鉱山被害者の会
〒883-0021 日向市財光寺283-211 長江団地1-14
E-mail aanhyuga@mnet.ne.jp
TEL(0982)53-9400 /FAX(0982)53-3404

鹿児島●鹿児島労働安全衛生センター準備会
〒899-5215 姶良郡加治木町本町403有明ビル2F
E-mail aunion@po.synapse.ne.jp
TEL(0995)63-1700 /FAX(0995)63-1701

自治体●自治体労働安全衛生研究会
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階
E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
TEL(03)3239-9470 /FAX(03)3264-1432

(オブザーバー)

福　島●福島県労働安全衛生センター
〒960-8132 福島市東浜町6-58 福島交通労組内
TEL(0245)23-3586 /FAX(0245)23-3587

安全センター情報2004年12月号(通巻第314号) 2004年11月15日発行(毎月1回15日発行)
1979年12月28日第三種郵便物認可 800円
〒136-0071東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生センター連絡会議
TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881

JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center
Z Bldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
Phone +81-3-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: http://www.jca.apc.org/joshrc/